

第五期長期計画・事業実施状況・討議要綱・調整計画案一覧表

【健康・福祉分野】

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容	
<p>基本施策1 支え合いの気持ちをつむぐ</p> <p>人口構成の変化(少子化・高齢化)、核家族化や単身世帯の増加など家族の小規模化や、家族や近隣関係が希薄化し、地域での支え合いも弱まるなど、市民を取り巻く環境・状況が変化している。</p> <p>行政や専門機関により、様々な福祉制度や介護保険制度に基づくサービスで対応してきたが、既にこれらの制度だけで対応できる範囲を超えている。</p> <p>一方、地域を支えてきたコミュニティ協議会、地域福祉活動推進協議会(以下「地域社協(福祉の会)」)という等では、担い手不足が問題になっている。地域福祉活動の主役は市民であり、市民が自発的、主体的に地域の健康・福祉課題を発見し、その解決や予防に取り組んでいくことが重要である。そのため、市は地域社協(福祉の会)やNPOなどと連携して市民同士の良好なコミュニケーション構築への支援や地域福祉力の向上に取り組んでいく。また、お互いを認め合い、誰もが地域でいっしょに暮らしていくために、心のバリアフリーを推進していく。</p>			<p>団塊の世代が後期高齢者となる平成37(2025)年に向け様々な問題が顕在化する中、地域包括ケアシステムの構築が法律に明記され、また、介護保険制度の大幅な改正がなされるなど、社会情勢の変化とともに、福祉施策を巡る状況も目まぐるしい変革の時期を迎えている。これらの変化に対応するためには、誰もが地域を支える担い手となり得るという意識を持ち、また、それを実現可能とするための仕組みづくりが必要である。</p>		
<p>域(福祉)活動発向、主體的な地</p>	<p>多様な市民が、地域で共に心地よく暮らしていくためには、市民一人ひとりが異なる状況や状態にあることへの認識を基盤とした相互の理解と尊重が重要である。高齢者や障害者への理解を深めるとともに、接し方を知ることができる場等を提供していく。</p>	<p>心のバリアフリーの推進</p>	<p>平成23年度から心のバリアフリー啓発事業を市民社会福祉協議会に委託して開始した。出前講座受講者は以下の通り。 平成24年度 11団体 延べ797人 平成25年度 9団体 延べ944人 平成26年度 13団体 延べ1,391人</p>	<p>(1)地域包括ケアシステム(まちぐるみの支え合いの仕組みづくり)の推進 重慶の要介護状態になっても地域で暮らし続けられることなどを目標として、「地域包括ケアシステム」が医療介護総合確保促進法に新たに明記された。本市では、この「地域包括ケアシステム」を第五期長期計画の重点施策である「地域リハビリテーション」の理念に基づき「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」として、市民を含めたすべての関係者が一体となって推進している。</p>	<p>いかなる状況や状態にあっても、一人ひとりがその多様性を認められ、個人として尊重されるべきである。本市ではこれまで各種講習会や啓発事業等の心のバリアフリー事業を行ってきたが、平成28年に障害者差別解消法が施行されることに伴い、より一層教育機関や企業等とも連携し、心のバリアフリー事業を推進する。</p>
<p>(2)市民が主体となる地域福祉活動の推進</p>	<p>また、ボランティア活動や福祉活動への関心や理解を促し、地域社協(福祉の会)やボランティア団体等の地域福祉活動への参加のきっかけづくりに取り組む。</p>	<p>ボランティア学習・福祉学習の推進</p>	<p>市民社会福祉協議会において「ふれあい福祉学習検討委員会」を設置し、平成25年度には小学校、中学校を対象とした福祉学習に取り組んだほか、施設介護サポーター養成講座を実施した。</p>	<p>(2)市民が主体となる地域福祉活動の推進 介護保険制度の大幅な改正により、要支援の方へのサービスのうち訪問介護・通所介護は市町村事業に移管されることから、地域での支え合いの重要性はますます高まることが見込まれる。年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが地域を支える担い手となる仕組みづくりを推進する。さらに、地域住民の主体的な参加を軸としたテニミオンハウス事業やレモンキャブ事業等、地域における共助の仕組みである既存事業を推進・充実するとともに、市民が主体となる活動に対する支援を充実する。</p>	<p>年齢や障害の有無にかかわらず、ボランティア学習や福祉教育、また、地域のイベントへの参加等を通じたボランティア活動への参加のきっかけづくりや、誰もが地域を支える担い手となる仕組みづくりを推進する。</p>
<p>(3)地域の人のつながりづくり</p>	<p>市民一人ひとりに、自分ができることへの取組みを促すとともに、市と社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会(以下「市民社協」という)が中心となって、関係する市民、地域社協(福祉の会)、NPO、市民団体、事業所をコーディネートしながら、福祉の推進に取り組んでいく。</p>	<p>市民が主体となる地域福祉活動の推進</p>	<p>定期的な市民社会福祉協議会と情報交換を行い、連携強化を図ったほか、民生児童委員・赤十字奉仕団については、PRイベントの実施や市報等によりそれぞれの活動の積極的な広報を行った。</p>	<p>(3)心のバリアフリー事業の推進 地域社会において、いかなる状況にあっても、一人ひとりがその多様性を認められ、個人として尊重されるべきである。本市ではこれまで各種講習会や啓発事業等の心のバリアフリー事業を行っているが、平成28年に「障害者差別解消法」が施行されることに伴い、より一層教育機関や企業等とも連携し、心のバリアフリー事業を推進する。</p>	<p>地域住民の主体的な参加を軸としたテニミオンハウス事業やレモンキャブ事業等、地域における共助の仕組みである既存事業を充実するとともに、市民が主体となる活動に対する支援を推進する。テニミオンハウスについては、空白地域における設置を検討する。</p>
<p>また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。</p>	<p>また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。</p>	<p>孤立予防への取組みの推進</p>	<p>公募の結果、平成24年度に1施設の運営団体を変更し、新たな地域住民団体が運営している。各運営団体が、在宅介護支援センターとの情報交換会や地域住民向け講習会等を実施し、地域と連携を取ることで、支え合いの場としての機能を充実している。</p>	<p>市民社会福祉協議会において、居場所づくりの実践に対して行う具体的な支援について検討を行った。なお、平成26年度は、ボランティア・地域福祉活動助成制度に居場所づくり事業が特別助成の区分として設けられた。</p>	<p>また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。</p>
<p>また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。</p>	<p>また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。</p>	<p>孤立予防への取組みの推進</p>	<p>平成24年度に市及び住宅系事業所、ライフライン事業所等と「武蔵野市孤立防止ネットワーク連絡会議」を設置し、定期的に会議を開催することにより、連携体制の構築を図り、孤立状態の解消を目指す。住宅系事業所とライフライン事業所等については高齢者・障害者等の見守りに関する協定を順次を結んでおり、平成27年7月現在、10団体と協定締結済。</p>	<p>また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。</p>	<p>また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。</p>
<p>また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。</p>	<p>また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。</p>	<p>孤立予防への取組みの推進</p>	<p>上述の孤立防止ネットワーク連絡会議は、新たに宅配運送業者や生活協同組合等参加機関を拡大し、継続した取組みとしていく。 また、孤立状態は消費者被害等にもつながるため、消費者被害防止の情報提供等も行う。 他に、独居高齢者実態調査未回答者への訪問や、介護予防講座への案内等により、支援が必要な方の把握については、今後も継続して行う。</p>	<p>また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。</p>	<p>また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。</p>
<p>また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。</p>	<p>また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。</p>	<p>孤立予防への取組みの推進</p>	<p>平成24年度より、高齢者支援課が設置した孤立防止ネットワーク連絡会議に定期的に参加し、関係機関との連携を図っている。引き続き参加し、新たな課題の発見と解決に向けて、協力関係を強化する。</p>	<p>また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。</p>	<p>また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
	防犯対策の充実	<p>安全対策課や消費生活センターとの定期的な情報交換を行い、75歳以上の高齢者に悪質商法や振り込め詐欺の予防啓発チラシを配布した。</p> <p>また、安全対策課で振り込め詐欺対策として迷惑電話チェッカーを貸し出すに当たり、高齢者への説明やケアマネジャー等を通じての紹介を行った。</p> <p>消費者被害の現状や問題点を把握し、正しい知識を得ることにより被害に巻き込まれないよう市消費生活相談員を講師とする啓発講座の受講を障害関連施設職員、施設利用者に促した。引き続き受講を勧奨する。また、27年度は広報誌「つながり」等を活用し、消費者問題等の普及・啓発を図る。</p>		在宅生活の継続に向け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の訪問系サービスを充実させるとともに、24時間365日の相談等、相談支援体制の強化、見守り体制の充実や、地域による支援体制づくりを進めていく。また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。
災害時に支援が必要な高齢者や障害者については、安否確認から避難支援へつなげられるよう、引き続き災害時要援護者対策事業を進める。	災害時要援護者対策事業の推進	<p>地域社協を単位として要援護者情報の更新及び支援者探しを実施するとともに、安否確認訓練や支援者説明会を実施した。また、災害時要援護者に関して、住民情報系のシステムを導入したことにより、リアルタイムで情報収集ができるようになった。</p> <p>平成25年に災害対策基本法が改正されたことにより、平成26年度に災害時避難行動支援体制検討委員会を設置し、安否確認から避難行動支援、その後の生活継続支援の流れの中で関係する団体が連携して対応していくことを確認した。</p> <p>平成25年3月に福祉避難所の開設・運営マニュアルを作成した。災害時に備え備蓄品を各福祉避難所に分散備蓄した。総合防災訓練にて福祉避難所の開設・運営訓練を実施し、マニュアルの検証を行った。今後は地域と福祉避難所との連携を支援する。</p> <p>市報及び広報誌「つながり」等において、要援護者支援事業の周知を行うとともに、市内障害関連団体に対して制度説明会を実施した。引き続き同事業への登録を勧奨する。(平成24年度新規登録者数19名、平成25年度新規登録者数16名、平成26年度新規登録者数9名)福祉避難所に対する災害時備蓄品の分散配置(障害者総合センター、障害者福祉センター、NPO法人ミュー)を行うとともに、福祉避難所の開設・運営マニュアルを作成した。</p> <p>平成25年度は、災害時、緊急時に障害者が必要とする支援が周りの人々に伝わるよう、ヘルプカードを作成・配布をし、平成26年度は、ポスター、チラシを作成・配布をすることによって、地域住民への普及・啓発に取り組んだ。</p> <p>難病患者等人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画を、多摩府中保健所と協力し作成した。97名中65名について作成済み。残り32名についても、第一安否確認者を確定している。</p>		災害対策基本法の改正に基づき、各関係機関等と地域福祉活動団体との連携のもと、災害時における高齢者や障害者の安否確認や避難支援体制を強化していくとともに、発災後の生活継続支援体制を確立していく。また、災害対策を契機に、地域福祉活動の活性化を図る。

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容	
<p>基本施策2 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進</p>					
<p>核家族化や高齢化、ライフスタイルの多様化などが進んでおり、地域社会の姿が変化してきている。老老介護や虐待など生活課題も多様化・複雑化しており、市民一人ひとりが住み慣れた地域で暮らし続けるためには、特定の団体や行政内の特定の担当部署、あるいは市民個人で課題を抱え込むのではなく、NPOやボランティアなど多様な主体との連携や、分野を越えた連携を推進する必要がある。すべての市民が、その年齢や状態にかかわらず、本人の意思に基づいて住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織・人が連携しながら体系的、継続的に支援をしていくという地域リハビリテーションの理念の実現に向けた取組みを進める。</p>					
<p>(一)在宅生活支援のネットワークづくりの推進</p>	<p>在宅生活を継続できるよう、その人の状態にかかわらず必要かつ確かな情報と支援を受けられるよう、継続的かつ体系的な支援体制づくりを進める。</p>	<p>在宅介護支援センターでは担当地区の地域社協や自治会等の地域住民の会議に参加したり、サポーター養成講座等を行い、地域の高齢者の実態把握と同時に地域住民とのネットワークづくりを行っている。 地域包括支援センターは在宅介護支援センターのネットワークから把握された虐待事例等の困難事例について在宅介護支援センターと連携し後方支援や処遇を行っている。また、26年度から地域の課題を抽出し、解決するための施策へとつなげる地域ケア会議を市内6か所の在宅介護支援センターエリアで開催している。</p>	<p>(1)在宅生活を継続するための目標の共有化 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような仕組みづくりを進めるためには、行政職員や地域の専門職のみならず、市民を含めたすべての関係者が、在宅生活の継続に向けた症状の重度化の予防と介護者が安心して介護できる環境づくりという2つの目標を共有することが必要である。そのため、ケースごとに様々な関係者が参加する重層的な地域ケア会議を活用するなど、多職種連携強化などの取り組みを推進する。</p> <p>(2)生活支援サービスの充実 在宅生活の継続に向け、訪問系サービスの整備を進めるとともに、24時間365日の相談等、相談支援体制の強化、見守り体制の充実や、地域による支援体制づくりを進めている。</p> <p>(3)保健・医療・介護・福祉の連携の推進 在宅で療養生活を継続するためには、保健・医療・介護・福祉に関係する多職種が連携した発症から終末期までの切れ目ない支援が必要である。そのため、「脳卒中地域連携バス」や「もの忘れ相談シート」の活用により連携をさらに推進する。また、ICTを活用するなど情報共有化の仕組みづくりを行う。</p> <p>(4)医療の機能分化への対応 高齢化の進展等に伴い、今後の医療ニーズが増加していくことが予想される。限定的な医療資源を医療ニーズに合わせ、的確かつ効率的に提供できる体制を確保するため、初期・二次・三次救急等医療機関の機能分化を推進する必要がある。他の自治体との連携等の検討を行いつつ、医療体制の機能分化について、かかりつけ医の重要性とともに、市民への効果的な周知を行う。</p>	<p>すべての市民が生涯を通じて住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・介護・福祉等様々な分野における人や組織が連携し、体系的、継続的な支援を行うための仕組みづくりを推進する。</p>	
	<p>移送サービス(レモンキャブ事業)の推進</p>	<p>走行距離、使用年数を考慮し今後も計画的に車両を更新し、安全な運行に努め、市民の互助の力による移動困難者の外出支援を推進する。</p>	<p>認知症相談事業、認知症高齢者見守り支援事業による介護負担軽減、家族介護用品支給事業等による経済的支援など体系的な家族介護支援を実施している。 在宅介護支援センターやデイサービスセンターで実施している家族介護者の交流の場や家族介護教室に定期的に通う家族介護者も見受けられるようになり、介護を終えた家族も継続して交流の場に加わり相談相手になるなど、少しずつではあるが自主的な活動への基盤が培われている。家族会は準備会を立ち上げている。 ガスの利用状況を知らせることにより離れた家族に高齢者の安否を知らせるサービスを24年度、25年度実施したが、双方向性に欠けることから事業を見直し、新たに26年度に高齢者安心コール事業を開始し、24時間365日の相談体制を整える。</p>	<p>(5)生活困窮者への支援 生活困窮者自立支援法の施行に伴い実施する生活困窮者への支援については、支援が必要な人を早期に発見する仕組みづくりと多様な支援方法の確立が課題となる。庁内の関係部署のみならず、庁外の関係機関との連携による多様かつ個別性に配慮をした伴走型支援を行っていく必要がある。</p> <p>(6)認知症高齢者施策の推進 認知症コーディネーターリーダー(認知症地域支援推進員)を配置し、認知症の早期発見やアウトリーチ型の対応に努める。また、今後ますます独居の認知症高齢者が増えいくことも勘案しながら、見守り施策の充実や、市民への認知症理解の普及啓発を進め、認知症高齢者の地域での生活を支援していく。</p>	<p>住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような仕組みづくりを進めるためには、在宅生活の継続に向けて、症状の重度化予防や介護者が安心して介護できる環境づくりなど、行政職員や地域の専門職のみならず、市民を含めたすべての関係者が目標と情報を共有することが必要である。そのため、ケースごとに地域住民を含め様々な関係者が参加し、日常生活圏域レベル、市全域レベル等段階ごとに重層的に設置する地域ケア会議を活用するなどして、多職種連携強化や情報共有などの取り組みを推進する。</p> <p>地域住民の主体的な参加を軸としたテンミリオンハウス事業やレモンキャブ事業等、地域における共助の仕組みである既存事業を充実するとともに、市民が主体となる活動に対する支援を推進する。テンミリオンハウスについては、空白地域における設置を検討する。(再掲)</p>
	<p>家族介護支援事業の充実</p>	<p>認知症相談事業、認知症高齢者見守り支援事業による介護負担軽減、家族介護用品支給事業等による経済的支援など体系的な家族介護支援を実施している。 在宅介護支援センターやデイサービスセンターで実施している家族介護者の交流の場や家族介護教室に定期的に通う家族介護者も見受けられるようになり、介護を終えた家族も継続して交流の場に加わり相談相手になるなど、少しずつではあるが自主的な活動への基盤が培われている。家族会は準備会を立ち上げている。 ガスの利用状況を知らせることにより離れた家族に高齢者の安否を知らせるサービスを24年度、25年度実施したが、双方向性に欠けることから事業を見直し、新たに26年度に高齢者安心コール事業を開始し、24時間365日の相談体制を整える。</p>	<p>家族介護支援事業の充実</p>	<p>家族の介護負担を軽減するため、支援の体制を充実させるとともに、体系化を図る。</p>	<p>家族の介護負担を軽減するため、支援の体制を充実させるとともに、体系化を図る。</p>

第五期長期計画・事業実施状況・討議要綱・調整計画案一覧表

【健康・福祉分野】

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
	相談機能のネットワークの強化	<p>在宅支援連絡会において、事業所間の関係づくりの強化を図った。なお、介護保険制度の改正により、在宅医療・介護連携推進事業が「市町村事業として位置づけられたことにより、在宅支援連絡会は「在宅医療・介護連携推進協議会」としてリニューアルを行った。</p> <p>平成24年度 在宅支援連絡会において、高齢分野を含めた事業所間の関係づくりを強化した。 平成24年10月1日付で、基幹相談支援センターを市直営で設置し、地域活動支援センターとともに、相談支援体制の強化を図った。 平成25年度 市直営基幹相談支援センターの設置により、地域活動支援センターと連携が取りやすくなり、両センターが協力することにより、各相談支援事業所のサポート及び、ネットワークの強化が図れた。 平成26年2月、相談支援専門員連絡会を発足。相談支援専門員間の連携と、計画相談に関するスキルを高めることを目指す活動を展開した。 今後も、基幹相談支援センターが中心となって、市内のサービス提供事業所、指定特定相談支援事業所、地域活動支援センターとより重層的な相談体制を確立していく。また、これらの体制については、作成予定の『相談支援専門員ガイドライン』に明確に位置付ける。</p>	<p>(7)権利を守る取り組みの推進 権利を守る取り組みを推進するため、権利擁護事業・成年後見制度の周知を図るとともに、関係機関、団体との連携を一層深めていく。また、地域が一体となってあらゆる虐待の防止に努める必要があるため、虐待防止連絡会等を活用し、積極的に市民への普及啓発を図る。</p> <p>(8)災害時における緊急対応 災害対策基本法の改正に基づき、庁内外の各関係機関等と地域福祉活動団体との連携の下、災害時における高齢者や障害者の安否確認や避難支援体制を強化していくとともに、発災後の生活継続支援体制を確立していく。 また、災害対策を契機に、地域福祉活動の活性化を図る。</p>	<p>住み慣れた地域で安心して暮ら続けられるような仕組みづくりを進めるためには、在宅生活の継続に向けて、症状の重度化予防や介護者が安心して介護できる環境づくりなど、行政職員や地域の専門職のみならず、市民を含めたすべての関係者が目標と情報を共有することが必要である。そのため、ケースごとに地域住民を含め様々な関係者が参加し、日常生活圏域レベル、市全域レベル等段階ごとに重層的に設置する地域ケア会議を活用するなどして、多職種連携強化や情報共有などの取り組みを推進する。</p> <p>在宅生活の継続に向け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の訪問系サービスを充実させるとともに、24時間365日の相談等、相談支援体制の強化、見守り体制の充実や、地域による支援体制づくりを進めていく。また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。</p> <p>障害者の地域生活を支援する基幹相談支援センター、地域活動支援センター、指定特定相談支援事業所の連携を強化し、地域の中核となる地域活動支援センターの機能を充実させ、障害ケアマネジメントの質の向上と利用の促進を図る。</p>
多様な機関や職種が連携し、保健・医療・福祉・教育など多面的な支援が得られるよう、協議の場の設置をはじめとする仕組みづくりを推進する。	地域連携協議会(仮称)によるネットワークの充実	<p>平成24年4月に在宅支援連絡会、同年6月に地域リハビリテーション推進協議会を設置し、在宅生活支援に関する地域課題について解決の方向性を検討し、「緊急医療情報キット」などのツール、パンフレットをは在宅支援連絡会のメンバーが中心となり、作成した。 なお、介護保険制度の改正により、在宅医療・介護連携推進事業が市町村事業として位置づけられたことに伴い、在宅支援連絡会は「在宅医療・介護連携推進協議会」としてリニューアルを行い、地域リハビリテーション推進協議会は、健康福祉総合計画推進会議と統合し、「健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議」として引き続き分野を超えた連携を図っていく。</p> <p>平成24年6月に設置された地域リハビリテーション推進協議会に、自立支援協議会会長がメンバーとして出席した。その分野別会議と位置づけられている在宅支援連絡会には、2つの地域活動支援センターが参加し、地域を構成する一員である障害者のニーズを代弁してきた。 平成27年度から、既述協議会を『在宅医療・介護連携推進協議会』に発展させるが、引き続き基幹相談支援センター及び地域活動支援センターが参画する。</p> <p>武蔵野赤十字病院の三次救急機能を維持し、インフルエンザの流行による患者の増加に対応するため、平成27年1月18日～3月1日の日曜・祝日に休日診療所と調剤薬局をそれぞれ2か所増設した。 平成26年度に設置したは、「武蔵野市地域医療の在り方検討委員会」では、本市の喫緊の課題である「初期救急医療体制の充実」と「在宅療養生活を選択できる医療と介護の連携強化」の2点の議論が行われ、前者については27年度から、これまでの病院の輪番制による実施方法を見直し、新たに診療所2か所・薬局2か所を開設することとなった。</p>		<p>在宅で療養生活を継続するためには、保健・医療・介護・福祉に関係する多職種が連携した、発症から終末期までの切れ目ない支援が必要である。そのため、武蔵野市医師会と市が共同設置する武蔵野市在宅医療介護連携支援室を核として、市が従来から取り組んできた脳卒中地域連携バスやもての忘れ相談シート等を活用した連携をさらに推進する。また、ICTの活用によるリアルタイムな情報とケア方針の共有化による医療介護連携の仕組みづくりを行う。</p>
また、このような仕組みを有効に活用できるよう、市民への浸透を図る。	市民に対する啓発	<p>平成25年度に『「わたしらしく暮らす」ための医療と介護』をテーマとした在宅療養に関するシンポジウムを開催した。また、平成25年度には「緊急医療情報キット」、平成26年度には「リビングウィル」のパンフレットを在宅支援連絡会で検討・作成を行い、日頃から緊急時に対する備え等について考えていただくきっかけづくりを行った。</p>		<p>住み慣れた地域で安心して暮ら続けられるような仕組みづくりを進めるためには、在宅生活の継続に向けて、症状の重度化予防や介護者が安心して介護できる環境づくりなど、行政職員や地域の専門職のみならず、市民を含めたすべての関係者が目標と情報を共有することが必要である。そのため、ケースごとに地域住民を含め様々な関係者が参加し、日常生活圏域レベル、市全域レベル等段階ごとに重層的に設置する地域ケア会議を活用するなどして、多職種連携強化や情報共有などの取り組みを推進する。(再掲)</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(2) 障害児への支援</p> <p>障害児とその親にとって地域での生活に困難が生じることがないように、生活全般について継続的に見守り、ライフステージの節目で支援が途切れることのないような仕組みを構築する。</p> <p>心身に何らかの障害のある子どもに対する早期からの療育を推進するとともに、障害児を育てる親の不安を軽減するための相談支援等を充実させていく。</p>	<p>児童発達支援センターを中心とした地域療育システムの構築</p>	<p>地域療育相談室ハビットを中心に母子保健・子育て・教育部門と連携体制を構築し、心身に何らかの発達の違いがある子どもに対して、早期からの発達を支援するための療育を推進する。</p> <p>ハビットでの相談等の実績： 平成24年度 新規相談169件、受理面接121件、継続相談1126件、医療相談38件。 親子通園12グループ、71組。施設訪問360件。 平成25年度 新規相談143件、受理面接111件、継続相談1339件、医療相談47件。 親子通園13グループ、77組。施設訪問302件。 25年度より計画相談も開始した。 平成26年度 新規相談202件、受理面接150件、継続相談1597件、医療相談41件。 親子通園15グループ、92組、施設訪問232件、計画相談 計画作成120件。</p>		<p>心身に何らかの障害のある子どもやその親が、地域で安心して生活し続けられるように、障害や発達の状況に応じた適切かつ、ライフステージの節目で途切れることのない支援が必要である。母子保健事業や療育機関、子ども関連施設、教育機関の連携を強化する仕組みを検討する。障害児保育、学齢期における特別支援教育、学童クラブや放課後等デイサービス事業等の放課後活動の支援について整備・充実を図る。(子ども・教育分野において記載)</p>
<p>(3) 認知症高齢者施策の推進</p> <p>高齢社会の到来とともに、認知症高齢者も増加している。市民の理解を進めるとともに、家族の精神的・身体的負担を軽減するため、相談事業をはじめとする支援などを充実させる。</p>	<p>相談事業の充実</p> <p>認知症疾患医療センターとの連携</p> <p>普及啓発の推進</p> <p>在宅生活の支援</p>	<p>市役所と各在宅介護支援センターにて月3回、専門相談員による面談相談を実施し、認知症に不安を抱えている方や家族介護者の不安や悩みに応え、在宅介護の支援を行っている。この相談をきっかけに、サービス利用につながる事例もあるため、引き続き事業を行っている。</p> <p>北多摩南部二次医療圏においては、杏林大学医学部付属病院が認知症疾患医療センターとして指定された。今後、武蔵野市・三鷹市地域で築いてきた連携体制をベースに、認知症コーディネーター制度(東京都補助事業)を導入し、疾患医療センターに配置されるアウトリーチチームとの連携体制を構築していく。</p> <p>小中学生や金融機関などの民間事業者に対し認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に対する正しい理解と知識の普及を図っている。また、ステップアップ講座として、在宅介護支援センターと地域社協の共催により認知症高齢者役に実際に声かけを体験する講座を開催し、本人の気持ちに寄り添った声かけや見守りを学び、地域の認知症への対応力の向上を図っている。</p> <p>普及啓発の結果、認知症の方への声かけ講座については、引き続き地域住民が自主的に開催している地区もあり、今後は地域住民の自主的な活動を支援していく。</p> <p>認知症ケアの隙間を埋めるサービスである認知症高齢者見守り支援事業について、サービス提供時に発生する排せつ介助などの一時的な身体介護を認め、対象者の幅を広げることで一層の家族介護者の負担軽減を図っている。</p> <p>武蔵野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画では、要介護者の在宅生活に有益である定期巡回・随時対応型訪問介護看護の新規参入を促し、サービスの充実を図ることとしている。</p>		<p>認知症コーディネーターリーダー(認知症地域支援推進員)を地域包括支援センターに配置し、認知症疾患医療センターなどの医療機関との連携により、認知症の早期発見やアウトリーチ型の対応に努める。また、認知症が疑われた場合の相談や支援の流れを市民にわかりやすく示すとともに、今後ますます独居の認知症高齢者が増えていくことも勘案しながら、見守り施策の充実や、市民への認知症理解の普及啓発を進め、若年、高齢にかかわらず、認知症の人の地域での生活を支援していく。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(4) 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進と現状を踏まえた事業の見直し</p> <p>高齢者や障害者などが日常生活における判断能力が低下した場合でも、犯罪や虐待などの被害にあうことがないよう権利擁護事業・成年後見制度の利用促進に取り組む。</p>	<p>権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進</p>	<p>成年後見推進機関である公益財団法人武蔵野市福祉公社により金銭管理、財産保全等の権利擁護事業を実施するとともに、法人として成年後見人を受任し、認知症高齢者など判断能力が十分でない方の権利を擁護し、安心して自立した地域生活が送れるよう支援している。</p> <p>市民後見人については平成19年から東京都の養成事業に参加し、育成し、現在15名が修了、うち4名が市民後見人としての活動を行っている。平成25年度で東京都が養成事業を終了したため、今後は近隣市と共同して養成する方向で検討している。</p>		<p>判断能力が不十分な市民の生活や財産等を守るため、権利擁護事業・成年後見制度の周知を図るとともに、関係機関、団体との連携を一層深めていくことにより、まちぐるみで支える体制を整備していく。また、地域が一体となってあらゆる虐待の防止に努める必要があるため、虐待防止連絡会等を活用し、関係機関の連携強化や虐待問題に関する知識の普及啓発を図る。</p> <p>障害者差別解消法の施行に伴い、市民一人ひとりが「必要かつ合理的な配慮」について考え、実践していくために、地域自立支援協議会などと協働して、積極的な普及啓発活動を推進する。</p>
	<p>虐待防止への取組みの推進</p>	<p>平成25年度に高齢者虐待防止連絡会議から高齢者及び障害者虐待防止連絡会議にリニューアルし、高齢化する障害者世帯での複雑化している虐待対応について、関係機関で連携して対応するための情報交換や研修を行っている。平成26年度からは居宅介護支援事業者や介護サービス提供事業者等の虐待対応を行う関係者のスキルアップや連携強化と同時に、市民への啓発活動も行っていく。</p> <p>緊急ショートステイ事業では老人施設に2床ベッドを確保し、虐待事例等での緊急一時保護を行っている。利用者数も増加しており、引き続き継続していく。</p>		
	<p>福祉資金貸付制度の見直し</p>	<p>平成24年度 高齢者・障害者虐待防止連絡会議を開催した。 平成24年10月1日付で、虐待防止センターを障害者福祉課内に設置した。地域自立支援協議会と連携し、市民啓発、支援者研修等虐待防止に取り組んできた。</p> <p>平成25年度以降、 高齢者及び障害者虐待防止連絡会議を合同で開催することとし、年間2回程度の定例会とした。(6/5、12/19)虐待防止センターでは、開設以来21件の相談を受け、うち3件を虐待と認定。1件は、高齢者であるために、地域包括支援センターで対応。2件について、養護者とともに支援のためのケースワークを行い、家族との話し合いの結果、分離保護とした</p> <p>平成26年度からは、夜間休日の閉庁時間帯含め、同一電話番号で専門職が対応する、24時間体制を確立した。平成26年度、受電件数364件。うち、2件は、虐待以外の緊急相談で支援関係機関と協力対応し、362件は、転送や簡易な相談であった。</p>		
<p>また時代の変化や制度の変更等に伴い現状に適さなくなっている事業については、有識者を交えて見直しを進める。</p>		<p>24年度に有識者による福祉資金貸付制度見直し検討委員会を設置し、制度の在り方を検討した。 25年度と26年度で、武蔵野市福祉公社で有償在宅福祉サービス事業の見直しを行っている。それを受けて市の見直しの方針を決定していく。</p>		

第五期長期計画の記載内容		実行計画事業		事業実施状況(H27.7月現在)		討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
基本施策3 誰もがいつまでも健康な生活を3送るための健康づくりの推進						メンタル面に関わる疾患の増加や、新たな感染症の流行など様々な心身の健康をめぐる課題が発生する中、それらを未然に防ぐための対策を行う。誰もがいつまでも心身ともに健康な生活を送れるよう、生涯を通じた健康づくりを進める。	
生活環境の変化や人間関係の摩擦が生じやすい社会環境から、誰もが多くの悩みやストレスを抱えている。また高齢化の進展に伴い、地域で活動する人材が増えると同時に、要介護高齢者、認知症高齢者など、生活のために支援を必要とする人も増加している。穏やかに暮らし続けられるように、市民一人ひとりが、こころの健康維持や増進を図るとともに、疾病予防、介護予防、食育など、生涯を通じた健康づくりに取り組むことができるよう環境を整備する。							
（1） 予防を重視した健康施策の推進	市民がいつまでも健康で暮らし続けるためには、病気になってからの治療も重要だが、疾病を予防することも重要である。死亡原因の一位であるがんに対する対策や生活習慣病の予防など、健康で暮らし続けるための施策を推進していく。	がん予防の推進	平成27年度より子宮がん検診の細胞診検査の精度向上を目的に、液状化検体での検査に変更した。さらに、先駆的取組として細胞診検査で明確な判断ができない方に対し、HPV-DNA検査を導入した。また、胃がん対策として、特定の年齢の市民に対し、将来の胃がんに係るリスクを判定する胃がんハイリスク検査を開始した。	(1)健康寿命の延伸に向けた施策 健康寿命の延伸のため、年代に応じ、生涯を通じた健康づくりと、疾病の早期発見・早期治療の観点からがんの予防や生活習慣病の重症化予防に効果的な事業を実施する。 (2)こころの健康づくり 生活課題の複雑化などにより、メンタル面に関わる疾患の発症が増加している。早期発見と早期対応がこころの健康の回復、ひいては、自殺の予防にもつながる。こころの健康に対する市民の意識向上や知識普及に取り組み。 また、メンタル面に関わる疾患が複合的要因によるものであることを踏まえ、関係機関との連携強化等を図り、相談体制を充実する。 (3)感染症発生への対策 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、発生に備え関係部署と連携して必要なマニュアル等の整備を進めるほか、その他の危険性の高い感染症発生時においても市民の生命及び健康を守るための対策強化に努める。	健康寿命の延伸のため、年代に応じ、生涯を通じた健康づくりと、疾病の早期発見・早期治療の観点から、がんの予防や生活習慣病の重症化予防に効果的な事業を実施するとともに、心身ともに健康な生活が送れるよう、食を通じた事業を推進する。		
		生活習慣病予防の推進	特定保健指導について再勧奨を行うなどして、受診率の向上を図った。				
		介護予防事業の見直しと高齢者の健康づくりの推進	平成24年からは介護予防事業を介護保険事業である地域支援事業から一般会計事業へ移行し、一次予防、二次予防の区分けなく、すべての高齢者を対象とした予防事業を実施している。高齢者支援課のほか、高齢者総合センター、健康課、健康づくり支援センターでも予防事業を行っており、同様の事業もあることから、事業の効果測定を行い、これらの予防事業の整理体系化を関係機関で行っている。今後も継続的に実施し、予防事業の整理体系化の根拠とする。				
		健康づくり事業団、歯科医師会、柔道接骨師会等の関係団体の協力のもと事業を行っている 類似の介護予防事業の整理体系化に向けて、部内ワーキングを設置し検討を行っている。		特に、高齢者が主体的に健康づくりや介護予防に参加できる仕組みについては、既存事業の整理体系化も含めて「新しい総合事業」の中で地域のかをを活かしつつ、推進していく。			
の（2） 施策 健康を維持・増進するため		健康づくり事業の充実	（介護予防事業の見直しと高齢者の健康づくりの推進に同じ） 20歳以上の方が参加できる健康づくりサークルや、市内の健康づくり事業を掲載した健康づくり活動情報誌を事業実施時や健康づくり推進員活動の中で配布した。 健康づくり活動情報誌を健康づくりはつらつメンバー全員と市関連施設等にて配布。 健康づくりのポイント制の導入により、市民の健康づくり活動の活性化を図っている。		健康寿命の延伸のため、年代に応じ、生涯を通じた健康づくりと、疾病の早期発見・早期治療の観点から、がんの予防や生活習慣病の重症化予防に効果的な事業を実施するとともに、心身ともに健康な生活が送れるよう、食を通じた事業を推進する。 特に、高齢者が主体的に健康づくりや介護予防に参加できる仕組みについては、既存事業の整理体系化も含めて「新しい総合事業」の中で地域のかをを活かしつつ、推進していく。 (再掲)		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(2) 健康を維持・増進するための施策</p> <p>支援や介護が必要になっても、地域で暮らし続けられることは重要であるが、健康であり続けられることも大切である。そのため、メンタルヘルスや食育なども含めて、生涯を通じた健康づくりに取り組んでいく。</p>	<p>食育の推進</p>	<p>市内の栄養士から構成される食事学研究会に委託し、男性のための料理教室や生活習慣病予防料理講習会等を実施している。最近では在宅介護支援センターと共催し、介護者のための料理講習会を行うなど、地域と密着した取組も行われている。</p> <p>妊娠期の食育講座(健康教育、調理デモ、試食)、離乳食講座(初期、中期、後期)を年間を通して実施している。 高齢者の食生活を向上するためのプログラムを委託で3期に分けて実施し、管理栄養士による個別相談、試食、体操を行っている。全ての世代を対象に、健康何でも相談を随時受け、食事や栄養についての相談を受けている。 食育担当連絡協議会を年2回開催し、庁内連携を推進している。また、各課での食育の取り組みをまとめた「食育のしおり」を発行、配布し、食育の普及に努めている。 毎月19日(食育の日)には、食育標語ののぼり旗を掲げるほか、6月の食育月間には、市報むさしの特集号で市の食育の取り組みについて掲載、食育ポスターを市関連施設に掲示するなど広く市民に周知、啓発を行っている。</p>		<p>健康寿命の延伸のため、年代に応じ、生涯を通じた健康づくりと、疾病の早期発見・早期治療の観点から、がんの予防や生活習慣病の重症化予防に効果的な事業を実施するとともに、心身ともに健康な生活が送れるよう、食を通じた事業を推進する。(再掲)</p>
	<p>こころの健康づくり</p>	<p>テーマ講座、出前講座などの市民啓発及び、電話・来所による相談支援を実施した。 平成24年度 市民こころの健康支援事業において、テーマ講座を2回、出前講座を5回開催した。(計471名参加)民生児童委員を対象にゲートキーパー研修を実施し、意識の向上に努めた。(3回99名参加) 平成25年度 市民こころの健康支援事業において、テーマ講座を2回、出前講座を4回開催した。(計452名参加)市民に対する広報に努めるとともに、委託している事業実施者に対する定期ヒアリングを継続し、事業内容のチェックを行った。平成25年度電話相談数66件(24年度比較10減)、面接相談数14件(24年度比較5増)と全体利用実績が低下している。平成26年度から、関係機関との連携をより強化し重層的な支援を行うため、これまでの外部専門職相談員から地域活動支援センター職員に変更した。</p>		<p>生活課題の複雑化などにより、メンタル面に関わる疾患の発症が増加している。早期発見と早期対応がこころの健康の回復、ひいては、自殺の予防にもつながる。こころの健康に対する市民の意識向上や知識の普及に取り組む。また、メンタル面に関わる疾患が複合的要因によるものであることを踏まえ、関係機関との連携強化を図るとともに、発症を予防するための効果的な取り組みの情報共有を進め、相談体制を充実する。</p>
		<p>平成26年度、庁内ゲートキーパー研修を1回実施した(55名参加)ほか、健康づくり推進員に対してもゲートキーパー研修を実施した(24名参加)。 庁内の連携強化を目的に、こころの健康づくり庁内連携会議(年2回)を継続実施した。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容	
<p>基本施策4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり</p>					
<p>自分の活動に生き甲斐を感じ、またその活動と自身の存在を認められると人は輝きを増す。地域における様々な活動において、誰もが自分に役割、出番があると感じることができるとステージづくりを推進する。高齢者や障害者も、必要に応じた支えの中で「地域を活性化する存在」として輝きを放ち、地域の中でいきいきと暮らせるよう、余暇活動及び社会活動・社会貢献活動を支援していく。 また、働く意志や希望をもつ障害者の雇用の機会拡大と、障害者にとって働きがいのある就労の支援をしていく。</p>			<p>年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが社会の中での自己の役割に自信と誇りを持ち、生きがいを持って充実した日々を送れるよう、地域における活動の場を確保するための取り組みを行っている。</p>		
<p>(1) 高齢者・障害者の活動支援の促進</p>	<p>高齢者の増加は、地域人材の増加でもある。元気な高齢者が、積極的に社会参加するとともに、社会貢献するための場づくりなどについても検討していく。</p>	<p>キャリア活用による社会貢献活動の推進</p>	<p>(第4期基本構想長期計画をうけ、平成18年度から)平成25年度までは「団塊世代地域発見推進事業」として団塊世代を、また平成26年度からは「地域貢献活動推進事業」として団塊世代を含む50歳代以上を主な対象者として事業を実施している。地域における社会貢献活動のきっかけづくりを目的とした、地域とのつながりを生み出し、地域のことをよりよく知るための事業である(キャリアを生かして活動をしている同世代を講師に迎えた講演会、同じ悩みを抱える方々を集めた交流会等)。おおむね定員の6割以上の参加者はあるが、その後の地域における社会貢献活動に結びついているか成果は明確ではない。 「キャリア活用による社会貢献活動」は、市民による「市民活動」に包括されているものであり、これまで実施してきた「団塊世代地域発見推進事業」及び「地域貢献活動推進事業」といった「きっかけづくり」を目的とした事業は、武蔵野市民社会福祉協議会ボランティアセンター武蔵野で実施している「お父さんお帰らないパーティー」「おとぼサロン」事業のほか、市の市民活動支援の拠点である武蔵野プレイス・市民活動支援担当で実施している各種事業等と重複しているうえ、「地域のことをよりよく知る」「各々の関心のある事項への理解を深める」ことは、生涯学習事業ほか環境・福祉・教育等様々な分野で個別に実施されている。また、キャリア形成・キャリア活用の視点から社会貢献・地域貢献活動を考え、ボランティアを養成するような事業も、同様に分野ごとに実施されている。興味関心の方向性を同じくする人同士とのつながりが生まれやすい状況はすでにあるため、平成28来年度以降の事業実施については事業効果や内容についてより一層の検討が必要である。</p> <p>企業等を定年退職される方を主な対象として、市民社会福祉協議会において毎年6月には「お父さんお帰らないパーティー」を、毎月第2土曜日に「おとぼサロン」を開催し、地域活動を始めるきっかけづくりを行っている。</p>	<p>(1)高齢者・障害者の活動支援の促進 高齢者にとっては、社会参加こそが最大の介護予防や健康寿命の延伸につながるという考えのもと、高齢者が社会活動に参加しやすい仕組みを作っていく。また、障害者や引きこもりの人にとっても、社会の一員であることを自覚し、疎外感を感じることなく暮らしていける環境づくりが重要である。高齢者だけでなく障害者も、社会参加や文化・芸術、スポーツを通じて自己実現を図れる仕組みづくりを推進する。</p> <p>(2)高齢者・障害者の雇用・就労支援 高齢者・障害者にとっても、就労は経済的に自立する手段であるとともに、生きがいとなりうる活動でもある。就労にあたって、一人ひとりの実情に配慮した支援を行うとともに、企業や事業者に対する支援も必要である。また、障害者優先調達推進法に係る調達方針に基づき、障害者施設などからの物品、サービスの調達を一層推進する。</p> <p>(3)介護・看護人材の確保 団塊の世代が後期高齢者となる平成37(2025)年に向け、介護・看護の人材不足が深刻化してきている。介護・看護職員が自らの仕事にさらなる意欲を持って働き続けられる仕組みづくりを推進し、資格と経験を有する潜在的な有資格者の再就労支援についても検討する。 また、先進的な知識や技術を共有化することにより、介護・看護現場の活性化や質の向上を図る。</p> <p>(4)地域資源とニーズのマッチング 介護保険サービスを補完する生活支援サービスの充実のためには、地域の高齢者等が担い手として活躍できることがより重要となってくる。地域のニーズを掘り起こし、既存の地域資源や人材とマッチングさせる役割を担う「生活支援コーディネーター(仮称)」を地域包括支援センターに配置する。</p>	<p>高齢者にとっては、社会参加が最大の介護予防や健康寿命の延伸につながるという考えのもと、高齢者が社会における役割を見いだし、仲間づくりや地域活動などに参加しやすい仕組みをつくっていく。そのため、高齢者の社会参加・社会貢献活動への参加の意欲を高めるとともに、地域による支え合いの仕組みを推進するため、地域支え合いポイント制度(仮称)の創設と先進的な活用方法を検討する等、多様な取り組みを支援する。</p>
	<p>また、障害者や社会的引きこもり状態にある人も、地域にとって大切な人材である。誰もが地域での役割を持ち、また社会参加できるよう支援をしていく。</p>	<p>余暇活動の充実</p>	<p>在宅の障害者を対象とした教養講座、運動プログラムなどを地域活動支援事業として市民社会福祉協議会に委託して実施した。</p> <p>特定非営利活動法人文化学習協同ネットワークに事業委託し、平成24年度、25年度ともに家族セミナーを7回、市民向けフォーラムを2回企画した。平成24年度は、「若者による活動報告プログラム」を新規に実施した。平成25年度は、吉祥寺ハモニカ横丁に期間限定で店を開くなど新しい企画を実施した。平成26年度は新たに始まった若者サポート事業との合同報告会を開催し、事業の連携を進めている。引き続き、家族フォーラムを開催するとともに、国の若者サポートステーション事業も活用し、支援を進める。</p>	<p>さらに、高齢者だけでなく障害者も、社会参加や文化・芸術、スポーツを通じて自己実現を図れる仕組みづくりを推進する。</p>	<p>障害者や引きこもりの人が、社会の一員であることを自覚でき、孤立したり疎外感を感じたりすることなく暮らしていける環境づくりが重要である。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(2) 高齢者・障害者の雇用・就労支援</p> <p>高齢者や障害者が、地域でいきいきと自立した暮らしを送るためには、就労も大切な要素である。そのため、高齢者については、公益社団法人武蔵野市シルバー人材センターの就労機会拡充や地域での活動を支援していく。</p> <p>障害者については、就労支援センターを中心に学校、福祉施設、企業との連携を深め、個別の障害特性に配慮した支援を充実させていく。</p>	<p>シルバー人材センターへの支援</p> <p>就労支援体制の強化</p>	<p>シルバー人材センターは、適正就業(長期就業の是正、雇用に類似した就業形態の見直し)が前提であるため、会員の希望する仕事群と実際の仕事群が合致しない場合があるが、運営費補助などを通じて、引き続き就労機会の拡充を支援していく。また、介護保険制度改正に伴う新総合事業への対応や労働者派遣事業への参画等就労開拓を進めていく。</p> <p>障害の種別、障害者手帳の有無を問わず職業相談、就職準備支援、職場定着支援、余暇支援など総合的な就労支援を「武蔵野市障害者就労支援センターあいる」で実施。</p> <p>平成24年度 登録者272名、新規就職者32名、相談件数5271件、職場実習94名、職場定着支援286件。</p> <p>平成25年度 登録者289名、新規就職者37名、相談件数5846件、職場実習73名、職場定着支援404件。</p> <p>平成26年度 登録者265名、新規就職者42名、相談件数4411件、職場実習105名、職場定着支援345件。</p>		<p>高齢者・障害者にとっても、就労は経済的に自立する手段であるとともに、生きがいとなりうる活動でもある。就労にあたって、一人ひとりの実情に配慮した支援を行うとともに、企業や事業者に対する働きかけや支援も必要である。(公社)シルバー人材センターに対し、介護保険制度改正による生活支援サービスのニーズの増大や、これまで行ってきた生活の中でのちょっとした困りごとへの対応など、事業拡充に向けた支援を行っていく。また、高齢者のさらなる雇用促進に向け、(公社)シルバー人材センターの一般労働者派遣事業への参入についても検討を促す。</p> <p>さらに、平成30年の改正障害者雇用促進法施行に向けて、障害者就労支援センターを中心とするネットワークを活用し、事業者に対する周知と雇用・就労支援を実施していく。</p>
<p>基本施策5 住み慣れた地域での生活を5 継続するための基盤整備</p> <p>高齢者だけの世帯、高齢単身世帯の増加や障害者の高齢化が進み、生活していくうえで発生する様々な課題への対応が、本人や家族だけでは困難な状況が生まれてきている。そのため、相談受付や在宅生活支援サービスなどを24 時間利用できるような体制づくりを推進していくとともに、福祉サービスをコーディネートする人材の育成や、福祉に関わる専門職の資質の向上及び、団体のネットワーク強化によるサービスの質の向上に努め、生涯を通して地域で暮らすことができる仕組みづくりを推進していく。公共施設の建替えなど基盤整備にあたっては、民間事業者や民間の各種施設との連携や役割分担などを前提として、特定の目的に限らない多機能型・複合型の施設整備を推進する。また、ユニバーサルデザインを一層推進するとともに、自分らしくいられ、自分が必要とされていることが感じられるスペースや機会がごく普通にある地域社会の創出を行っていく。</p>				<p>地域での生活継続を可能にするサービスを持続的に提供するために、既存のサービスのあり方を検証し、財源の確保に努めるとともに、当事者や介護者のニーズを把握したうえで、民間の活用も含め、計画的な基盤整備を行っていく。</p>
<p>(1) サービスの質の向上</p> <p>必要な人へ必要なサービスをつなげる人材を育成するため、研修や情報交換の場を設けることで、日頃蓄えた経験や知識の共有化を進めるとともに、事業者同士の連携を深めることでサービスの質の向上を図る。</p>	<p>福祉人材の育成</p>	<p>ケアマネジャーを中心とした在宅生活支援に関わる事業者に対し、研修を行うとともに、事業者ごとに連絡会を組織し、情報提供・情報共有の機会を設けるなど、福祉に関わる人材の支援を行っている。</p> <p>認知症見守り支援事業の市独自の「認知症ケアヘルパー認定研修」には民間事業者からの参加も受け入れている。この研修により、認定ヘルパーの認知症の方へのより専門的な対応が可能となり、認知症の方の生活の質を維持することができているため、今後も事業を継続していく。</p> <p>高次脳機能障害者関係機関連絡会等を開催し医療と福祉の連携を図り、支援技術の向上に努めている。支援関係者向けに各種研修会・講習会を実施した。基幹相談支援センター職員の相談支援技術向上を目的に、平成25年度から年間6回の勉強会を開催。自身の知識の習得のみならず、事業者支援の力量を高めることを目標とする。平成26年度も継続し、スキルアップを図る。</p>	<p>(1)福祉サービスの再編 障害者の高齢化、重度化・重複化やその介護者の高齢化により、居住系サービス基盤(グループホーム等)などのさらなる整備が必要となる。また、障害者総合支援法の法内サービスの充実などにより、扶助費の増加が見込まれる。そのため、既存のサービスを検証し、再編を行うことにより、財源の配置を基盤整備にシフトさせていく。また、福祉サービス事業所の第三者評価受審の動向等を行うことで、引き続き施設サービスの質の向上を図っていく。 (公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会は、共助による福祉を推進していくため、それぞれの役割の明確化を行った上で統合を目指す。</p> <p>(2)くぬぎ園の跡地利用 医療ニーズの高い障害者に対応可能な施設の整備等が課題である。くぬぎ園の跡地の活用については、医療系サービスを核とした高齢者と障害者を一体的にケアできるような多機能複合型施設の設置等を視野に入れ、土地の所有者である東京都と継続的に協議を進めていく。</p>	<p>深刻化する介護・看護の人材不足に対応するため、関係団体と連携し、介護職や看護職等を対象とした研修の充実を図るとともに、介護・看護職員が自らの仕事にさらなる意欲を持って働き続けられる仕組みづくりを推進する。経験を有する潜在的な有資格者の再就労支援や、広域連携を視野に入れた人材の確保についても検討する。また、先進的な知識や技術を共有化することにより、介護・看護現場の活性化や質の向上を図る。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
	在宅生活を支えるサービスの充実	<p>介護保険を補完するサービスとして、日常生活支援事業で14種類の在宅サービスを実施している。要支援・要介護状態にならなくとも、何らかの支援が必要な方には生活支援ヘルパーで生活支援を行ったり、要支援・要介護認定に関わらず、必要な方には食事サービスによる栄養確保と安否確認を行う等、幅広く在宅生活を支えています。平成26年からはさらに高齢者安心コール事業を開始し、独居高齢者の安否確認や高齢者に関する電話相談事業を行う。</p> <p>24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、平成23年度のモデル事業を経て新サービスが創設された24年4月に1事業所を整備し、25年度中に第5期介護保険事業計画で見込んだ利用予定数20名に達した。26年度は、事業者の組織変更などもあり利用者が減少したが、27年度は、利用増を見込んでいる。</p> <p>武蔵野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画では、新規事業者の参入を促し、サービスの質の向上を図るとしている。</p>		<p>住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような仕組みづくりを進めるためには、在宅生活の継続に向けて、症状の重度化予防や介護者が安心して介護できる環境づくりなど、行政職員や地域の専門職のみならず、市民を含めたすべての関係者が目標と情報を共有することが必要である。そのため、ケースごとに地域住民を含め様々な関係者が参加し、日常生活圏域レベル、市全域レベル等段階ごとに重層的に設置する地域ケア会議を活用するなどとして、多職種連携強化や情報共有などの取り組みを推進する。</p> <p>在宅生活の継続に向け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の訪問系サービスを充実させるとともに、24時間365日の相談等、相談支援体制の強化、見守り体制の充実や、地域による支援体制づくりを進めていく。また、ひとり暮らし高齢者の増加に対し、孤立による生活空間の縮小や、消費者被害、認知症の進行等の異変を早期に察知し、防止に向けて必要な支援を行えるよう、地域の住民や関係機関による見守りのネットワークを強化する。</p>
また、福祉サービス事業者の第三者評価受審を推進することにより、サービスの質の向上につなげるとともに、サービス利用の際の選択の判断材料を提供していく。	第三者評価受審の促進	<p>福祉サービスの質の向上を図るため、第三者評価の審査の受審を促している。なお、受審する事業者に対しては受審費の助成を行っている。</p> <p>日中活動系サービス事業者及び放課後等デイサービス・児童発達支援事業者の受審費用を助成することにより、受審を促進している。</p> <p>平成24年度：11事業者受審（日中活動系サービス事業者及び放課後等デイサービス・児童発達支援事業者） 平成25年度：3事業者受審（日中活動系サービス事業者） 平成26年度：2事業者受審（日中活動系サービス事業者）</p> <p>サービス向上と利用者への情報提供の為、市立保育園では、事業者に市が委託し第三者評価を受け、管内の東京都認証保育所では、第三者評価を受審した場合にその経費を補助する。</p> <p>平成24年度（市立1件、認証5件）、平成25年度（市立1件、認証2件）、平成26年度（市立1件、認証3件）実施。平成27年度以降も定期的な受審を促していく。</p>		福祉サービス事業所の第三者評価受審の動奨等を行うことで、引き続き施設サービスの質の向上を図っていく。
	介護保険制度の適切な運営	<p>ケアマネジメントのさらなる質的向上をはかるため、新ケアマネジャーガイドラインを作成し、毎年ケアマネジャー向けの新任研修を実施している。介護保険事業者の研修会や集団指導、居宅介護支援事業所への実地指導を行うほか、地区別ケース検討会、事業者の連絡会議・幹事会等での制度改正への対応も含めた情報提供を行っている。</p> <p>また、介護保険の苦情・相談については、市条例に基づくサービス相談調整専門員を活用して今後とも対応していく。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
	後期高齢者医療制度廃止後の新制度への対応	当初、政府は後期高齢者医療制度を平成24年度末で廃止し、平成25年から新たな高齢者医療制度を開始するとしていたが、その後制定された社会保障制度改革推進法(平成24年法律第64号)第6条第4号の規定により、「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること」とされ、これを受けて検討された平成25年8月6日付け社会保障制度改革国民会議報告書において、「後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当」と答申しており、後期高齢者医療制度が継続する見通しとなった。		
(2) サービス基盤の整備	グループホーム・ケアホーム等の整備推進	平成24年度 10月2名(知的障害)増床。25年2月新規開設10名分(知的障害者) 平成25年度 12月新規開設14名分(知的障害)。同施設はショートステイ枠2名を用意し、グループホームの体験事業にも活用していく。 平成26年度 3月新規開設13名分(知的障害)。今後もグループホームの整備を推進するため、開設を計画する民間法人に対して必要な情報の提供や助言を行っていく。		障害者の高齢化・重度化・重複化や介護者の高齢化により、居住系サービス基盤(グループホーム等)などのさらなる整備に対するニーズは介護者を中心に高まっている。重度の障害があっても住み慣れた地域での生活を継続していくことが可能な、相談支援機能や緊急時の在宅生活のバックアップ機能などを備えた地域生活支援の拠点となる入所施設の市内整備も必要である。障害者福祉センターについても、今後の障害者福祉施策の中での位置付けを検討したうえで運営体制等の見直しを図る。 障害者総合支援法の法内サービスの充実などにより、引き続き扶助費の増加が見込まれる。そのため、既存のサービスを検証し、再編を行うことによって、財源の配分を基盤整備にシフトさせていく。また、福祉サービス事業所の第三者評価受審の勸奨等を行うことで、引き続きサービスの質の向上を図っていく。(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会は、自助・共助・公助による“まちぐるみの支え合い”を推進していくため、それぞれの役割の明確化を行ったうえで統合の準備を進める。 後期高齢者の増加に伴い、今後も中・重度の要介護高齢者の増大が見込まれるため、介護予防拠点も含めた地域包括ケア推進機能を併設した特別養護老人ホームを市内に誘致する。 福祉サービスの基盤整備を計画的に行っていくため、東京都の福祉インフラ整備事業やPPPの手法等を参考に、未利用の市有地を活用するなど、中長期的な展望に立った本市独自の福祉インフラ整備事業を検討する。
また、民間事業者等を誘導しながらグループホーム等の基盤整備を推進する。軽費老人ホームくぬぎ園は、高齢者、障害者サービスなど特定の目的に限らない、地域の拠点機能も含めた多機能型・複合型の施設としての整備を検討する。	くぬぎ園など「公共施設配置の基本的な方針」に基づく施設の整備の検討	くぬぎ園は平成26年度末で廃止した。跡地については、平成26年度に有識者会議を設置し、介護老人保健施設の整備を中心に障害者のグループホームなどを併設すべきという答申を受けた。今後は答申の内容を踏まえ、東京都と跡地利用について継続して協議を行っていく。 障害者福祉センターについては平成25年度に「障害者福祉センターのあり方検討委員会」を開催し、報告書を作成した。武蔵野市障害者計画・第4期障害者福祉計画において、指定管理制度化を含めた障害者福祉センターの見直しについて記載をした。		医療ニーズの高い障害者に対応可能な施設の整備等が課題である。くぬぎ園の跡地の活用については、高齢者と障害者を一体的にケアすることができ、かつ、地域での生活継続にも十分に配慮した医療系サービスを核とする多機能複合型施設の設置等を視野に入れ、土地の所有者である東京都と継続的に協議を進めていく。

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容	
<p>基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合支援</p>					
<p>子ども・子育て支援策は、世帯構成や親の就業形態、経済状況、親子関係のあり方など様々な異なる状況への対応が求められている。加えて、家庭の教育力・子育て力を高めていくことも重要である。子どもたち一人ひとりが健やかに育ち、親が安心して子どもを育てられる社会を実現するために、すべての子どもと子育て家庭に基礎的サービスが行きわたるようにするとともに、支援を必要としている子どもや子育て家庭に対しては、個別性を踏まえたうえで適切な対応を行っていく。</p> <p>また、保育サービスを充実させて子育てと仕事で両立できる環境を整えるなど、子ども自身の育ちと子育て家庭への支援を総合的に展開していく。</p> <p>なお、現在国において検討が進められている「子ども・子育て新システム」は、今後の子ども・子育て支援施策の根幹を大きく変える可能性があることから、その動向を注視し、適切に対応していく。</p>					
<p>(1)一人ひとりの子ども、それぞれの家庭への支援の充実</p>	<p>子どもたちが健やかに育ち、子育て家庭が安心して子どもを育てられるよう、すべての子育て家庭を対象とした支援を充実していく。</p>	<p>子ども家庭支援センターの地域子育て支援機能の充実</p>	<p>(1)子ども・子育て支援新制度への対応 平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートする。保育園入所待機児童対策は急がなければならない課題である。早期の待機児童解消に向けた計画的な施設の整備や、幼児期の教育・保育の質の向上のため、新制度に対応した取り組みを推進する。新たに認可事業となる地域型保育事業と既存認可保育所等との円滑な接続を図るため、相互の連携を進める。また、育児休業取得後に安心して復職できる制度について検討を行う。 新武蔵野方式による市立保育園5園移管後の評価・検証を実施するとともに、新制度下における市立保育園の役割・あり方について検討を行う。</p>	<p>子ども家庭支援センターの地域子育て支援機能の充実</p> <p>子育てと子育てを支援するため、家庭の教育力や子どもの育ちに着目した各種講座等の事業や、親子がふれあい絆を深めるための事業を実施していく。</p>	
	<p>学習機会の提供等による家庭の教育力向上や、ワーク・ライフ・バランスの推進等による子育てへの意識改革に向けた啓発を進めるとともに、子ども家庭支援センターにおける地域子育て支援機能を充実させていく。</p>	<p>家庭の教育力を高める学習機会の提供</p>		<p>父親の子育て参画を推進し、家庭の教育力を高めることを目的に、「遊びを学ぼうハイハイ講座」を平成24年度から実施。平成25年度からは、家庭の教育力向上と意識啓発を図る目的で、「家庭教育支援講演会」も実施している。また、食の重要性の啓発を目的とした保護者向けの「食育プロ講座」を平成24・25年度に実施し、平成26年度からは「小学校給食体験ツアー」の実施を通して、啓発に努めている。今後も各種講座・講演会等を実施し、引き続き啓発していく。</p>	<p>すべての子どもが、その家庭の経済状況にかかわらず健やかに育つことができるよう、児童手当、医療費助成等の経済的支援を引き続き実施する。市が独自に行っている助成については、適正な受益者負担及び必要な人への確に支援を届けていく観点から必要な見直しを行っていく。</p>
	<p>子育てに対する意識改革に向けた啓発の推進</p>	<p>子育てに対する意識改革に向けた啓発の推進</p>		<p>男性の育児参加や働き方の見直し等をテーマとして、父親向け・保護者向けの講演会・講座を実施したほか、企業の経営者・人事担当者・管理職向けに、ワーク・ライフ・バランスや企業戦略についての講座を実施した。今後も、保護者に向けては動機づけや意識改革を促すような啓発に取り組み、企業向けには子育てしやすい職場環境の整備、企業戦略としての働き方の見直し等について、引き続き啓発していく。</p>	<p>また、就業環境やライフスタイルの変化等により子育てを取り巻く環境が大きく変化してきており、地域社会全体で支援する施策が求められている。ワーク・ライフ・バランスを推進するため、市内事業者を対象とした講演会やセミナーを開催し、関係団体等との連携を図りながら、職場の意識や働き方の改革を支援する。</p>
<p>障害児等支援を必要とする子どもへの支援</p>	<p>障害児等支援を必要とする子どもへの支援</p>	<p>障害児ケース研究会を毎年11月に開催し、障害児など支援児に対する保育について検討を行ったほか、認可保育園各園に対し、保育相談員による保育の助言や、ハビット専門スタッフによる巡回相談などにより、保育士の現場での対応スキルアップの向上に努めた。また、全体研修において発達障害に関する研修を実施した。</p>	<p>(3)障害のある子どもへの支援 子どもの健全な成長には、住み慣れた地域で、障害の有無で分け隔てることなく共に過ごすことが必要であり、そのためには、子育て・教育機関等が連携して、その環境づくりを推進していかなくてはならない。障害のある子どもとその家庭が地域で安心して生活していくための切れ目ない支援体制の構築を進めるとともに、障害児保育や学齢期における特別支援教育、学童クラブ、放課後等デイサービス事業等の放課後活動の支援についても整備・充実を図る。</p>	<p>心身に何らかの障害のある子どもやその親が、地域で安心して生活し続けられるように、障害や発達状況に応じた適切かつ、ライフステージの節目で途切れることのない支援が必要である。母子保健事業や療育機関、子ども関連施設、教育機関の連携を強化する仕組みを検討する。障害児保育、学齢期における特別支援教育、学童クラブや放課後等デイサービス事業等の放課後活動の支援について整備・充実を図る。</p>	

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(2) 子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実</p>	<p>児童虐待等を含む養育困難家庭への支援の強化</p>	<p>平成26年4月、子ども家庭支援センターは、子育て世帯に対する経済的支援機能を持たせ、困難ケースの対応や相談機能を強化し、係から課に変更した。子育て支援ネットワークにおいて所在不明児に関する調査を行い継続的に発見・把握に努めたほか、養育困難家庭への支援について連携を推進して対応した。子どもとその家庭に関するあらゆる相談に応じており、平成26年度の実績では、保護者の相談等は延べ5,506件、関係機関との連携は延べ9,698件の対応を行った。今後、教育部門や医療機関、地域の子育て支援施設等との連携をさらに強化、充実させながら、引き続き養育困難家庭への支援を図っていく。</p>	<p>(2)子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実 子育て支援ネットワークの連携を引き続き強化し、児童虐待等の発生予防や、様々な課題を抱えた家庭の早期発見・早期対応を進める。 さらに、子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、学習支援など生活困窮家庭の子どもへの支援のあり方について検討し、子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実を図っていく。</p>	<p>子育てを取り巻く環境の変化により、児童虐待への対応件数が全国的に増え続け、重大事案も発生しているほか、DV被害についても認知件数が増えていることから、早期発見に向けた市民等への啓発、周知のほか、相談しやすい窓口づくりについても一層進めていく。子育て不安や児童虐待のおそれ等により支援を要する家庭へのサポートを行うとともに、子育て支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)等関係機関の連携強化及び相談員の専門性・対応力の向上を引き続き図る。</p> <p>近年、親の就業形態や経済状況等による子どもの貧困問題が顕在化しており、その連鎖を防ぐ取り組みが課題である。子どもの貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等を実施するとともに、生活困窮家庭の子どもへの支援のあり方について、子ども、教育、福祉分野の庁内関係各課で構成する子ども支援連携会議で検討を進める。また、学校における総合的な子どもの貧困対策として、スクールソーシャルワーカーによる相談支援や学習支援などの対策を進めていく。</p>
	<p>子育て中の親が、過度の不安感や負担感を持たず、日々の子どもの成長に喜びと生きがいを感じられるよう、支援を必要としている子育て家庭の個々の事情に応じた支援機能を強化する。</p> <p>子ども・子育て家庭に対するセーフティネット機能を充実させるために、子ども家庭支援センターの相談機能、ひとり親支援機能等の強化を図るとともに、職員の専門性と対応力を向上させる。</p>	<p>東京都等の実施する研修を積極的に受講し、相談員の専門性を高める取組みを行った。 また、児童虐待に的確に対応するために、平成25年4月より虐待対策コーディネーターの配置を行い相談体制の充実を図った。 平成26年4月より、相談業務システムの運用を開始した。他課との情報連携やセンター内での情報共有のほか、より効率的な進捗管理を行うことにより、迅速な対応や支援を図っていく。</p>		<p>経済的に困難な状況に置かれているひとり親が、安定した就業によって経済的に自立し、仕事と子育てとを両立できるよう、相談体制の充実を図り、就業支援のほか手当等の経済的支援や日常生活支援を実施していく。</p>
	<p>ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実</p>	<p>相談業務、手当、各種ひとり親対象事業等により、ひとり親家庭の自立を支援した。また、第四次子どもプラン武蔵野の策定にあたり、平成25年度に実施した「ひとり親家庭アンケート調査」を分析し、「ひとり親家庭自立支援施策の充実」を施策の体系に盛り込み、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に定められる「自立促進計画」と位置付けた。 平成27年度は「ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業」を実施し、就労支援の強化に取り組んでいく。</p>		<p>子育てを取り巻く環境の変化により、児童虐待への対応件数が全国的に増え続け、重大事案も発生しているほか、DV被害についても認知件数が増えていることから、早期発見に向けた市民等への啓発、周知のほか、相談しやすい窓口づくりについても一層進めていく。子育て不安や児童虐待のおそれ等により支援を要する家庭へのサポートを行うとともに、子育て支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)等関係機関の連携強化及び相談員の専門性・対応力の向上を引き続き図る。(再掲)</p>
<p>(3) 保育サービスの充実</p>	<p>保育園入園希望者は引き続き増加することが予想され、待機児童解消に向けた施策を推進するとともに、多様な保育ニーズへの対応を進める。</p> <p>待機児童解消施策の推進</p>	<p>平成24年度は、認証保育所1施設を新設(定員40名)、グループ保育室1施設を新設(10名)。平成25年度は、境こども園の工事遅延(施工事業者の倒産)に伴う代替施設として、市民会館内にさかい分園、児童館内にさくら分園を開設。12月に工事竣工に伴い境こども園を開設(定員61名)。その他、グループ保育室3施設(9名、10名、15名)の新設、グループ保育室の移転による定員拡大(10名⇒32名)、家庭福祉員の1名増員、ありんこ保育園の定員増(22名⇒34名)等を行った。 平成26年度は、4月にありんこ保育園の増改築の完了に伴い定員を34名から66名に拡充し、10月にはまちの保育園吉祥寺(定員60名)を新設した。また27年4月に向けてニテイクス武蔵野やはた保育園(定員80名)の開設準備を進めた。さらにグループ保育室を3施設(定員10名、15名、18名)を新設するとともに、家庭福祉員から小規模保育事業への移行(5名⇒10名)支援を行った。 一方、認証保育所についても、3施設(定員38名、40名、60名)を新設したほか、1施設の移転を行い定員を拡充(29名⇒60名)した。</p>	<p>乳幼児数の増加と多様な就業機会の拡大などにより、保育所待機児童対策は喫緊の課題となっている。市では、平成24年度からの3年間で624名の定員枠を増加し、2,370名分の枠を確保したところである。今後は、計画的に0・1歳児及び3歳児への対策を行い、引き続き保育ニーズを把握し、早期の待機児童解消を目指す。また、地域型保育事業と保育所等との連携体制の確立を進める。</p>	

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
	保育の質向上のための取り組み	<p>平成24年度は、保育のガイドラインの具体的な活用と保育の質の維持向上を図るため、認可保育園保育士による保育部会を設置し、ガイドラインを今後どのように活用していくか検討を進めた。</p> <p>平成25年度は、保育部会において互いの保育の実践を持ち寄り、乳児の生活について園で作成のデイリープログラムを基に検討をすすめた。</p> <p>また、認可保育所における保育の質の維持・向上のため保育園運営や保護者対応の助言を行う保育園カウンセラーによる公立・協会立保育園の巡回カウンセリングを新規保育所も含め実施した。</p> <p>平成26年度もガイドライン保育部会を年4回開催し、民間園も含めて、幼児期の生活づくりや遊びなどをテーマに保育の理解を深めた。また、福祉避難所についても公立・協会立保育園を中心に検討を進めてマニュアルを整備した。</p>		<p>一方、保育所等に対する認可手続きの審査や指導検査体制を確立していくとともに、武蔵野市保育のガイドラインを指標として、武蔵野市全域の保育の質の維持・向上を図っていく。</p> <p>新武蔵野方式による市立保育園5園移管後の評価・検証を実施するとともに、新制度下における市立保育園の役割について検討を行う。</p>
	多様な就労形態に対応した保育事業の展開	<p>平成24年度は、旧私立幼稚園泉幼稚園跡地に、グループ保育室や宿泊を含む一時保育事業などを行う子育て支援施設を開設するための事業者プロポーザルを実施した。平成25年度は、26年の開設に向け、実施設計及び工事を着手したほか、運営に対する検討を行った。</p> <p>26年度は、7月1日「すくすく泉」として開設を行う。</p> <p>その他、市独自のグループ保育の設置については、平成23年5月に2か所開設を行った以降、平成24年4月に1か所、平成25年7月に1か所、平成26年3月に1か所、4月に1か所、また、平成26年度は11月に1か所、12月に1か所の新たなグループ保育室の新設を行った。</p> <p>なお、平成27年4月には、すくすく泉以外のグループ保育室が、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業に移行し、家庭福祉員も1か所小規模保育事業に移行した。</p>		<p>子ども・子育て支援新制度に位置付けられた事業所内保育事業や居宅訪問型保育事業、一時預かり事業等の多様な保育ニーズへの対応について検討を進めるなど、安心して働き続けられるための支援を行っていく。</p>
	障害児等支援を必要とする子どもへの支援	<p>障害児ケース研究会を毎年11月に開催し、障害児など支援児に対する保育について検討を行ったほか、認可保育園各園に対し、保育相談員による保育の助言や、ハビット専門スタッフによる巡回相談などにより、保育士の現場での対応スキルアップの向上に努めた。また、全体研修において発達障害に関する研修を実施した。</p>		<p>障害児保育、学齢期における特別支援教育、学童クラブや放課後等デイサービス事業等の放課後活動の支援について整備・充実を図る。(再掲)</p>
<p>公立保育園は、「新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更に関する基本方針」に基づき段階的に公益財団法人武蔵野市子ども協会（以下「子ども協会」という）へ設置・運営主体の変更を進めている。</p> <p>移管に伴って生じた課題を検証するとともに、5園移管後に残る公立保育園の担う役割、あり方についても検討を行う。</p>	新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更の検証等	<p>平成24年度は、23年度に引き続き子ども協会への2園（千川、北町）移管の状況の評価検証し、その結果、円滑な移管が行われたこと、保育の質も維持できていることを確認した。</p> <p>平成25年4月に、桜堤、東、境南第2の公立保育園3園を子ども協会に移管した。</p> <p>新武蔵野方式については、現在、当初想定したとおり、国や都の補助金を受けながら保育の質を維持する効果が得られている状況である。</p>		<p>一方、保育所等に対する認可手続きの審査や指導検査体制を確立していくとともに、武蔵野市保育のガイドラインを指標として、武蔵野市全域の保育の質の維持・向上を図っていく。</p> <p>新武蔵野方式による市立保育園5園移管後の評価・検証を実施するとともに、新制度下における市立保育園の役割について検討を行う。</p>
また、保育に関するサービス利用と負担とのあり方についての検討を行う。	保育に関する費用負担とサービス利用のあり方の検討	<p>平成24年度に、待機児童対策や新たな保育ニーズ、保育の質の向上のための財源確保や認可と認可外の保育料の格差是正等を目的に、16年ぶりに保育料審議会を実施し、低所得者層へ配慮しつつ中間階層以上の保育料改定や第2子、第3子減免等を導入するなどの答申を受けて、保育料に関して条例化した。平成25年4月より新たな保育料表の導入を行うとともに認可外保育施設利用者保護者助成金の充実を行った。</p> <p>26年度は、27年度からの子ども・子育て支援新制度への移行を控え、新たに市町村認可事業として地域型保育事業などの制度化や施設型給付の幼稚園に対する費用負担などを検討するため、保育料審議会を設置し、保育・幼児施設全般の保育に関する利用者負担について検討した。</p>		<p>保育に関するサービス利用と利用者の適正な負担については、定期的な検討と見直しを行っていく。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容	
基本施策2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実					
<p>これまでの子ども・子育て支援は「家族の絆」と「地域の絆」の観点を重視しながら、施策を展開してきた。しかし、今日家庭と地域とのつながりが緩むとともに、家族内の個人化の進行という二重の孤立傾向が顕著となっている。そのため、既存のネットワークに加えて、個をベースとする比較的穏やかな絆を何層にも重ね合わせて子どもや子育て家庭の孤立を防ぐ新たなネットワークを構築していく必要がある。</p> <p>また、子どもや子育て家庭が、信頼できる情報に容易にアクセスできる環境を整備するとともに、子ども自身や子育て家庭が発した声を確実に聞き取り、支援者へと伝えていく仕組みを構築する。</p> <p>さらに、支援を必要としているにもかかわらず自ら声をあげない、あげられない子ども・子育て家庭に働きかけ、支援者をつないでいく体制も一層整備していく。</p>			<p>第五期長期計画の重点施策として「子育てネットワークの多層化」が挙げられている。子どもと家族、地域の絆や関係性の希薄化を補い、地域・団体・事業者・行政などの多様な主体による子育てネットワークづくりに引き続き取り組み、地域社会全体で子ども・子育てを支えていく。</p>		
<p>充 実 （ 1 ） 子 育 て 支 援 団 体 や 関 連 施 設 と つ な が る 仕 組 み づ く り と 情 報 発 信 の</p>	<p>子育て家庭が地域の子育て支援団体や関係施設とつながり、継続的なサポートを受けられる仕組みを構築するとともに、子育てに関する情報提供の仕組みも充実させる。</p>	<p>子育てステーション制度(仮称)の導入と子育て支援情報発信の充実</p>	<p>子育てステーション制度については、24年度は公募モニターを対象にしたモデル事業、25年度は「すくすくスタート事業」と名称を変更して、認可保育園9園で登録者対象の試行事業、26年度に試行事業の検証を行った。検証結果としては、勧奨通知の送付(直接情報を届けること)が新規利用者の掘り起こしに有効である反面、対象者を限定することによる子育て家庭のニーズとのかい離、各保育園からの事業周知など登録者への継続的なサポート体制(情報管理・発信体制)の未整備、参加園の選択幅を狭める印象、人員体制、施設状況、個人情報取扱の取扱いなど、様々な課題があり、現状での導入は困難との結論に至った。</p> <p>27年度以降、各保育園であかちゃんひろばを引き続き行うとともに、有効性が証明された通知等の個別送付や既存の庁内関係部署(保育園含む)の連携による個別アプローチが必要な家庭への支援等を実施していく。</p> <p>情報発信については、子育て情報誌「すくすく」の内容充実や季刊広報誌発行などを行った。平成27年3月に策定された「第四次子どもプラン武蔵野」において、基本目標2の施策②に位置付けられ、地域団体やNPO等の力を生かした運営方法等によるウェブサイトの導入に向け検討していくこととなった。</p>	<p>(1)子育て支援団体や関連施設とつながる仕組みと情報発信の充実</p> <p>子どもや子育て家庭が身近な施設や地域とつながり、孤立せずに安心して生活するため、子育てひろばを運営、実施している施設や団体等とネットワークを構築する。</p> <p>子ども・子育てに関する多様な情報を盛り込んだリーフレットの発行やウェブサイトの立ち上げなど、市民や事業者の力を活かした運営方法等を検討し、子育て支援情報の集約・発信の充実を図る。</p>	<p>NPOや地域団体など多様な主体による子育て支援の推進を図るために、子育て支援団体、関連施設同士をつなげる新たな仕組みが必要である。子育てひろばを運営、実施している施設や団体関係者によるネットワークを構築する。</p> <p>また、誰もがいつでも子育てに関する最新の情報を入手し、共有することできるよう、行政情報をはじめ、民間情報・地域情報を一元化したウェブサイトの開設などを検討する。</p>
<p>(2) 共 助 の 仕 組 み づ く り</p>	<p>地域で子育て支援を必要とする家庭を援助するファミリーサポート事業の推進や、NPOや地域団体など多様な主体によるひろば事業・子育て支援事業の展開を検討するとともに、子育て自主グループの育成・支援、地域の子育て方向上を目的とした講座の実施など、新たな共助の仕組みづくりを進める。</p>	<p>ファミリーサポート事業の推進</p> <p>子育て支援ネットワークの連携の推進</p> <p>ひろば事業の推進(NPOや地域団体との連携)</p> <p>子育て自主グループや支援者の育成</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の法定事業であり、都内区市で実施していないのは、本市を含め2自治体のみであることも踏まえつつ、新制度の方向性や他自治体の実施形態、実施状況を研究した上で、本市にふさわしい制度の導入に向けて検討する。</p> <p>25年度から、コミセンスタッフ、子育て支援団体と協働した形で八幡町コミセンでの「親子ひろば」を開設している。また、親子ひろばやボランティアの育成講座などを通じて、参加者に自主的活動を促し、結果、コミセンとボランティアが連携した形での自主的なひろばが新たに開催されている。27年度からは「共助による子育てひろば事業補助金」を新設し、コミュニティセンターでひろば事業を行う団体に対して当該事業に係る経費を補助し、地域団体やNPOなど多様な主体によるひろば事業の展開を推進している。</p> <p>23年度から実施している支援者・ボランティア養成講座について、25年度からは2回開催するとともに、当事者を主な対象として実施している。結果、親子ひろば事業で継続的に活動するボランティアが大幅に増加した。また、支援者間での自主的なグループ活動につながった。引き続き、育成したボランティアの活用及び自主的活動を後押しするとともに、子育て支援者としてのスキル向上、支援者間のネットワークづくりを支援する。</p> <p>若年親世代等が実施する青少年の健全育成の活動等に関する支援を検討する。</p>	<p>(2)共助の仕組みづくり</p> <p>子育て支援団体・グループや子育て中の家庭自身が、地域の子育て支援の担い手となるよう、その活動を支援するとともに、多様な主体によるひろば事業や子育て支援事業の展開を推進するなど、共助による子育て支援の充実を図る。また、来所型施策では対応できない子育て家庭への支援として共助を含めた新たな訪問支援施策について検討し、地域で子どもを守る体制を強化する。</p>	<p>子育てや子どもの安全を地域全体で支え合う機運を、より一層醸成する必要がある。来所型事業では対応できない子育て家庭への支援として、共助の仕組みを活かした新たな訪問支援型事業の導入を検討する。また、地域の子育て方向上が求められていることから、子育て中の親自身も含めた地域における子育てボランティアなど、教育・保育サービスの担い手の育成及び拡充を図るための講座や交流会、研修会等を実施する。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>子どもが犯罪に巻き込まれることを未然に防ぎ、子どもの安全を確保するため、引き続き地域で子どもを守る体制の強化を進める。</p>	<p>防犯体制の強化</p>	<p>関係各課で情報提供の体制を確認し合い、不審者情報や犯罪、気象警報等の様々な情報を適切かつ速やかに提供できるよう努めている。また、0123施設等の子育て支援施設においては、定期的に不審者対応訓練を実施するなど、防犯への意識を高めている。</p> <p>市内保育施設への学校110番の設置。公立保育園については、防犯訓練の実施やお散歩マニュアルの確認など、安全対策に努めている。</p> <p>また、平成25年9月より緊急メール配信システムを構築し、認可及び認証保育所等で運用を開始した。</p> <p>青少協地区委員会等関係機関と連携し、児童・生徒の健全育成及び安全のための見守り活動を推進する。</p>		<p>子どもが巻き込まれる犯罪を未然に防ぎ子どもの安全を確保するため、引き続き学校や子育て支援施設、地域において相互の連携を深め、市内の防犯機能を強化する。</p>
<p>基本施策3 青少年の成長・自立への支援</p> <p>子どもたちは家族や地域の人びとに守られ、多くの人の支援を受けながら日々成長していく。やがて自分が家族や地域の一員であることを自覚し、家庭や地域を支える存在となっていく。このようにして家庭も地域も、未来へと受け継がれていくものであるが、子どもたちにとっては地域とのつながりを実感しにくい面があるため、「自らも地域の一員であり将来の担い手である」という自覚をそれぞれの子どもたちが持てるよう、地域活動への積極的な参画を促していく。地域住民が主な担い手となっている地域子ども館あそべえ等を充実していくほか、子どもたちが発達段階に応じた判断力や行動力を身に付けられるよう、体験活動や武蔵野プレイスを活用した取組みを充実させていく。</p>				<p>青少年期は、自然体験やスポーツ、芸術・文化など様々な実体験を積み重ねることで、自ら考え、責任を持って行動できる人間として成長していく時期である。そのような大切な時期を健全に過ごせるよう、次代の担い手である青少年の成長を社会全体で支えていく取組みが重要である。</p>
<p>(1)小学生の放課後施策の充実</p>	<p>地域子ども館あそべえは、異学年・異年齢交流の促進を目指し、スタッフのスキル向上や、専門性の高いスタッフの配置を行っている。</p> <p>学童クラブでは、一時育成事業を実施するほか、特に支援を必要とする子どもへの対応力を強化していく。</p> <p>子どもたちが地域で過ごし、地域で育っていくよう、地域住民による自主的な活動に対して、境冒險遊び場公園(プレーパーク)で実践している遊びに関するノウハウの提供や公園の利活用などの支援を行っている。</p>	<p>地域子ども館あそべえでの異学年・異年齢交流の促進を図る。</p> <p>研修の実施によりスタッフのスキル向上を目指す。また、各施設を巡回する児童厚生員により、配慮が必要な児童への対応や児童や親への相談機能の強化を目指す。</p> <p>保護者の就労状況が学童の入会要件を満たさないが、長期休業時など一時的に学童クラブでの育成を希望する児童の入会について検討する。</p> <p>学童クラブに在籍する児童で、障害児枠での入会ではないものの、育成にあたって配慮が必要な児童に対して補助指導員を配置し対応力の強化を図る。</p> <p>地域におけるプレーパークの運営の機運が高まっている地域の公園において、NPO法人プレーパークむさしのが、地域に対してノウハウの提供など協力を行い、地域実施型によるプレーパーク事業を実施することにより、プレーパーク事業の全市的な展開を目指す。市は公園の使用等支援を行う。</p>	<p>(1)小学生の放課後施策の充実 学童クラブ事業については、子ども・子育て支援新制度において小学校6年生までを事業の対象範囲とすることとなったが、当面は1～3年生(障害のある子どもは4年生まで)の受入れを優先し、より必要度の高い低学年において待機児童を出さないよう取り組みを進める。</p> <p>高学年児童(障害のある5～6年生を含む)については、在籍児童の状況を踏まえて、受け入れのための人的・物的環境の整備を図る。</p>	<p>地域子ども館あそべえと学童クラブでは、相互の交流時間を拡充し、連携を進めているが、さらなる連携強化と質の向上により、育ちの環境を充実させることが必要となっている。今後は、(公財)武蔵野市子ども協会(以下「子ども協会」という)への委託による運営主体の一体化を進め、両事業の連携と体制をさらに強化する。また、子ども協会の有する専門性を活用するとともに、児童館で培ってきた相談機能や多様な遊びを通して子どもの成長を支援するスキルを付加していくことで、小学生の放課後をより豊かにできるような機能の充実を図る。</p> <p>学童クラブ事業については、より必要度の高い低学年において待機児童を出さないよう取り組みを進める。高学年児童(障害のある5～6年生を含む)については、学童クラブの在籍児童の状況を踏まえて、あそべえと連携した受け入れのための整備を図る。</p> <p>地域住民の自主的な活動に対し、プレーパークで実践しているノウハウの提供や公園の利活用等の支援を行うとともに、子どもたちが地域で遊び、育っていくよう出張プレーパークを拡充していく。</p>
<p>育(成)2 豊かな人間性と社会に踏み出す意欲の</p>	<p>子どもたちが、体験等を通じて、豊かな人間性を身に付けられるよう、自然体験事業を実施していく。</p> <p>むさしのジャンボリー事業は、これまでの実績を踏まえたうえで実施方法等を検証し、担い手の確保などの課題の解決を図っていく。</p>	<p>豊かな自然に恵まれた農山漁村に滞在しながら、さまざまな自然体験を通じて、家族の絆を深めるとともに食育を進めることを目的とする。</p> <p>現在、全国で取組んでいるグリーンツーリズムについて、積極的に市民に紹介し、参加費用の一部を助成することにより参加を奨励する。(友好都市等での取組を中心に紹介していく。)</p> <p>むさしのジャンボリー事業について、青少協地区委員会との調整等市が引き続き担うべき企画運営業務とキャンプのサポートや開設準備にかかる作業業務等民間への委託が可能な業務についての検討を進め、委託が可能な一部業務については、市の財政援助出資団体に委託することを検討する。</p> <p>また、今後青少協地区委員会の担い手の固定化・高齢化が進展するであろうことを踏まえ、若年親世代が指導者としてジャンボリーに参加しやすい仕組み等についても検討を行う。</p>	<p>(2)豊かな人間性と社会に踏み出す意欲の育成 青少年の成長を支援するため、様々な学習や体験の機会を提供し、豊かな人間性と社会に踏み出す意欲を育成していく。また、自分自身では解決できない課題や悩みを抱え、社会から孤立した青少年に対し、居場所の提供や学習支援を含む生活支援を行い、将来に希望が持てるよう取り組みを進める。</p>	<p>自然の中での様々な体験は、子どもたちの健やかな心身をはぐくみ、仲間意識、道徳観、正義感等が養われることが期待されることから、より充実していく必要がある。</p> <p>ジャンボリー事業は、地域の市民や団体がより積極的に関わることができる仕組みを研究するとともに、これまでの実績を踏まえたうえで、実施方法を含めたあり方について検討する。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
	子どもたちの社会性や創造力を高めるため、子ども協会や公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団と連携し、武蔵野プレイスを活用した青少年支援事業を実施する。	社会性や創造力を育成するための学習講座の提供		豊かな人間性を醸成し、青少年の成長を支援するため、様々な学習や体験の機会を提供していく。 高校中退などで学校や地域と離れてしまった青少年に対しては、将来の展望につながる支援を継続的に実施する必要がある。広域的な連携も視野に、自分自身では解決できない課題や悩みを抱え、将来に展望が持てない青少年に対し、居場所の提供や仲間づくり支援、世代間交流、学習支援を含む日常生活支援を行う中で、再チャレンジを応援する。一方、そのような状況を未然に防ぐため、学校教育においても、教育支援センターを中心に学校生活や社会への適応に向けた支援を推進していく。
(3) 地域活動への積極的な参画支援	青少年活動等への若年世代の参画を促す地域活動への支援	地域青少年を対象に若年世代が実施するプログラムへの支援や、地域リーダーを育成する地域ワークショップの開催など、青少年問題協議会とも連携した地域活動の支援をしていく。	(3)地域活動への積極的な参画支援 青少年を対象に地域のリーダーを育成する講習会等を実施し、活躍できる場を提供するとともに、将来の地域活動の担い手として育てていく方策を検討するなど、次世代を担う人材の育成や制度の拡充を図る。	青少年自身が「地域の一員である」という自覚や愛着を持てるよう、また地域の活動に積極的に参加できるよう取り組みを進める必要がある。地域のリーダーを育成するための講座を実施し、活躍の場を提供するとともに、地域の中心として活動が継続できるような方策を検討する。また、若い親世代が、学校のPTA活動はもとより、地域の事業や青少年の健全育成事業に参画できるような手法も検討する。
	青少年の社会参画の推進	中学生・高校生を対象にリーダーとして必要な資質や技能の獲得を目的とした中高生リーダー講習会を実施している。この講習会を修了し、なお地域活動等に意欲的な青少年に対し、地域青少年リーダー制度(フロンティアリーダー制度)を整備し、より地域活動へ貢献できる人材の育成を行ったが、登録者が少ないため、既存の中高生リーダー制度の充実に取り組んでいる。		
	児童・青少年活動支援者の育成	若年親世代等が実施する青少年の健全育成の活動等に関する支援を検討する。		

第五期長期計画・事業実施状況・討議要綱・調整計画案一覧表

【子ども・教育分野】

第五期長期計画の記載内容		実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備					多様化する子育て支援ニーズに対応するため、様々な子育て支援サービスを提供してきた。一方で、対象者や目的が重複している事業もあり、利用者が適切に選択できるよう体系的に整理する必要がある。各施設の機能・役割や子育て施策を整理・検証したうえで、全市的な子育て施設や施策のあり方、今後の整備方針を定めていく。
子どもや子育て家庭への支援は、様々な団体や機関等によって担われている。これらの団体や機関と市は、適切な役割分担に基づき、互いに連携し合いながら質の高い公共サービスを提供していくことが重要である。 武蔵野市全域の子ども育成活動全般について横断的、効率的、包括的に支えることを目的として設立された子ども協会と密接に連携しながら、乳幼児から小学生までを対象とする子どもの育成に取り組んでいく。また、子育て支援施設については、今後の人口動態や家族構成の変化などによるニーズの変化を的確に捉えたうえで、長期的・全市的視点により再編・整備を進めていく。					
（１）子育て支援実施体制の整備		市と子ども協会との役割分担を明確にするとともに、互いに連携しながら子育て支援施策を充実していく。	市と公益財団法人武蔵野市子ども協会との役割分担の明確化	市内初の認定こども園境こども園が平成25年12月に開設し、翌26年2月には子育て支援ルーム「いこっく」がオープン、地域の子育て家庭への支援をスタートさせている。今後は、平成27年4月より開始した「子ども・子育て支援新制度」における利用者支援・地域支援事業を0123施設等の地域子育て支援拠点で実施していくほか、子育て・家庭教育支援事業の実施等についても、武蔵野市子ども協会への移管を検討していく。	(1)子育て支援実施体制の整備 第四次子どもプラン武蔵野(平成27～31年度)を着実に実施し、子ども施策を計画的・総合的に推進する。実施状況については、子どもプラン推進地域協議会において点検・評価を行い、速やかに改善等の必要な措置を講じる。併せて、子ども自身の意見を反映する機会として、「子ども協議会(仮称)」を設置する。 地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業については、(公財)武蔵野市子ども協会への委託による運営主体の一体化を進め、地域の小学生の放課後施策の中核を担う「新しい子ども施設」として、両事業の連携・協力を一層推進するなど、機能・質の充実を図る。
		地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業は運営主体の一体化による連携の強化と機能の充実を図るため、「小学生の放課後施策推進協議会」と協議しながら子ども協会への委託化を図る。	地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業の運営主体の一体化による連携の促進	平成26年度から施行している両施設の職員の定期的打合せやあそべえ館長と学童クラブ主任指導員の合同会議などを27年度も継続実施し、連携を深めている。第2期小学生の放課後施策推進協議会報告書で示された提言に基づき、子ども協会も含めた委託化の協議を進めている。	
		また両事業の特色を踏まえながら、子どもの視点に立った放課後の居場所としてのより効果的な運営のあり方についても引き続き検討していく。	地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業の効果的な運営のあり方の検討	第2期小学生の放課後施策推進協議会報告書で示された提言に基づき、あそべえと学童クラブの特色を生かしながら、子どもの視点に立った放課後の居場所としてのよりよい効果的な運営のあり方について検討を進める。	
		幼児教育への関与のあり方については、有識者を交えて検討を行い、その振興を図る。	幼児教育への市の関与のあり方の検討と総合的な推進	平成24年度に武蔵野市幼児教育振興研究委員会を設置し、総合的な幼児期の教育の振興に向けた道筋を検討・整理した。それを受けて平成25年度は武蔵野市幼児教育振興プログラム策定委員会を設置し、幼児期の教育の振興に向けた取組をプログラムとしてまとめ、それを第四次子どもプラン武蔵野に掲載した。	
		私立幼稚園への支援	就園奨励費や保護者補助金、入園料補助金を交付し、幼稚園の園児の保護者の負担を軽減した。3～5歳児の幼児教育を担い、地域における子育て支援にも大きな役割を果たしている私立幼稚園の各種事業(特別支援教育事業、預かり保育事業、健康管理事業他)に対して補助を行っている。平成24年度は各園への個別にアラングを実施し、補助事業の実施状況や事業効果・課題などの把握に努めた。耐震設備等補助については一定の成果が得られたため、平成25年度限りで廃止した。	子どもに関する施策の推進にあたっては、当事者である子ども自身の声を受け止め、反映する場を設けていく必要がある。次代の親を育成する観点と子ども目線に立った事業展開を図る観点から、子どもプランの点検・評価、次期プラン策定に意見を反映する場として「中高生世代会議(仮称)」を開催する。	
					幼児期は、生涯にわたる人格の土台をつくる重要な時期であり、将来に向け、たくましく生きていく力を身に付けるため、幼児期の教育をより充実したものとする必要がある。子どもの望ましい発達を支えるため、環境の整備、保育者の資質や専門性の向上、関係機関の連携など様々な取り組みを進める。 また、待機児童対策への対応も含めて、幼稚園を活用した預かり保育の充実に対する補助の見直し、拡充を図る。

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容	
<p>(2) 子育て支援施設の整備</p>	<p>桜堤児童館は、その機能・役割を全市的に発展させ、将来的に0123施設化を図る。</p>	<p>武蔵野市西部地域の子育て支援施設検討委員会の検討結果(平成26年度)を踏まえつつ、転用後の施設に求められる機能や運営手法について具体的な検討を行う。</p>	<p>(2)子育て支援施設の整備 多様化するニーズに対応するため、各施設の機能・役割を整理・検証した上で、全市的な子育て支援施設のあり方や今後の整備方針について検討していく。 市立保育園について、現在策定中の「公共施設等総合管理計画」との整合を図りつつ、改築・改修計画を策定するとともに、子ども協会に移管した認可保育所及びその他の民間認可保育所についても、改築・改修に対する支援を行う。</p>	<p>桜堤地区における乳幼児・児童の増加に伴う子育て家庭への支援事業の必要性、保育所待機児童の増加、小学生の放課後の居場所など多様なニーズに的確に対応するため、桜堤児童館は、地域が求める課題解決に向け、市民の意見を聞きながら子育て支援機能の拡充を図り、地域の子育て支援団体をはじめとする民間の活力や市民の力を活かした運営を行っていく。</p>	
	<p>ただし、施設の一部については、平成24年度に「プレこども園」として使用した後、周辺地域における保育需要を勘案しながら、桜堤保育園分館としての利用を検討する。</p>	<p>「公共施設配置の基本的な方針」に基づく桜堤児童館施設の再整備及び旧泉幼稚園跡地利用</p>			<p>桜堤児童館については、平成24年度、児童館2階を利用したプレこども園事業を実施し、短時間保育児の保育事業の準備を進めた。また、境こども園が、建設事業者の自己破産により当初予定通り開園に至らなかったため、短時間保育の代替施設として、平成25年4月に、さくら分園を開設した。 平成25年12月認定こども園境こども園の開設後は、将来的なひろば化など新たな施設も検討される中、緊急待機児対策の一環として、グループ保育室の開設を検討し、必要な調理施設やトイレ、手洗いの設置・改修工事を実施した。平成26年4月よりURで実施していた「まある」を移転・拡充し、児童館事業としてのグループ保育事業を実施しており、平成27年度は子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、小規模保育事業に移行している。</p>
	<p>旧泉幼稚園跡地は、コミュニティセンターとの役割分担を踏まえ、子育てひろば機能と保育サービス機能を有する、NPOや市民活動団体の運営による地域参加型の子育て支援施設及び公園として活用する。</p>	<p>桜堤児童館については、認可保育園待機児童の増加を受けて、2階を改修し、平成26年4月からグループ保育室を開設することとした。家庭で保育している子育て家庭のニーズにも対応した子育て支援施設への転用については、第五期長期計画・調整計画策定の議論を踏まえて今後の方針を検討していく。</p>			<p>泉幼稚園跡地については、子育てひろば、一時保育、グループ保育の3つのサービスを地域の方で提供する複合型の子育て支援施設として、平成26年7月29日に開設した。</p>
	<p>旧泉幼稚園跡地利用については、24年度から、グループ保育室や宿泊を含む一時保育事業などを行う子育て支援施設を開設するため準備を進めて、平成26年7月にグループ保育室「すくすく泉いすみのおうち」を開設した。</p>	<p>公立保育園のあり方・役割の検討状況及び今後の待機児童の状況を視野に入れながら、保育施設(認可保育所、認証保育所など)の新設整備とともに、総合管理計画を踏まえ、老朽化が進んでいる公立保育園の改築、改修計画の策定を検討していく。</p>			<p>公立保育園のあり方・役割の検討状況及び今後の待機児童の状況を視野に入れながら、保育施設(認可保育所、認証保育所など)の新設整備とともに、総合管理計画を踏まえ、老朽化が進んでいる公立保育園の改築、改修計画の策定を検討していく。</p>
	<p>市立保育園について、運営のあり方の検討状況及び待機児童の状況を勘案しながら改築・改修計画を策定する。</p>	<p>市立保育園の改築・改修計画の策定</p>			<p>市立保育園について、待機児童の状況を勘案しながら改築・改修計画を策定する。</p>
	<p>子ども協会に移管した認可保育園についても、改築・改修に対する支援を行っている。</p>	<p>子ども協会立保育園の改築・改修に対する支援</p>			<p>平成24年度は、子ども協会立北町保育園の建替えを実施し、平成25年度に32名増員し、定員128名の園として新園舎での保育を開始した。また、旧園舎部分を解体し、跡地で貯留施設設置工事を開始した。市はこれらに対する支援を行った。</p>

第五期長期計画・事業実施状況・討議要綱・調整計画案一覧表

【子ども・教育分野】

第五期長期計画の記載内容		実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育					<p>国の第2期教育振興基本計画の策定をはじめ、教育委員会制度や障害者基本法の改正、障害者差別解消法やいじめ防止対策推進法の制定など、学校教育に関わる制度が大きく変化している。第二期武蔵野市学校教育計画に記載した施策・取組を着実に実施し、今後、子どもたちが、知性・感性を磨き、自ら未来を切り拓いていく力を身に付けることができるよう、学校教育の充実を図っていく。</p> <p>また、子どもたち一人ひとりの興味や関心を大切にし、主体的な学びを重視する教育を進めるとともに、すべての教育活動を通して、人権尊重の精神を基盤に互いに尊重し合う態度や他者とともに生きる力をはぐくんでいく。</p>
<p>(1) 確かな学力と個性の伸長</p>	<p>自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等の育成を重視した指導を一層充実させるとともに、子どもたちの興味・関心を高める授業を実践していく。</p>	<p>学習意欲の向上と学習習慣の確立</p>	<p>平成23年度には、市独自の望ましい学習習慣・生活習慣の確立に向けリーフレットを作成し、全家庭に配布した。それらの内容を受けて、各学校では保護者会や学校だよりを通じて、家庭と連携した学習習慣や生活習慣の確立に努めている。また、PTA活動で子育てに関する講座等を開催した学校もあった。今後も、積極的に情報発信し、家庭と連携した学習習慣や生活習慣の確立に努めていく。</p>	<p>(1)教育制度の変化に対応した学校教育の充実 国の第2期教育振興基本計画の策定をはじめ、障害者権利条約の批准、障害者基本法や教育委員会制度の改正、いじめ防止対策推進法の制定など、学校教育に関わる制度が大きく変化している。第二期学校教育計画(平成27～31年度)に記載した施策・取組を着実に実施し、今後、子どもたちが、知性・感性を磨き、自ら未来を切り拓いていく力を身に付けることができるよう、学校教育の充実を図っていく。</p> <p>(2)確かな学力と個性の伸長 習熟度別・少人数指導など個に応じた指導を充実させるとともに、各教科のねらいを実現させる手立てとして、知的活動(論理や思考)やコミュニケーションの基礎となる言語活動の充実を図る。また、外国語によるコミュニケーション能力を高めるため、英語教育の充実を図る。 さらにICT機器等16を計画的に整備し、教育活動に積極的に活用することで、効果的な学習を推進していく。</p>	<p>習熟度別・少人数指導など個に応じた指導を発展的な学習についても充実させるとともに、各教科のねらいを実現させる手立てとして、知的活動(論理や思考)やコミュニケーションの基礎となる言語活動の充実を図る。また、外国語によるコミュニケーション能力を高めるため、英語教育の充実を図る。</p>
	<p>確かな学力の向上のため、引き続き児童・生徒の習熟度に合わせた指導を充実させるとともに、学習支援教室を活用した学力補充の充実や、家庭と連携した学習習慣の確立に取り組んでいく。</p>	<p>少人数指導による個に応じた指導の充実</p>	<p>都の加配教員を活用し、算数・数学・英語を中心に、個に応じた少人数指導を行った。また、全校に学習指導員を配置し、習熟度別・少人数指導の授業を通して、きめ細かな指導の充実を図った。平成23～24年度は、第三小学校を少人数指導の研究校に指定(都及び市)し、その成果を全小・中学校で共有した。今後も、学習指導員の配置を通して、個に応じた指導の充実を図っていくとともに、発展的な学習場面にも学習指導員を配置して、児童・生徒の思考力等のさらなる向上を図っていく。さらに、外国語によるコミュニケーション能力を一層高めるため、小学校へのALT配置を計画的に進めていくとともに、外国語検定試験への受験を奨励する。</p>		
	<p>また、ICTを効果的に活用した授業を進めるとともに、情報モラルを含めた情報活用力の育成についても取り組んでいく。</p>	<p>学習支援教室の充実</p>	<p>放課後や土曜日、長期休業中を活用し、教員や学習指導員による補充的な学習や学習相談などの学習支援教室を実施した。アンケート調査では、「授業のつまずきや有効な手立てが取られている(保護者)」「内容が分かりやすい(子ども)」等肯定的な意見が約80%を占めた。参加は原則希望制だが、今後とも教員が声をかけ参加を促すとともに、実施内容や方法の充実を図っていく。</p>		
	<p>ICTを活用した授業の充実</p>	<p>ICT教育の教育課題研究開発校として、平成22・23年度に第四小学校、平成24・25年度に千川小学校を指定し、ICT機器を用いた実践的な授業研究についての研究発表会を実施した。ICTを活用した授業の充実を目指し、ICT活用研修を実施するとともに、ICTサポーターによる授業支援を行った。ICTIに関わる環境整備のために、平成25年度にICT機器活用モデル校(3校)、平成25・26年度に無線LANモデル校(2校)を指定した。ICT教育推進委員会においてICTを活用した授業実践報告を行い、情報モラル教育も含めリーフレットを作成した。 今後は、平成27・28年度で小学校の全普通学級にICT機器を配置するとともに、中学校の普通学級や小中学校の特別支援教室及び特別支援学級への配置を計画的に進めていく。また、中学校2校にモデル校として配置したタブレットPCの効果検証も踏まえて、ICT機器を活用した授業の充実を図っていく。</p>	<p>さらに、子どもたち一人ひとりの基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等を育成するため、効果を見極めたうえでICT機器等を計画的に整備し、効果的な学習を推進していく。併せて、情報化の負の側面に対応し、情報社会で適正な活動を行うことができる考え方や態度をはぐくむための情報モラル教育を行う。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(2) 豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進</p>	<p>子どもたちの知的好奇心や豊かな人間性をはぐくむため、セカンドスクールなどの自然体験活動の質の向上を図る。</p>	<p>実行計画事業 セカンドスクール等、自然体験活動の質の向上</p> <p>実施報告書をもとにしたセカンドスクール実践報告会を実施するとともに、平成24年度には各学校の実践事例をまとめた「セカンドスクール実践事例集」を作成して各学校に提供した。平成25年度には、学習院大学と連携し、「体験活動を生かした共同的な学びの創造」というテーマで教育フォーラムにおいて、セカンドスクールの実践報告を行った。 平成27年度に全小中学校実施から20年目を迎えるため、児童・生徒による小中合同報告会の実施や効果検証等を通して、ファーストスクールとのつながりや小中連携の視点を明確にすることにより、セカンドスクールのさらなる質の向上を図る。</p>		<p>子どもたちの知的好奇心や豊かな人間性をはぐくみ主体的かつ協働的に学ぶ姿勢を育てるため、セカンドスクールなど農山漁村でのふるさと生活体験や自然体験活動の質の向上を図る。</p>
	<p>文化・芸術活動の充実</p>	<p>連合音楽会、演劇鑑賞教室、書初展、美術展、青少年コーラス・ジョイントコンサート、ジュニアバンド・ジョイントコンサートなど文化・芸術に触れる機会の充実に努めた。また、課外活動として取り組んでいる吹奏楽や合唱への支援を実施してきた。 今後も、これらの取組を継続し、支援の拡充を図っていく。</p>		<p>また、子どもたちの豊かな感性や創造力を高めるため、音楽や美術、演劇の鑑賞など文化的・芸術的活動を充実していくとともに、環境教育などの取り組みも引き続き推進していく。</p>
	<p>また、子どもたちの豊かな感性や創造力を養っていくため、音楽や美術、演劇の鑑賞など文化・芸術活動を充実していくとともに、食育や環境教育などの取組みも引き続き推進していく。</p>	<p>食育の推進</p> <p>各学校で食育リーダーの選任、食育推進チームの設置を行い、食育の全体計画や年間指導計画を教育課程へ位置付け、食育の充実に努めてきた。また、食育リーダー研修会を実施し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付ける食育の目標を達成するために給食・食育振興財団と連携しながら、研修内容を深めてきた。また小学校3校を食育モデル校に指定し、食に対する体験的な理解を深める学習を進めてきた。 今後も、これらの取組を継続し、充実に努めていく。</p> <p>栄養士・調理員の学級訪問や授業への参加、行事食の提供、児童生徒・保護者向けの給食だより等による情報発信、給食試食会や調理場見学会の実施等により、給食を通じた食育を推進した。 講演会や体験型イベントを開催し、食の大切さや本市の給食の特色の市民への周知に努めた。 今後は、これまでの事業を継続するとともに、未就学児童の保護者や中学生に対する食育を推進する。</p>		<p>学校教育における食育推進のため、全小学校への自校調理施設の配置を学校の改築の時期を踏まえて計画的に進めるとともに、地域人材の活用を含めて効率的な施設運営を行っていく。また、全世代を対象とした食に関する啓発を推進するセンター的機能を兼ね備えた、中学校の新たな共同調理場の設置を検討する。</p>
	<p>環境教育の推進</p>	<p>環境教育の教育課題研究開発校として、平成23・24年度に第一小学校を指定し、環境教育をテーマに研究発表会を実施した。 各学校では、理科や生活科、総合的な学習の時間を中心に、地域の公園や学校農園、学校ビオトープ、またセカンドスクール等での体験活動の場なども活用して、体験的・問題解決的な学習を取り入れ、環境学習の充実に努めてきた。また、ISO14001を踏まえ環境への配慮に努めるとともに、地域の環境を守り育てようとする態度の育成にも努めている。 今後も、各学校の環境教育の充実に努めるとともに、また、ESDの視点も含め環境保全に向けて子どもたちが主体的に行動する態度を育成していく。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
	シテズンシップ教育の推進	各学校の学習や行事について市民性の視点で見直し、教育課程に位置付けて推進してきた。また、学校外のむさしのジャンボリーや地域行事、ボランティア活動等への参加も推奨してきた。平成24年度には「むさしの教育フォーラム」において市民性を高める教育の充実をテーマとして、学校からの実践報告とパネルディスカッションを行った。平成25年度には武蔵野市を知るための学習副読本「武蔵野市のいま・むかし」を作成した。今後も武蔵野市の特色ある教育活動を市民性の視点で捉え、地域と連携・協力して取り組んでいく。また、平成26年度に開館した武蔵野ふるさと歴史館との連携を充実させていく。		さらに、子どもたちの目を社会にも向けさせ、自己と社会との関係を考えるための市民性を高める教育や小中9年間を見通したキャリア教育を一層推進する。
	キャリア教育の推進	中学校においては、キャリア教育の全体計画を教育課程に位置付け、職場体験等を計画的に実施してきた。進路担当者会の機会を活用して、小中合同のキャリア教育研修を実施した。今後も、子どもたちの発達段階に応じて集団における自らが果たす役割や責任を自覚するとともに、自分らしい生き方について考えることができるような取組を推進していく。		いじめ問題については、「武蔵野市いじめ防止基本方針」に基づいて、未然防止・早期発見・迅速で確実な対応の充実を図る教育活動を展開する。
				子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を営むために、体育を専門とする学習指導員の充実や部活動への支援を行い、学校の教育活動全体を通じた体力づくりの取り組みに努める。
				学校・保護者・地域住民が協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるため、学校から家庭や地域への積極的な情報発信を行うとともに、各小中学校に設置されている開かれた学校づくり協議会について、小学校と中学校の連携をより深めて、地域と協働した学校経営を一層推進する。
(3) 学校と地域との協働体制の充実	開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実	各校では、年4回の「開かれた学校づくり協議会」の中で各校の教育活動について周知するとともに、委員が学校関係者評価の役割を担い、学校経営への参画を図った。学校だよりやホームページなど積極的に情報発信するとともに、平成24年度から「むさしの学校緊急メール」を開始し、緊急時の連絡手段の強化を図ってきた。今後も、これらの取組を継続し、充実を図っていく。		また、保護者や地域住民の学校運営への参画を図るための仕組みづくりを検討する。
学校と地域の協働体制の研究・検討	学校と地域の協働体制を充実させるために、「開かれた学校づくり協議会」の役割を明確にするとともに、「開かれた学校づくり協議会」代表者会において、教育委員会との情報共有を図るための協議内容について研究・検討してきた。今後も、よりよい協働体制がとれるように、学校支援の仕組み作りや各委員から学校改善の意見を集約する方法などについて研究・検討を行っていく。			
学校と地域の協働体制の構築	各校で行われている年4回の「開かれた学校づくり協議会」を充実させるとともに、年2回「開かれた学校づくり協議会」代表者会を実施し、各校の状況を共有してきた。具体的には「防災教育」「安全教育」「携帯電話やソーシャルメディアへの対応」「いじめの未然防止」「市民性を高める教育」など、各校の課題について協議をした。今後も、これらの取組を継続し、充実を図っていく。			

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
	<p>地域の企業や大学などの優れた教育資源の連携による特色ある授業を実践するため、これらの主体も含めた学校教育のネットワークを構築していく。</p>	<p>企業、大学等と連携した教育活動の推進</p> <p>各学校で行われている企業、大学等と連携した教育活動を推進してきた。また、経済産業省の「社会人講師活用型教育支援プロジェクト」を活用し、企業との連携による授業を行ってきた。経済産業省のプロジェクトは、平成25年度をもって終了したが、今後も、企業、大学等と連携した教育活動を推進していく。</p>		<p>地域の企業や大学などの教育資源の連携による、特色ある教育活動を実践するため、地域のネットワークづくりを教育推進室が核となって確立していく。</p>
<p>(4) 特別支援教育・教育相談の充実</p>	<p>支援が必要な児童・生徒の個別の教育ニーズに応じて、より専門性の高い指導を行う必要があることから、児童・生徒の多様性に応じられる学びの場を整備していく。</p>	<p>特別支援教室の整備</p> <p>平成20年度より3校でモデル事業として開始した本事業は、平成22年度に5校に拡充し、平成25年度に本格実施となり、平成26年度は3校に新設し、合計8校(小学校)に拡充した。平成27年度は、個別支援教室又は情緒障害等通級指導学級が設置されていない小学校2校(三小、本宿小)に設置した。今後、さらなる拡充を進めていくとともに、個別支援教室指導員の質の向上を図っていく。</p> <p>情緒等通級指導学級の整備</p> <p>平成26年度に、井之頭小学校に新設し、合計小学校3校・中学校1校の設置となった。また、平成26年度から通級指導学級の教員による通常の学級への巡回指導をモデル実施している。今後も、情緒等通級指導学級利用児童・生徒は増加傾向にある。平成29年4月から、小学校の情緒障害等通級指導学級の指導形態を変更した特別支援教室を全小学校に導入するための準備を進めていく。</p> <p>自閉症・情緒障害学級(固定)の整備</p> <p>国・東京都の動向を注視しながら、その教育的ニーズや指導体制について研究を行う。</p> <p>特別支援教育体制の整備(支援人材の拡充)</p> <p>専門家スタッフ、ティーチングアシスタント、サポートスタッフ、スクールカウンセラー、派遣相談員、スクールソーシャルワーカー・学校医(精神科医)等の多彩な支援人材を各学校に派遣した。また、特別支援学校コーディネーターから指導・支援の助言を得るための授業観察を実施している。</p>	<p>(3)特別支援教育の推進</p> <p>本市独自の「特別支援教室」の整備や一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援学級の検討・設置を計画的に進めていく。インクルーシブ教育システム18の構築も見据え、学習指導要領や障害者基本法の趣旨に基づき「交流及び共同学習」、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」等を視野に入れて、多様な学びの場の確保に向けた取り組みを進める。併せて、学級をサポートするための支援人材や派遣相談員などの拡充を図る。また、理解を促進するための広報や啓発、教育などを行っていく。</p>	<p>子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応したきめ細かい指導・支援を受けられる体制づくりを、本市独自の個別支援教室の全小学校での整備や都の特別支援教室の導入により推進する。また、児童生徒数の推移を見極めながら、特別支援学級の検討・設置を計画的に進めていく。インクルーシブ教育システムの構築も見据え、交流及び共同学習、合理的配慮、基礎的環境整備等を視野に入れて、多様な学びの場の確保に向けた取り組みを進める。併せて、理解を促進するための広報や啓発、教育などを行っていく。</p>
<p>また、不登校やいじめなどに関わる児童・生徒への適切な支援を実施するため、校内の相談体制を充実させるとともに、教育支援センターによる取り組みを推進していく。</p>	<p>教育支援センターの充実</p>	<p>学校、子ども家庭支援センター等関係機関との連携のもと、いじめ・不登校・発達障害などへの相談対応、支援を行っている。平成22年度から開始した「スクールソーシャルワーカー活用事業」(都補助事業)は、平成26年度から学校派遣の試行(2校)を行い、活用の推進を図った。また、「学校と家庭の連携推進事業」(都補助事業)を平成23年度から実施し、不登校や生活指導上の課題のある児童・生徒への支援を図ってきた。今後は、教育支援センター相談員、スクールソーシャルワーカー、都スクールカウンセラーをはじめ、関係機関を含めた相談体制の連携強化を図るとともに教育支援センターの役割を整理し、支援の充実につなげていく。</p>		<p>学級をサポートするための支援人材や派遣相談員などの役割の整理と適切な配置を進めるとともに、必要に応じて拡充を図る。また、スクールソーシャルワーカーの配置と支援体制を充実させ、学校だけでなく、関係機関等との多様なネットワークを早期に構築することにより、不登校、虐待などの問題を抱える子どもや家庭への支援を行っていく。</p>

第五期長期計画・事業実施状況・討議要綱・調整計画案一覧表

【子ども・教育分野】

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(5) 学校・教員支援体制の充実</p>	<p>教員に求められる能力や役割は多岐にわたっており、個々の教員をきめ細かく支援する教育アドバイザーの活用を進めるとともに、職層別研修を充実し教員のスキルアップを支援する。</p>	<p>教員研修・相談体制の充実による若手教員の育成</p>	<p>1～3年目の若手教員研修、指導主事や教育アドバイザーによる授業観察や相談を実施し、若手教員の計画的な育成を図った。また、平成24年度からは、4年目以降の教員を対象とした授業力向上研修を実施し、授業研究を中心とした実践的な研修を行った。 今後、学校での若手教員の現状を十分把握し、計画的に育成を図っていくとともに、市に配置されている臨時的任用教員の支援体制を確立していく。</p>	<p>教員の資質の向上や新たな教育課題への対応力を高めるため、個々の教員をきめ細かく支援する教育アドバイザーの活用を進めるとともに、職層別研修を充実し教員のスキルアップを支援する。</p>
	<p>これまで各校が個別に蓄積してきた研究成果等の利活用や教員支援の拠点として、教育センター機能の設置を検討する。設置の検討にあたっては、大学や企業、個人等の地域人材と学校とを結び付けるコーディネート機能や既存の教育支援センターとの機能連携などの研究も行う。</p>	<p>教育センター機能設置の検討</p>	<p>平成24年度、教育部課長、教育アドバイザー、学校長などからなる検討委員会で武蔵野市が目指す教育センターについての報告書を作成し、平成25年度には教育部係長、指導主事、副校長などからなるワーキングにより、設置場所、事業内容の検討を行った。 平成26年度はさらに事業内容や組織の検討を行いながら、1月頃に、現在第四中学校にある教育開発室を市役所5階教育委員会事務局内に移転して組織強化を図り、27年4月に教育推進室として開設した。 今後の学校改築にあたり、教育センター機能のあり方について検討を進める。</p>	<p>(4)教育センター構想の推進 教育推進室については、教育センター的機能を発展・充実させていくとともに、今後は、学校施設の改築等に合わせ、その他必要な機能を備えた教育センターとして早期に実現を図る。</p> <p>学校の教育活動に対する支援や教職員への業務負担の軽減を図るため、教育推進室については教育センター的機能を発展・充実させていく。将来的には、学校施設の改築等に合わせ、その他必要な機能を備えた教育センターとして早期に実現を図る。</p>
<p>(6) 少子化に対応した学校教育のあり方の検討</p>	<p>すでに単学級の学年が生じている状況を踏まえ、小規模校の特色を活かした学校運営や学校教育のあり方を検討していく。</p>	<p>少子化に対応した学校教育のあり方についての検討</p>	<p>更新時期が近づいている学校施設を再整備していくにあたり、学校施設として担っていくべき機能や、備えるべき施設、新たな教育課題に対応できる今後の学校のあり方、適正な学校規模等について、平成26年度に学校施設整備基本方針を策定した。これを踏まえ、平成27年度に学校施設整備基本計画を策定する。</p> <p>単学級化が進んでいる学校においても、教育の質が低下しないよう学習指導員や理科指導員等を他校と同等に配置することによって、児童・生徒1人当たりの支援が増えるように配慮した。 今度も、どの学校においても充実した教育が実現できるように学習指導員等による支援を一層充実させていく。</p> <p>東京都においては平成22年度から小学校1年、平成23年度以降は小学校2年及び中学校1年について、教員の加配による学級規模の縮小(35人学級)又は、チーム・ティーチング、習熟度別少人数指導を都独自の制度として導入している。</p>	
	<p>児童・生徒が一層質の高い教育を受けられるよう、各学校の特色を活かした教育の展開や地域からの支援の活用などによる教育環境の整備を進める。</p>			
	<p>小学校と中学校の連携を一層強めるとともに、幼稚園・保育園から小学校への接続をスムーズに行うための連携も推進していく。</p>		<p>年3回の小中合同研修会の実施、教務担当者や生活指導担当者における小中連携の研究の推進、中学校教員による小学校への出前授業など様々な取組の充実を図ってきた。幼・保・小連携についても、各学校において情報交換する会を設定したり、生活科等の学習で幼児を学校に招待して一緒に遊んだりするなど、具体的な取組を進めてきた。 今後も、これらの取組を継続し、充実を図るとともに、教育委員会内部に小中連携教育推進委員会を設置して、小中一貫教育導入の是非も含めて、今後の小中連携教育の在り方について検討する。</p>	<p>国の動向も踏まえ、小学校と中学校の連携及び一貫した教育のあり方について検討する。子ども一人ひとりに対する継続した指導や支援を一層充実させるため、9年間を見通した小中連携の取組を組みを強めるとともに、幼稚園、保育所から小学校への接続をスムーズに行うための連携も推進していく。</p>
			<p>小学校新入学児童を対象に、家庭や幼稚園・保育園などでの様子や、保護者の思いなどを入学前に引き継ぐための就学支援シートを配布している。 提出されたシートは、各小学校に送付し、学級編制や指導・支援に活用された。なお、就学支援シートの提出状況は、平成24年度 204件・平成25年度 233件・平成26年度 249件となっている。 また、市内及び近隣市の幼稚園・保育園を通じて、次年度新入学となる幼児がいる家庭に「市立小学校の学校公開のお知らせ」を配布している。</p>	

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容	
<p>(7) 教育環境の整備、計画的な学校整備・改築の推進</p>	<p>子どもたちの安全な学校生活や、地域の防災拠点としての観点から、学校施設・設備の定期的な点検・整備を引き続き実施していくとともに、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制づくりを推進する。</p>	<p>児童・生徒が安心して安全に学校生活が送れるよう、各施設の老朽化等の状況により優先順位をつけ、躯体、設備等の保全工事及びレベルアップ工事を行った。今後も施設の定期的な点検に努めるとともに、計画的に改修・整備を実施する。施設・設備の整備にあたっては、太陽光発電等の環境教育の視点を取入れて進める。</p> <p>子どもたちの登下校の安全・安心が確保されるよう、保護者や地域と連携したパトロールや通学路の安全点検などの取組を推進するとともに、全校でセーフティ教室を実施し、子どもたちの犯罪被害防止等の取組を行ってきた。また、平成24年度から「むさしの学校緊急メール」を開始し、緊急時の連絡手段の強化を図ってきた。今後も、これらの取組を継続し、充実を図っていくとともに、教育支援課と連携して、通学路の防犯カメラ設置を推進していく。</p>		<p>子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、安全な学校づくりを進める必要がある。防犯教育・交通安全教育・防災教育を進め、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制づくりを推進する。</p>	
	<p>校務情報や個人情報に対するセキュリティ対策を万全にしながらICT環境の計画的な整備を進める。</p>	<p>ICT環境の整備及びセキュリティ対策の徹底</p>	<p>教員一人一台の校務用パソコンのネットワーク機能を活用することによって、教材作成や通知表等帳票類の作成がより容易になるとともに、個人情報等のセキュリティも確立した。平成25年度に指定したIoT機器活用モデル校(3校)、平成25・26年度に指定した無線LANモデル校(2校)の効果検証を行い、無線LAN環境やIoT機器の整備を計画的に行っていくとともに、平成27年度に中学校2校にモデル校として配置したタブレットPCの効果検証の結果を踏まえて、タブレットPCの導入を進めていく。</p>		<p>子どもたち一人ひとりの基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等を育成するため、効果を見極めたうえでICT機器等を計画的に整備し、効果的な学習を推進していく。併せて、情報化の負の側面に対応し、情報社会で適正な活動を行うことができる考え方や態度をはぐくむための情報モラル教育を行う。(再掲)</p>
	<p>学校施設や調理場などの施設は老朽化が進んでいる。その整備・改築には大きな財政負担を伴うことから、長期的な方針を定めて計画的に行っていく。</p>	<p>学校施設や調理場の計画的な整備・改築方針の策定</p>	<p>老朽化が課題となっている学校施設を再整備していくにあたり、学校施設として担っていくべき機能や、複合的機能、備えるべき施設、新たな教育課題に対応できる今後の学校のあり方について、平成26年度に委員会を設置して学校施設整備基本方針を策定した。平成27年度には学校施設整備基本計画を策定し、改築方針、標準仕様などを定めていく。学校での食育を推進するため、小学校への自校調理施設の設置を検討する。</p>	<p>(5)計画的な学校整備・改築の推進 平成26年度に策定する学校施設整備基本方針を踏まえ、平成27年度に今後20年程度を見据えた「学校施設整備基本計画(仮称)」を策定する。新たな教育課題への対応や適正規模のほか、小中一貫教育、学校給食施設、防災機能、多機能化・複合化等のあり方を踏まえた計画とし、着実に実施していく。なお、築後60年を見据え、調整計画期間中に改築等の準備が必要となる学校については、「学校施設整備基本計画(仮称)」に沿った整備を実施するとともに、全小学校への自校給食施設の設置を検討する。</p>	<p>学校施設は、計画的な予防保全を実施するとともに、新たな教育課題への対応や適正規模のほか、小中一貫教育、防災機能、多機能化・複合化等のあり方を踏まえて、学校施設整備基本方針及び学校施設整備基本計画(仮称)に基づいた整備・改築を着実に実施していく。</p>
	<p>また、桜堤地区については、児童数の推移を勘案しながら、必要な対応を行っていく。</p>		<p>桜野小学校の児童数増加については、今後約10年間にわたって影響が出るが見込まれているため、平成26年度に桜野小学校増築工事を行った。今後桜野こどもクラブ、あそべえも含めて、必要な対応を行っていく。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>基本施策1 地域社会と市民活動の活性化</p> <p>本市では、コミュニティ構想に基づき、市民による自主的なコミュニティづくりが進められるとともに、防災・防犯、福祉、子育て支援、青少年の健全育成、まちづくり等の幅広い分野で、市民と市が協力しながら行う活動や市民が自主的に行う活動により、多くの成果が積み上げられてきた。</p> <p>一方、核家族化、単身世帯の増加、少子高齢化、地域に暮らす人と人との関わりの希薄化や多くの人が地域社会への関わり方を見出せずにいることが問題となっている中、東日本大震災により近隣関係の大切さがあらためて認識された。孤立せず、周囲とつながりながら安心して暮らしていけるように、市民の中で議論を重ねることで、これからの武蔵野市にふさわしいコミュニティを再構築していく。</p>				<p>人と人とのつながりによってもたらされる地域のコミュニティは、特に都市部において希薄化が進展しているが、安全・安心な社会を構築していくためにも、その役割が再認識されている。地域の支え合いをキーワードに地域コミュニティのつながりを深めることが必要である。また、地域活動の担い手の多くは固定化・高齢化しつつある。より地域活動に参加しやすい雰囲気と仕組みをつくり、将来の担い手となる人材の掘り起こしと、活躍できるような場をつくっていくことが求められる。</p>
<p>(1) 地域のつながりの共有</p> <p>コミュニティづくりにおける「自主」の根幹は、地域社会による自己決定と、その決定を他の地域や市が受け入れ、尊重することにある。市民が対話を通して地域のつながりを醸成・再確認し、市はそのつながりを共有するためのサポートを行う。</p>	<p>コミュニティのあり方の検討</p>	<p>コミュニティの在り方も含めた本市が目指す自治の在り方を市民・市議会・行政で共有するため、「これからの地域コミュニティと市民自治の在り方を考える市民ワークショップ」を開催し、また、市議会と市長部局の協議の場を設け、意見交換を実施した。今後も引き続き議論を深め、必要な制度や手続き等についてルール化(条例化)を検討する。</p> <p>平成24年度にアンケート調査・ワークショップ等による基礎調査を実施し、今後の地域コミュニティや市民自治のあり方についての基礎情報を収集・把握した。その後「これからの地域コミュニティ検討委員会」(設置期間平成25年9月から平成26年12月)を設置し、地域コミュニティ及びコミュニティセンターのあり方について諮問している。その答申を調整計画策定の議論にさらに委ねながら、各関係機関との調整を図っていく。</p>	<p>(1)地域のつながりの共有</p> <p>人と人とのつながりによってもたらされるコミュニティは、都市部において弱体化しつつある。</p> <p>一方、昨今では、安全・安心な社会を構築していくために、その役割が再認識されている。地域の支え合いをキーワードに地域コミュニティのつながりを深めることが必要である。また、地域活動の担い手は固定化・高齢化している。</p> <p>より地域活動に参加しやすい雰囲気をつくり、将来の担い手となる人材の掘り起こしと育成を進めることが求められる。</p> <p>「これからの地域コミュニティ検討委員会」の提言を受けて、誰もが自由に参加でき、地域で解決すべき課題について話し合うことができる場である地域フォーラム(仮称)20を具現化するとともに、活動拠点としてのコミュニティセンターにふさわしい機能を充実させる。なお、誰もが利用しやすい施設とするため、エレベーターのないコミュニティセンターについては、バリアフリー化への取り組みとして設置を検討する。</p> <p>昭和46年に策定したコミュニティ構想の理念を継承しつつ、将来的には、コミュニティや福祉などの様々な区域を統合することも含め、本市らしい新たなコミュニティ構想を検討する。</p>	<p>(1) 地域のつながりの共有</p> <p>「これからの地域コミュニティ検討委員会」の提言を受けて、誰もが自由に参加でき、地域で解決すべき課題について共有し、話し合うことができる場である地域フォーラムの取り組みを支援するとともに、市民の活動拠点であり、また、多世代が集う居場所として、コミュニティセンターにふさわしい機能を充実させる。なお、誰もが利用しやすい施設とするため、エレベーターのないコミュニティセンターについては、バリアフリー化への取り組みとして設置等を検討する。また、これらを踏まえて、「公共施設等総合管理計画」に基づいたコミュニティセンター全体の整備計画を策定する。</p> <p>昭和46年に策定したコミュニティ構想の理念を継承しつつ、将来的にはコミュニティや福祉などの活動区域を統合することも含めて整理し、本市らしい新たなコミュニティ構想を検討する。</p>
<p>(2) 市民活動の活性化</p> <p>つながりや多様性をベースに、地域の市民活動が一層活性化するためには、それらが①参加しやすく、お互いを縛りすぎないネットワークとして多数かつ重層的に存在し、②中心となる人物に過度な負担がかかりすぎない緩やかなつながりであり、③支える・支えられるという役割が固定したものではなく、それぞれが轮番のあるような関係であること、また、④自らの活動をマネジメントできる力を持つことが必要である。市はその実現のため、武蔵野プレイスの市民活動支援機能の活用などを通じて支援や環境の整備を推進する。</p>	<p>市民活動団体相互のネットワーク形成と活動支援</p>	<p>武蔵野プレイス・市民活動支援担当が市の市民活動支援の拠点として団体支援、団体のネットワーク形成、一般市民への啓発等の各種事業を行っている。また、市民活動推進課においても、同様の趣旨の事業を実施している。</p> <p>武蔵野プレイス・市民活動支援担当の事業として、NPO・市民活動マネジメント事業(相談・講座)、相互交流・理解促進事業(フロア懇談会・運営協議会・団体の提案による講座・講演会等)、啓発事業(ニュース発行・活動者紹介展示)等を実施しているほか、市民活動促進事業(24年度は市民協働推進事業)として、団体の組織運営と事業実践の能力向上を支援する事業、団体の相互交流と情報交換の場となる事業、啓発事業(ニュース発行・講演・ワークショップ)を実施している。また、特定非営利活動法人に対して事業費補助金を交付(1団体年1回、上限20万円、予算総額220万円)することで、財政面から団体活動の活性化を支援している。</p> <p>今後は、武蔵野プレイスを中心に団体支援、団体のネットワーク形成、一般市民への啓発等の各種事業を継続して定期的に実施し、団体同士・市民(個人)同士の連携を促すようにする。</p> <p>また、特定非営利活動法人への補助金交付の効果的な実施方法を検討する。</p>	<p>(2)市民活動の活性化</p> <p>豊かで活力のある地域社会を発展させるため、NPO・市民活動団体、企業や大学、さらにコミュニティ活動団体等、多様な主体間での連携と協働を実現していく。あらゆる世代の多様なキャリアを持つ市民が中心となり、地域活動に取り組むための意識啓発と、行動に移すための支援をし、コミュニティ活動との連携を進める。</p>	<p>(2) 市民活動の活性化</p> <p>豊かで活力のある地域社会を発展させるため、NPO・市民活動団体、企業や大学、さらにコミュニティ活動団体等、多様な主体間での連携と協働を実現していく。あらゆる世代の多様なキャリアを持つ市民が市民活動や地域活動に取り組むための意識啓発と行動に移すための支援を行う。</p>
	<p>市民活動促進基本計画の推進</p>	<p>平成24年3月に策定した同計画(平成24～33年度)の進捗管理を実施する。実施状況として、平成24・25年度分の進捗状況について集計を行った。</p> <p>今後は、同計画記載のとおり、計画期間の中間で見直しを行う。平成27・28年度の2か年で見直しを行い、29年度から改定計画とする予定である。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>基本施策2 互いに尊重し認め合う平和な社会の構築</p>				<p>現代においては、一人ひとりが求める価値観や生活観が多様多様になっている。性別、年齢、国籍等によって異なる多様な価値観や生活観を知り、認め合いながら生き、個性やキャリアが活かされていくことは、豊かな地域社会を形成していくための基礎として必要である。また、一人ひとりが尊重される社会の構築を進めるため、引き続き人権について理解を深める活動を推進していく。</p> <p>本市は、第二次世界大戦中に本土空襲の最初の目標地となった歴史を持つことから、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えることを大切にしてきた。今後も戦争体験を伝承し、平和の意義を発信し続ける。</p>
<p>(1)一人ひとりが尊重される社会の構築</p>	<p>誰もが地域で自分らしく暮らすためには、互いに認め合い尊重し合える風土の醸成が重要である。偏見、差別がなく、虐待の起こらない社会の構築を目指す。</p>	<p>成年後見推進機関である公益財団法人武蔵野市福祉公社により金銭管理、財産保全等の権利擁護事業を実施するとともに、法人として成年後見人を委任し、認知症高齢者など判断能力が十分でない方の権利を擁護し、安心して自立した地域生活が送れるよう支援している。市民後見人については平成19年から東京都の養成事業に参加し、育成し、現在15名が修了、うち4名が市民後見人としての活動を行っている。平成25年度で東京都が養成事業を終了したため、今後は近隣市と共同して養成する方向で検討している。</p> <p>地域自立支援協議会権利擁護部会と連携し、市民対象の啓発講演会、支援者対象の研修会を実施した。成年後見制度利用支援として、申立て費用、鑑定費用、後見人報酬を予算計上しているが、利用実績はない。平成28年度施行予定の『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)』について、市民や支援関係者への理解を深めるための広報、啓発を行う。</p>	<p>(1)一人ひとりが尊重される社会の構築</p> <p>現代においては、一人ひとりが求める価値観や生活観が多様多様になっている。性別、年齢、国籍によって異なる多様な価値観や生活観を知り、認め合いながら生き、個性やキャリアが活かされていることは、豊かな地域社会を形成していくための基礎として必要である。偏見や差別、虐待などが起こらない社会を構築するため、人権について一人ひとりが関心を持ち理解を深めていく活動を推進する。</p>	<p>(1)一人ひとりが尊重される社会の構築</p> <p>誰もが安心して暮らしていくためには、偏見や差別がなく、虐待などが起こらない社会を構築する必要がある。人権について一人ひとりが関心を持ち理解を深めていく活動を推進する。</p>
<p>(2)男女共同参画計画の推進</p>	<p>男女共同参画計画の推進</p>	<p>第二次男女共同参画計画(平成21年度～25年度)に基づき、男女平等意識の向上やDV防止啓発、ワークライフバランスの促進等を実施し、庁内推進会議及び市民会議において進捗状況の点検を行った。</p> <p>平成24年度に、男女共同参画推進委員会を設置し、市民意識調査を参考に第三次男女共同参画計画(平成26年度～30年度)を策定した。本計画内に「配偶者暴力対策基本計画」を策定している。</p> <p>男女共同参画推進体制を整備するため、むさしのヒューマン・ネットワークセンターの移転や男女共同参画基本条例(仮称)制定を検討する。</p> <p>第二次男女共同参画計画に基づき、ヒューマン・ネットワークセンターや情報誌『まなこ』等で、ワークライフバランス啓発促進を図っている。</p> <p>ヒューマン・ネットワークセンター講座で「女性のための再就職応援講座」「働くママ&職場復帰を考えるママのための交流会」「子育てで主夫に学ぶ家事・育児の極意」等を開催した。また子ども家庭課、生活経済課と共管で「企業向けワークライフバランスセミナー」を実施した。さらに平成25年度に男女共同参画フォーラムの一環として記念講演会「私らしく暮らす・働く、シンポジウム「育児休業を取ってみたい」」を実施した。</p> <p>『まなこ』を年3号発行し、多様な働き方や起業実践例などを紹介した「私にとっての社会と暮らし」を特集した。今後の予定は、子育てや労働分野と連携してワークライフバランス啓発を行う。</p>	<p>(2)男女共同参画計画の推進</p> <p>男女が、社会の対等な構成員として、互いの人権と能力を尊重し合い、自分らしい生き方ができる環境を実現するため、第三次男女共同参画計画を着実に推進する。</p> <p>そのため、各種審議会等における委員の男女比率の改善など、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう取り組むとともに、男女平等意識をはぐむ啓発活動や、家庭・地域・事業者などと連携し、生活と仕事が両立でき、一人ひとりの個性と能力が発揮できる環境整備に努める。また、配偶者等からの暴力など、様々な人権侵害を許さない社会づくりに向けて、啓発活動や相談事業の充実、関係機関との連携等を推進する。</p> <p>こうした施策の実効性を確保するため、推進拠点となる「むさしのヒューマン・ネットワークセンター」の機能充実や男女共同参画基本条例(仮称)の制定など推進体制の整備を図る。</p>	<p>(2)男女共同参画計画の推進</p> <p>男女が、社会の対等な構成員として、互いに尊重し合い、自分らしい生き方ができる環境を実現するため、第三次男女共同参画計画を着実に推進する。</p> <p>そのため、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう取り組むとともに、男女平等意識をはぐむ啓発活動や、家庭・地域・事業者などと連携し、生活と仕事と両立でき、一人ひとりの個性と能力が発揮できる環境整備に努める。こうした施策の実効性を確保するため、推進拠点となる「むさしのヒューマン・ネットワークセンター」の機能充実や男女共同参画基本条例(仮称)の制定など推進体制の整備を図る。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(3) 平和 施策の 推進</p>	<p>平和啓発事業の推進</p>	<p>市民に戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるため、平和に関する学習・交流の推進及び戦争体験の伝承について、実行委員会とともに取り組みを行った。 平成24年度は、青少年平和交流派遣事業の実施や戦争体験記録集の発行、また平成25年度は、戦争体験を収録した平和啓発DVDを作成した。 平成26年度から平成27年度については、平和・憲法手帳の作成や世界連邦宣言55周年記念事業の実施を予定している。 今後も、次代を担う若い世代に対し、平和や命の大切さ、戦争の悲惨さを発信していくため、実行委員会と協力しながら、様々な平和啓発事業を推進していく。</p>	<p>(3)平和施策の推進 戦争から70年を超える歳月が流れ、戦争体験者の証言記録や戦争資料を残すことが困難になっていることから、これらの記録や資料の収集作業を早急に実施し、資料の整備を推進する。本市の歴史の記憶を、転入者や次代を担う若い世代に継承していくとともに、国内外へ平和の意義を発信し続ける。</p>	<p>(3)平和施策の推進 戦後70年を超える歳月が流れ、戦争体験者の証言記録や戦争資料を残すことが困難になってきていることから、これらの記録や資料の収集作業を引き続き実施し、資料の整備を推進する。本市の歴史の記憶を、次代を担う若い世代に継承していくとともに、今後も、戦争のない世界を実現するために武蔵野市から国内外へ平和の意義を発信する。</p>
<p>基本施策3 市民文化の醸成</p>				
<p>市民文化とは、音楽や絵画といった文化・芸術のほか、コミュニティ、食、生活様式、まちづくりや景観にいたるまで、市民生活全般に関わる有形無形の活動の集積の結果として生まれる成果である。本市は早くから都市基盤や市民文化の拠点となる各種施設の整備、緑を基調としたまちづくりを積極的に進めており、様々なコミュニティ活動等が行われてきたことにより、質の高い住宅環境や緑の景観が構築されるとともに、多様な市民文化が発展を遂げてきた。「訪れたいま・住みたいいま」として高く評価されていることは、長い年月をかけて醸成してきた市民文化が評価されたことに他ならない。今まで築き上げられてきた市民文化を、これからも大切に守り育て、発展させていくとともに、住む人のみならず訪れる人や事業者等にとっても魅力的なまちであり続けるよう、今後も市民文化の醸成に努めていく。</p>				
<p>(1) 市民の 文化 活動 への 支援</p>	<p>地域における様々な文化活動への支援の推進</p>	<p>武蔵野市民文化会館をはじめとする市内8カ所の文化施設では、指定管理者である武蔵野文化事業団が、音楽を中心とした年間100案以上の興行を主催し、安価で市民に提供している。 また、SNSを活用し、広い客層への周知やタイムリーな情報提供に努めている。今後は、若い世代を対象とした事業の検討を進める。 武蔵野市民芸術文化協会及び武蔵野市民交響楽団を支援し、連携しながら市民文化の向上に努めている。(市民文化祭平成24年度延45日間28行事、平成25年度延45日間28行事、平成26年度延44日間29行事、武蔵野市民交響楽団演奏会年8回)。市民会館では様々な団体が美術等の活動に取り組んでいる</p>	<p>(1)文化振興に関する方針の策定 文化は一人ひとりの心の豊かさや創造性をはくむと同時に、地域のつながりを強めるときに力を発揮する。また、文化は都市の魅力を高め、これからの産業の振興を図るうえで重要な要素であり、生涯学習、福祉、教育、産業、まちづくり等様々な分野と関連する。文化を振興し、文化で地域の持続的な発展を目指すことを目標とし、文化振興に関する方針を策定する。 文化・生涯学習・スポーツは関連性が高いことから、一体的に推進することにより、効率的・効果的なサービス提供が可能となる。そのため、(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合を目指す。</p>	<p>(1)文化振興に関する方針の策定 文化は一人ひとりの心の豊かさや創造性をはくむと同時に、地域のつながりを強めるときに力を発揮する。また、文化は都市の魅力を高め、これからの産業の振興を図るうえで重要な要素であり、市民活動、生涯学習、福祉、教育、産業、まちづくり等様々な分野と関連する。文化を振興し、文化で地域の持続的な発展を目指すことを目標とし、文化振興に関する方針を策定する。 (公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の活動はともに、市民にとっての市民文化の享受と発信に資するものである。これらを一体的に推進し、さらなる市民文化の発展を目指していくため、両法人の統合の準備を進める。</p>
<p>便 性 2 の 向 上 文 化 活 動 の 拠 点 と な る 施 設 の 連 携 と 利</p>	<p>文化施設、生涯学習施設、体育施設等のネットワークの形成</p>	<p>平成23年11月から、文化施設、生涯学習施設、体育施設等の予約システムを統合した「武蔵野市文化・スポーツ・生涯学習ネット」システムを武蔵野生涯学習振興事業団及び武蔵野文化事業団が共同運営している。しかし、窓口予約の相互乗り入れはできていない。また、主催事業について、同じような内容のものが実施されている状況があるため、主催者(各事業団)やそれらを所管する部署間の連携・調整を一層進めていく。 平成23年11月から、文化施設、生涯学習施設、体育施設等の予約システムを統合した「武蔵野市文化・スポーツ・生涯学習ネット」システムを武蔵野生涯学習振興事業団及び武蔵野文化事業団が共同運営している。現在は、同じ画面により施設予約や講座の申込、イベントの照会などのインターネット予約が可能となった。窓口予約の相互乗り入れはできていない。今後の展開やあり方について、検討・研究していく。 地域や市民の抱える課題を把握し、各部署と連携して、課題解決に関連する図書、行政資料等の情報提供を行っている。また、図書館資料の利用促進として、文化施設等と連携し、図書の展示等を行っている。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(3)文化施設の再整備</p>	<p>市民文化会館の改修</p>	<p>武蔵野市民文化会館は、舞台特殊設備を中心に老朽化が進んでいるため、平成28年度に大規模改修を行い、引き続き市民文化創造の拠点として、市民に親しまれる施設を目指していく。そのため、平成26年度、平成27年度に基本・実施設計を行う。</p>	<p>(2)文化施設の再整備 文化施設は、市民の生涯学習の場として重要であるとともに、現代においては地域の魅力を市外や国外に発信する拠点としてその位置づけが再認識されている。公共施設の配置のあり方は市全体の課題であるが、施設の更新を好機と捉え、現代及び将来のニーズに合わせて役割や位置づけを見直し、周辺あるいは関連施設も含めて新たな価値を創造する施設へと再編していく。 築後50年を超える武蔵野公会堂の建替えは、民間事業者とともに周辺街区を含めた吉祥寺駅南口の再開発と併せて、検討を進める。 吉祥寺美術館の拡充の要否は、隣接する音楽室のあり方を含め、引き続き検討する。三駅周辺には集会機能やホール機能を有する施設が重複しており、役割の整理が必要である。 集会機能を有する市民会館やホール機能を有する芸能劇場は、それぞれの圏域における面的な施設配置から役割や位置づけを検討する。既に築後70年を超える松露庵は、市民文化会館の茶室と併せて、今後の有効的な活用等のあり方を検討する。</p>	<p>(2)文化施設の再整備 文化施設は、市民の生涯学習の場として重要であるとともに、現代においては地域の魅力を市外や国外に発信する拠点としてその位置づけが再認識されている。公共施設の配置のあり方を踏まえ、老朽化する施設の整備や更新を好機と捉え、現代及び将来のニーズに合わせて、役割や位置づけを見直し、周辺あるいは関連施設も含めて新たな価値を創造する施設へと再編していく。 築後50年を超える武蔵野公会堂の建替えは、周辺街区を含めた吉祥寺駅南口の再開発に留意し、民間事業者との協力の可能性も含めた検討を進める。吉祥寺美術館の拡充の要否は、隣接する音楽室のあり方を含め、引き続き検討する。三駅周辺には集会機能やホール機能を有する施設が重複しており、役割の整理が必要である。集会機能を有する市民会館やホール機能を有する芸能劇場は、それぞれの圏域における面的な施設配置から役割や位置づけを検討する。既に築後70年を超える松露庵は、市民文化会館の茶室と併せて、今後の有効的な活用等を検討する。</p>
	<p>歴史資料館の開設</p>	<p>平成25年3月、市長部局で策定した「武蔵野市歴史資料館(仮称)整備計画(平成25年3月)」に基づき、平成25年4月、教育委員会を所管とし、開設準備の検討を進め、平成25年11月「武蔵野市歴史資料館(仮称)管理運営基本方針」を策定した。この基本方針に基づいた展示基本設計を平成26年3月作成した。平成26年4月、歴史資料館開設準備担当を3名から7名とし、職員体制を強化し、以降、前記、基本方針および展示基本設計に基づく展示実施設計を行い、施設改修、展示製作、資料移管などに取り組んだ。また、歴史古文書の管理および施設設置に関する条例の整備を行った。9月「武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館条例」が可決成立し、武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館は平成26年12月14日に開館した。</p>		
	<p>吉祥寺美術館の拡充の要否の検討を行う。</p>	<p>吉祥寺美術館の拡充の要否の検討</p>		
	<p>武蔵野公会堂と市民会館については、圏域ごとの面的な施設配置の中で求められる役割や位置づけを検討する。</p>	<p>三駅周辺の文化施設配置の検討</p>		
		<p>平成25年3月に作成・公表した「武蔵野市公共施設再編に関する基本的な考え方」に基づき、平成26年度実施の人口推計や財政予測の更新を踏まえるとともに、本市における文化施策のあり方や課題整理と整合を図り、第五期長期計画・調整計画策定過程において議論し、再編案の策定を進めていく。</p>	<p>「公共施設再編に関する基本的な考え方」(平成25年3月)に基づき、文化施設配置の検討に着手する。</p>	
		<p>公会堂は、南口の商業地域に位置するとともに、憩いと安らぎの空間である井の頭公園へのアクセス道路にも面しているため、パーク吉祥寺エリアのみならず、吉祥寺全体のまちづくりの上で貴重な資源(土地)と捉え、研究を進めてきた。 今後「公共施設等総合管理計画策定本部」で、公共施設全体の将来の在り方や土地の有効活用について、様々な角度から検討を進めつつ、南口駅前広場整備などの周辺街区を含めた建替えプランの企画・提案を行う。</p>		
		<p>武蔵境駅周辺地区の都市基盤整備については、平成27年度末をもって区画道路整備事業を除き完了する予定である。 市民会館については、「公共施設再編に関する基本的な考え方」に基づき検討中である。</p>		
			<p>(3)東京オリンピック・パラリンピックを見据えた文化交流の振興 オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典であるとともに、文化の祭典としての意味合いも持っている。オリンピックに向けて、多様な文化の交流の場である文化プログラムの実施を検討する。</p>	<p>(3)東京オリンピック・パラリンピックを見据えた文化交流の促進 オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典であるとともに、文化の祭典としての意味合いも持っている。東京オリンピック・パラリンピックに向けて、多様な文化の交流の場である文化プログラムの実施を検討する。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(4) 魅力ある都市文化の発信と都市観光の推進</p>	<p>現在のまちの姿は、まちづくりの理念を振り返り、歴史に学びながら、長年にわたり築きあげてきたものである。こうした温故知新の姿勢も大事にしなが</p>	<p>まちの魅力や情報の発信と共有</p> <p>平成24年度に市勢要覧を発行、平成25年度に季刊むさしのリニューアルを行い、武蔵野市の魅力を伝える媒体としてより充実した情報発信を行った。今後もソーシャルメディアを活用して情報発信を行い、まちの魅力や郷土の歴史などについて市民および来街者へPRを引き続き行っていく。</p> <p>武蔵野市観光機構が中心となり、観光関連団体との連携を強化し、より多くの情報を集約・共有し、より広域かつ綿密な情報発信に努める。特に、近年急増している外国人観光客への対応も含め、受入環境の整備を図る。</p>		<p>(4) 魅力ある都市文化の発信と都市観光の推進</p> <p>成熟した都市文化は本市の大きな魅力の1つである。今後も文化的な資源を発掘するとともに、市の内外を問わず、より多くの人に、よりわかりやすく本市の魅力を発信する。また、近年増加している外国人旅行者も含めた観光客を受け入れるための環境整備を進め、来街者の誘致につなげていく。</p>
	<p>がら着実にまちづくりを進めていくことが、郷土意識の高まりや地域への愛着が深まることにつながるとともに、新しいまちの魅力を生み出すことにもなる。今後も、このようなまちづくりを推進しながら、まちの魅力や情報の発信による都市観光の推進につなげていく。</p>	<p>観光推進機構の機能の充実</p> <p>平成22年7月に武蔵野市観光推進機構が株式会社エフエムむさしの観光事業部門として設置され、平成25年7月に組織を独立化し一般社団法人武蔵野市観光機構に改編した。このことによって、更なる都市観光促進に取り組むとともに組織の財務基盤も整え、より機動的な組織として観光事業を増進していく。そのために、既存のイベント等の整理・見直しを行い、より効果的な事業運営を図る。</p>		
		<p>文化財の保護と活用</p> <p>文化財の保存と活用を目的とし、文化財保護委員の会議の開催、民俗資料の調査収集・展示、埋蔵文化財の発掘調査などを行った。平成25年度には、歴史資料館(仮称)の開設準備を踏まえ、民俗資料の整理作業を進めデータベースを構築した。平成26年度、武蔵野ふるさと歴史館の開設に伴い、文化財関連事務を同館が所管し文化財保護普及活用のセンターとして事業を進めていく。</p> <p>平成27年度は、関前文化財調査室を廃止するとともに、新収蔵庫の整備を進め、平成28年度以降の運用開始を目指す。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援				
<p>市民の生涯学習に対するイメージを、従来の講座等による学習のみならず自主的に行う様々な学びの活動にまで広げるとともに、市民の多様なニーズに応える「参加と学び」の循環を作り出すことで、成熟した生涯学習社会の実現を目指す。地域における様々な学習と学校教育、市民団体や企業等の活動が有機的に結び付いていくような仕組みをさらに発展させていく。武蔵野プレスは「図書館」を中心に多様な機能を併せ持つ知的活動、市民活動、また交流の拠点としての機能の中核を担っている。今後も、武蔵野地域自由大学や武蔵野地域五大学との連携を行いながら市民に学びの場を提供していく。また、趣味、健康維持・保健指導や地域コミュニティ形成など、スポーツがもつ役割に柔軟に対応しながら、市民が地域で気軽にスポーツや運動を楽しむための環境を整備していく。</p>				
<p>(1) 生涯学習機会の拡充</p>	<p>生涯学習関係団体活動支援と多様な事業主体との連携の推進</p>	<p>社会教育関係団体に対する共催・後援事業(平成24年度72件、平成25年度58件、平成26年度64件)、社会教育事業講師謝礼援助(平成24年度22件、平成25年度22件、平成26年度18件)、社会教育学習のための借上げバス事業(平成24年度88件、平成25年度67件、平成26年度61件)を実施している。生涯学習事業プロポーザルで企画提案事業団体との事業実施を図っている(申請団体数平成24年度9件、平成25年度0件、平成26年度3件)。大学、企業、市民団体等と連携した事業として、サイエンスフェスタを実施したほか、武蔵野プレスにおいても連携事業を進めている(平成24年度むささかいかいこども未来の詩ワークショップ、平成25年度武蔵野プレス鉄道探検隊、ミニブルーム交流カフェ、平成26年度湯野文化研究センター連携事業、むささかいかい まちの詩ワークショップ)。</p>	<p>(1)生涯学習機会の充実 誰もがいつでもどこでも、学びたいときに学び始めることができるという生涯学習の理念を実現するため、多様な事業主体と連携することにより、事業の充実と生涯学習情報の共有化を推進する。 武蔵野プレスや武蔵野ふるさと歴史館など、新たに整備した生涯学習の拠点がその目的・役割を達成するために、運営状況や事業内容を効果検証しつつ、市の各部署・関連施設をはじめ、生涯学習団体、大学、研究機関・企業との連携を進め、多様な事業展開を図る。</p>	<p>(1) 生涯学習機会の拡充 誰もがいつでもどこでも、学びたいときに学び始めることができるという生涯学習の理念を実現するため、多様な事業主体と連携することにより、事業の充実と生涯学習情報の共有化を推進する。 日中に仕事等がある市民へも学びの環境が提供できるように、生涯学習プログラムの受講機会の拡大を図る。 武蔵野プレスや武蔵野ふるさと歴史館など、生涯学習の拠点がその目的・役割を達成するために、運営状況や事業内容を効果検証しつつ、市の各部署・関連施設をはじめ、生涯学習団体、大学、研究機関・企業との連携を進め、多様な事業展開を図る。</p>
	<p>時代に対応した大人の学習支援の研究</p>	<p>キャリア養成講座、生涯学習事業プロポーザル制度の実施、大人向け講座ガイドの発行などを行い、当該事業実施で得られた課題や情報をもとに、個人や団体のニーズのほか社会的なニーズについても研究していく。</p>		
	<p>生涯学習情報の一元化・共有化</p>	<p>市や関係団体が発行している小中学生を対象とした生涯学習事業(77講座14のジャンル)をまとめた『小中学生の講座まるごとナビ』を発行し、成人向けには『大人のための生涯学習ガイド』(掲載事業数437件、発行部数1,200)を発行した。今後はツイッター、フェイスブックなど電子による手法も検討していく。</p>		
<p>(2) スポーツの振興</p> <p>スポーツの目的は競技、気分転換、仲間づくり、レクリエーション、健康の維持、疾病予防など様々であるが、誰もが自分に合った運動を生活の中に取り入れ、楽しむ機会を得られるようにするため、既存施設の整備・更新を行うとともに、旧桜堤小学校跡地を利用し武蔵境駅圏に運動広場を設置する。</p> <p>また、運動やスポーツ活動を支える地域の担い手を育成していく。</p>	<p>スポーツに親しめる機会の充実</p>	<p>総合体育館では気軽に参加できるワンデーレッスンなど各種教室等を開催し、体育協会加盟の37競技団体では、市民向けの大会や教室を毎年開催してスポーツに親しむ機会を提供している。またスポーツ推進委員の活動のひとつとしてPTAやあそべえとの協力により、子どもとその保護者に対してスポーツを楽しむ機会を提供している。毎月第3日曜日に市内小学校6校の校庭と体育館を開放した自由参加型事業市民スポーツデーでは、地域の子どもやその保護者、高齢者にスポーツに親しむ場を提供している。 今後は、2019年日本で開催のラグビーワールドカップや2020年開催の東京オリンピックによりスポーツへの関心が高まっていく環境変化を捉え、スポーツに親しめる機会の充実を図っていく。</p>	<p>(2)スポーツ施設の再整備 市民の文化・スポーツ活動を支援するため、総合体育館、温水プールなど既存施設の整備・更新を計画的に行う。また、旧桜堤小学校跡地へのスポーツ広場の設置については、桜野小学校の児童数の推移などを勘案した上で整備を進める。</p>	<p>(2) スポーツの振興と施設の再整備 平成31年にはラグビーワールドカップ、平成32年には東京オリンピック・パラリンピックが開催される。両大会に向けてスポーツの機運を醸成するとともに、障害者スポーツの振興を図る。 市民の生涯学習・スポーツ活動を支援するため、総合体育館、温水プールなど既存施設は、バリアフリーをはじめとする整備・更新を計画的に行う。また、旧桜堤小学校跡地へのスポーツ広場の設置については、桜野小学校の児童数の推移などを勘案したうえで整備を進める。</p>
	<p>総合体育館の改修及びプール棟改築工事</p>	<p>総合体育館の改修は緊急性のあるものや、利用者の安全確保の面から必要なものを順次実施した。スポーツ祭東京2013開催のため、総合体育館の床、音響設備、電光掲示板の改修、メインアリーナに空調を導入した。 今後は、メイン・サブアリーナ天井の非構造物の改修工事については法改正の内容が決定次第、直ちに実施していく。総合体育館の大規模改修及びプール棟改築については公共施設等総合管理計画本部会議の検討結果を踏まえながら、2020年開催の東京オリンピックによりスポーツへの関心が高まっていく環境変化に対応できるように改修計画を策定していく。</p>		
	<p>武蔵境駅圏への運動広場の設置(旧桜堤小学校運動広場(仮称))</p>	<p>旧桜堤小学校跡地を利用した運動広場(仮称)の設置は、旧桜堤小学校の校庭及び校舎利用計画と調整を図りながら、検討をしていく。</p>		
	<p>地域におけるスポーツの担い手づくりの充実</p>	<p>総合体育館ではスポーツ教室の修了者による自主活動を支援し、体育協会加盟の各競技団体では指導者育成事業により担い手の裾野を広げている。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(3) 図書館サービスの充実</p>	<p>資料の収集やレファレンス・サービスの向上等によって、市民の学びと課題解決を支援する機能の強化を図る。</p>	<p>定期的な職員研修の実施によるレファレンス・サービスの向上を図るとともに、中央図書館では地域や市民の課題解決に役立つ「課題解決テーマ展示」を年11回実施し、図書館HPに掲載しているレファレンス事例データベースの充実を図った。また市立図書館の蔵書だけでなく他の公立図書館、国立国会図書館、大学図書館との相互利用により多岐にわたる利用者の要望に応えている。</p>	<p>(3)図書館サービスの充実 地域における様々な資料・情報の収集・整備やレファレンス・サービスの向上等によって、市民の学びや課題解決を支援する取り組みを強化する。多様化する市民ニーズに対し効果的・効率的に対応していくため、中央図書館を中核とした図書館のあり方を確立し、吉祥寺図書館についても、指定管理者制度の導入を図る。</p>	<p>(3) 図書館サービスの充実 子どもが読書に親しみ、本を通じて得た豊かな知識を社会生活へと活かしていけるよう、乳幼児期からの切れ目のない読書活動支援や学校図書館との連携等を推進していく。また、地域における様々な資料・情報の収集・整備やレファレンス・サービスの向上等によって、市民の学びや課題解決を支援する。 図書館に期待されるサービスが多様化しており、効率的・効果的に対応するために、中央図書館を中核とした図書館のあり方を確立する。吉祥寺図書館は、武蔵野プレイスでの実績を踏まえ、指定管理者制度の導入を検討し、地域や施設の特性に応じた特徴ある図書館を目指す。</p>
	<p>また、ICTの活用により図書館が直接保有していない情報へのアクセス環境を整備するとともに、外部データベースや地域アーカイブシステムを利用した学習活動の支援、電子図書の活用等についても検討を進める。</p>	<p>各館にインターネット検索用パソコンを設置し、新聞・雑誌記事のオンラインデータベースや、利用者の学習や研究に必要なウェブサイト等の閲覧環境を提供するとともに、26年度は新たにオンラインデータベース2タイトルを導入し充実を図った。電子書籍については、引き続き研究を進める。 また、武蔵野ふるさと歴史館と連携し、それぞれが所蔵する郷土・行政資料の選別等を実施し、その電子アーカイブ化や活用方法を検討する。</p>		
	<p>また、多様な市民の要望に柔軟に対応、サービスを充実させるための運営のあり方についても検討していく。</p>	<p>図書館の運営形態の検討</p>		
		<p>来館・利用困難者に対するサービスの向上</p>		
				<p>(4) 歴史文化の継承と創造 武蔵野ふるさと歴史館は、市の歴史文化を次世代に伝える活動の拠点として、広く教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的としている。また、まちの歴史を知ることは、まちの愛着へとつながり、市民活動を担う大きな動機付けとなる。歴史文化に親しむ機会の提供を通じて、市民の学びを支援するとともに、歴史的価値の継承と創造に取り組む。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>基本施策5 地域の特性を活かした産業の振興</p> <p>都内有数の商業集積地である吉祥寺をはじめとする駅周辺の商業は、市全体のにぎわいや活力を生み出す原動力である。今後も、都市間競争を勝ち抜くために、まちづくりと連動した商業振興策を実施する。一方、路線商業は地域のコミュニティにとって重要な存在であり、市民の日常生活を支える機能を担っているため、引き続き活性化を支援していく。また、新しい活力を生み出すとともに地域の課題解決となるようなコミュニティビジネスを育てることも視野に入れた起業支援、企業誘致のあり方を検討する。</p> <p>農地は安全・安心な食料を提供しているばかりでなく、貴重な緑の空間であり、景観の醸成、生物多様性の保全、災害時の避難場所確保、農業体験機会の提供など、市民生活に潤いを与える重要な役割を担っていることから、引き続き保全を図っていく。</p>				<p>都内有数の商業集積地である吉祥寺をはじめとする駅周辺の商業は、市全体のにぎわいや活力を生み出す原動力である。一方、路線商業は地域のコミュニティにおいて市民の日常生活を支えている。このような本市の主要産業である商業に関し、引き続き支援していく。</p> <p>また、今後も事業者・消費者双方から選ばれるまちであり続けるため、既存の産業に加え、本市の実態に合った新たな産業への支援を通じて、市の経済の活性化を図る。</p>
<p>(1) 産業振興に関する方針の策定</p> <p>商工業のみならず農業、さらには都市観光を含めた産業振興に関する方針を有識者を交えて策定し、各産業において共通する他都市との競合、後継者不足等の問題に対する体系的な取組みを進める。</p> <p>また、本市の商工業振興の中核を担っている武蔵野商工会議所をはじめとする関係団体との連携を強めていく。</p>	<p>産業振興に関する方針の策定</p>	<p>平成24年度に計画策定のための基礎調査を実施し、平成25年度に商工業のみならず、農業、都市観光を含めた産業全般にわたる産業振興計画を策定した。農業及び観光については個別計画が別に策定されているため、具体的な事業には踏み込まず連携の構図を明示した。</p> <p>また、新・元気をだす商店街事業の根拠計画である商店街振興プラン(平成14年度)の後継計画という性格をもあわせもつ。計画は10年間を展望したものであるが、平成26年度を初年度とする5か年の実行計画として策定した。引き続き、関係機関と連携し体系的な産業振興施策を進める。</p>	<p>(1)産業振興計画の推進 武蔵野市産業振興計画(平成26～30年度)に基づき、市、商工会議所、商店会連合会等関係機関、地域の大学やNPO等とも連携し、コンテンツ産業など文化産業の育成・支援も含めた産業振興策を推進する。</p>	<p>(1)産業振興計画の推進 武蔵野市産業振興計画により明確化された市、商工会議所、商店会連合会等関係機関の役割に則り、さらに地域の大学やNPO等との連携を深めながら、産業振興策を計画的に推進する。</p>
<p>(2) 商業の活性化</p> <p>活力あるまちを維持・発展させていくためには、地元商業の振興が不可欠であり、経営者の高齢化に伴う商店会活動の担い手不足などの課題への対応に関する支援を行っている。</p> <p>また、都市基盤整備とリンクした活性化策の実施や、来街者に対するまちの情報提供を充実させることで駅周辺のにぎわいを促進していく。</p> <p>路線商店については、身近な生活用品等の買い回りができ、また住民同士が交流できる場として活性化するように支援を進める。</p> <p>現在実施している富士見通り商店会のハートランド富士見については、これまでの実績を検証し、今後のあり方を検討する。</p>	<p>三駅圏周辺商業の活性化</p>	<p>吉祥寺地区では、春・秋の吉祥寺ウェルカムキャンペーンへの補助を実施した。</p> <p>中央地区では、地区の商店会連合会を核とした商店会相互の連携を促進するための補助を実施した。</p> <p>武蔵境地区では、商店会と地域の大学、事業者等の連携による活性化事業等を着実に実施している。</p> <p>三駅圏共通の事業として、駅前イルミネーション、及び関連イベントへの補助を継続している。</p> <p>定期的を実施するイベント等については、今後より効果的な実施に向け見直しを行っている。</p>	<p>(2)商業の活性化 商店会の実態を把握し、必要に応じた商店会同士の連携や統合、法人化等を促すとともに、商店会の構成員である個店の新規参入及び維持できるよう、その商店会の特性に応じた支援を行う。また、新たな人材やNPO・大学などが、商業活性化のための活動に参加できるよう、支援を行う。</p>	<p>(2)商業の活性化 商店会については、実態を把握し、必要に応じた商店会同士の連携や統合、法人化等を促すとともに、個店の新規加入及び商店会の維持・発展ができるよう、特性に応じた支援を行う。また、全商店会に共通する担い手不足を解決するため、新たな人材やNPO・大学などに対し、商業活性化の活動への参加を促し、まちの活性化につなげていく。</p>

第五期長期計画の記載内容		実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
3 都市型産業の育成	<p>武蔵野市は、全市的に大学や研究機関などの知的産業の基盤が揃っている。これらに集うヒト、モノ、情報を活かした情報関連・コンテンツ産業などを成長させるとともに、知識集約型・知的価値創造型の産業の育成、支援を図る。</p>	起業支援	<p>26年度には、産業競争力強化法の創業支援事業計画の参加事業者によるむさしの創業サポートネットを立ち上げ、本市の創業支援のワンストップ窓口を開設した。今後は創業支援事業計画に沿って、関係機関と連携し、創業後の事業者の経営が安定するよう、着実に創業支援事業を実施する。</p>		<p>(3)都市型産業の育成 市内の経済活動を維持し、発展させるためには、新たな事業者の参入による活性化が必要である。このため、本市での事業を希望する者が、市内で活動できるよう、創業支援を実施するとともに、本市の特性に合った産業として、コンテンツ産業などの文化産業の育成及び知識集約型産業などの支援を図る。また、地域で活動する団体等が、安定的・持続的に地域課題のための事業に取り組みるよう、コミュニティビジネスへの支援を行う。</p>
	<p>また、コミュニティビジネスの創出を誘導するとともに、産業として育成するための支援策の検討を行う。</p>	社会的企業育成モデルの検討	<p>産業振興計画に基づき、創業支援施策を推進する過程で、市民活動促進担当と連携を図りながら、中間支援団体の育成及びコミュニティビジネスの可能性について検討していく。</p>		
ト の 4 充 実 事 業 者 支 援 ・ セ ー フ テ ィ ネ ッ ト	<p>持続可能な社会を形成するためには、地域の経済を活性化させることも重要である。長引く不況に加え、東日本大震災の影響により停滞している企業活動が活性化するための支援や、安定して働けるためのセーフティネットの一層の充実を図る。</p>	中小企業者への資金融資あっせん等支援策の充実	<p>従来より実施していた中小規模事業者を対象とした融資あっせん制度について、平成27年4月より、対象企業の資本金額を拡大した。今後も経済状況を鑑みながら、必要に応じ見直しを行っていく。 また、武蔵野商工会議所が実施する小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)への利子補給については、着実に利用件数が増加している。</p>		<p>(4)中小企業への支援・セーフティネットの充実 市内の経済を支える中小企業の健全な経営活動を促進するため、引き続き融資あっせん等の支援を行う。また、働くことを希望する市民が安定して働くことができるよう、関係機関と連携し、セミナー等の情報提供や就労機会の拡大及び雇用・労働環境の充実を図る。</p>
		就労支援	<p>ハローワーク、東京しごとセンター等と連携し、就労支援セミナー、就職面接会等を実施している。 近年、女性を対象とした事業の参加率が高いため、平成26年度は女性を対象とした再就職支援セミナーと個別相談会を新たに実施するほか、女性対象の事業における託児を充実させるとともに、最新の最新のニーズに対応できるよう、常に事業の見直しを図っていく。</p>		
保 全 5 都市農業の振興と農地の	<p>安全・安心な農産物に対する市民のニーズに応えるため、人と環境にやさしい農業への取組みを推進し、生産者の顔が見える、地産地消ならではの農産物の供給を促進する。</p>	農業振興基本計画の策定	<p>平成22年度に農業振興基本計画の改定が行われ、それに基づき、事業を実施している。 平成27年度までが、現在の農業振興基本計画の計画期間であるため、現在、農業振興基本計画策定委員会を設置し、アンケート等により農業者と市民をめぐる状況を把握するとともに、都市農業振興基本法の施行及び都の進める都市農業特区等により国や都の動きを見据え、計画の策定を行っている。</p>	<p>(3)都市農業の振興と農地の保全 都市における農業は、新鮮な農産物の供給、農業体験の場の提供、災害時の一時避難場所や、食育のほか、自然環境保全に欠かせない機能を有している。農業従事者、NPO及びJAとも連携を進め、市民が農地に触れ合う機会を設け続けながら農業の振興及び農地の保全を図る。</p>	<p>(5)都市農業の振興と農地の保全 都市における農業は、新鮮な農産物の供給、農業体験の場の提供、災害時の一時避難場所や、食育のほか、自然環境保全に欠かせない機能を有している。今後も農業従事者、NPO及びJAとも連携しながら、市民が農業にふれ合う機会を設け続けるとともに、農業振興基本計画に沿って農業の振興及び農地の保全を図っていく。</p>
	<p>また、農地の保全とともに、市民が農地に触れる機会を維持していく。</p>	都市農業の振興	<p>農業振興基本計画に基づき、市民生活を豊かにし、市民と触れ合う農業を推進している。 地産地消推進のための直売会の開催、食育事業への協力、環境保全型農業資器材の利用への補助、市民農園の運営、農業フォトコンテスト、農産物品評会などを行っている。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
基本施策6 都市・国際交流の推進				
				国内における都市と地方の共存及び国際社会における平和・友好を実現するためには、市民の相互理解が不可欠であり、一層の市民レベルの交流を進める。また、外国人が安心して生活し、地域で活躍できるよう、支援の充実を図る。
(1) 交流事業の多様化の検討	市民相互の自主的交流の促進	友好都市等との都市間交流は、昭和47年利賀村から始まり現在9市町村と交流している。42年間の交流のうち市主催の市民交流では、相互の市民交流ツアーや児童スポーツ交流、児童交流事業、家族ふれあい自然体験など、対象者やテーマを変えて実施しながら自主的・自主的に繋がるよう促している。 なかなか自主的・自主的まで発展しない中、安曇野市との市民交流では観光バスで行く玉ねぎツアーや落語をテーマに交流しているグループ、ソフトボールチームの交流など、数は少ないが交流の輪は広がっている。 今後も、テーマやプログラムを工夫し自主的・自主的を促進させていく。	(1)交流事業のあり方の検討 都市と地方が相互に補完し共存することや、多文化共生の地域づくり及び国際交流を目的として交流事業を進めてきた。国内交流、海外交流ともに事業の目的及び実績を踏まえ、これからの事業のあり方を検討していく。	(1) 交流事業のあり方の検討 国内交流においては都市と地方が相互に補完し共存すること、国際交流においては平和・友好に資するため、青少年の異文化交流や市民の相互理解を深めることを目指す。これらの事業をさらに効果的に進めるため、多様な主体の参加を得ながら、市民の相互交流のあり方を検討する。
	アンテナショップ事業の充実	アンテナショップの経営は、景気の動向、天候等に左右されやすい。新たに消費増税、コスト上昇など課題もあるが、今後も、相互の交流を深めるため、引き続き、友好都市と協力しながら安定的経営に向けた方策を検討していく。 武蔵野市との友好都市10自治体との交流事業においては、隔年開催される交流ツアー等で市民団の交流が行われ、文化の相互理解・交流が積極的に行われている。また、友好都市10自治体で組織する武蔵野市交流市町村協議会では、隔年で首長会議(サミット)、職員研修を実施し、各自治体が抱えている課題を共有し、協議会補助金による事業支援や友好都市固有の課題を相互に支援できる体制を実施している。 今後も、友好都市間の相互支援体制を推進していく。 災害発生時に被害が広範囲に及ぶ場合、市の防災機関のみの対応は困難であり、東京都及び被災していない他市区町村等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。そのため、東日本大震災の経験を踏まえ、武蔵野市交流市町村協議会を基盤とした自治体間の水平連携を強化する。 今後、「安曇野市サミット宣言」に基づき、災害時に相互支援が迅速に行われるよう、各自治体の緊急連絡先、担当者等の把握を行い、情報収集・伝達機能の強化を図っていく。		
また、アンテナショップ麦わら帽子の充実や情報交換、武蔵野市交流市町村協議会の活動をさらに発展させながら、友好都市間の相互支援体制を推進する。	友好都市間の相互支援体制の構築			

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>援(2)市内に在住する外国人等への日常生活支援</p>	<p>外国人の日常生活支援体制の確立</p>	<p>現在、(公財)武蔵野市国際交流協会による、在住外国人向けの多言語による各種相談(法律や心の健康も含む)や日本語学習支援、生活情報提供などのサービスを行っている。情報手段としては、英語併記による月刊「Musashino Digest」で生活情報や市役所からの各種情報を周知している。また、四ヶ国語によるニュースレター「MIA Calendar」やホームページにより国際交流協会主催の各種事業を周知している。 今後も、日常生活支援体制をより充実・強化していく。</p>		<p>(2)市内に在住する外国人等への日常生活支援 市内に在住する外国人の多国籍化及び定住化に伴い、より多くの言語かつ複雑で専門性が求められる相談が増えている。これらのニーズに対応するため、(公財)武蔵野市国際交流協会を中心に近隣自治体などとの連携を視野に入れ、対応できる人材を確保・育成している。また、外国人が地域において安心して生活し、活躍できるよう、わかりやすい広報紙や、ホームページの制作により、外国人への生活等の情報提供を充実させるとともに、地震等の災害に対する知識・対処方法等の周知及び発災時の支援体制の整備を行う。</p>
	<p>外国人に対する情報に関するセーフティネットの構築</p>	<p>災害時の対応は平常時に国際交流協会のボランティア組織である防災委員会が中心となり、防災情報を提供したり年1回の研修会を開催している。また、日本語コースでは年3回、火災・震災時の対応についての講習を行っている。 そして、発災時には、防災委員会が中心になり、多言語による各種情報を交流協会のホームページで発信、電話による情報提供・相談業務を実施する。 今後も、発災時に有効な情報伝達手段を構築していく。</p>		
<p>基本施策7 災害への備えの拡充</p>				<p>首都直下型地震がいつ発生してもおろそかでない状況にあり、安全・安心なまちづくりをするうえで、防災態勢の強化は重要な課題である。高齢化や増加傾向にある外国人来街者など変化するニーズに対応した態勢の整備を進める。また、二次災害による被害拡大を防ぐため、建物の耐震化や発生した火災の延焼の防止など、防災の観点重視した基盤の強化を図る。</p>
<p>(1)防災態勢の強化</p>	<p>地域の防災力の向上</p>	<p>地域住民による自主防災組織や避難所運営組織の設立を支援し、地域防災力を向上させる。今後、避難所運営組織については全ての避難所に組織が設立されるよう、地域への支援を行っていく。 <自主防災組織> 平成24年度11団体結成、平成25年度8団体結成、平成26年度3団体結成 平成27年7月1日現在49団体 <避難所運営組織> 平成24年度3組織結成、平成25年度3組織結成 平成27年7月1日現在10組織 ・平成25年8月防災ハンドブックを作成し、全戸配布を行った。 ・平成26年1月防災情報マップの改訂を行った。 ・平成25年3月10日及び平成26年3月8日に防災シンポジウムを開催した。 ・平成26年10月希望する自主防災組織に対し、防災資機材(消火機材・救助工具セット・台車・簡易担架・安否確認マグネットシート)の配布を行った。 市民防災協会事業 市内を町ごとに3ブロック13支部に区分し、防災推進員を配置し、防災知識の普及、家庭内防災対策の啓発、地域の防災設備の点検などの活動を実施した。また、平成25・26年度に避難所リーダー研修(避難所運営組織を対象としたリーダー育成研修)を実施し、「共助」における地域の防災力向上を図った。</p>	<p>(1)防災態勢の強化 災害発生時において市は、市を取り巻く状況を正確かつ迅速に把握することが、その後の初動対応をする上で重要である。また、個人では、自分が置かれている状況を把握することが大切であり、高齢者、障害者及び外国人等も自ら情報を受信できるように、停電の発生を踏まえ、アナログな手法を含めた多様な情報収集・伝達手段を検討する。 避難所の生活環境の整備、災害時の学校利用計画の策定、避難所運営組織の設立を促す地域への支援策などを検討するとともに、実効性のある受援計画を検討する。</p>	<p>(1)防災態勢の強化 災害発生時において市は、被害状況をはじめ、市を取り巻く状況を正確かつ迅速に把握することが、その後の初動対応をするうえで重要である。また、高齢者、障害者及び外国人等も自ら情報を受信できるように、停電の発生も想定した多様な情報収集・伝達手段を検討する。 避難所及び避難所運営の充実のため、避難所の生活環境の整備、災害時の学校利用計画の策定、市立小中学校全校に避難所運営組織を設立できるように地域への支援を行う。さらに、発災時には市民が必要に応じて円滑かつ迅速な避難ができるよう、日頃からの市民主体の防災訓練の重要性を市が発信するとともに、避難所運営組織も発信できるよう支援していく。また、避難生活において、介護の必要な高齢者や障害者等、一般避難所では生活に支障を来す人に対して、ニーズに応じたケアが提供できるよう、福祉避難所の充実を図る。 全国の自治体、関係機関、民間企業、ボランティアなどが、効率的かつ効果的な支援活動をすることが可能となるよう、実効性のある受援計画を検討する。また、友好都市との広域的な連携体制を構築するとともに、近隣自治体においても、連携して災害に対応できるよう相互協力体制を強化する。</p>
	<p>地域防災計画の見直し</p>	<p>地域防災計画について毎年検討を加え、必要があると認められるときに修正する。 東日本大震災の教訓を踏まえ、また、東京都防災会議から平成24年4月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」が公表されたことを受けて、新たな被害想定結果に基づき計画の見直しを平成25年4月に行った。 平成26年5月に災害時医療救護態勢及び特別警報運用に伴うことによる地域防災計画の修正を行った。 平成27年度は昨年度「避難行動支援体制検討委員会」で検討した、避難行動要支援者に関する支援体制等について、地域防災計画の一部修正を行う。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
	業務継続計画(BCP)の更新	平成24年2月に策定した業務継続計画(BCP)震災編<素案>を、平成25年4月に策定した地域防災計画の下位計画とし、「震災対応型BCP」として更新していく。毎年実施している組織概要調査に危機発生時の各課における業務マネジメントの視点を取り入れ、各課業務を危機管理の視点から把握し、継続的に業務継続計画を見直す機会とする。		
また、災害時等における情報提供のあり方についても総合的な観点から検討する。	災害時の情報提供の方法の検討・充実	<p>平成24年度防災安全WEBを市公式ホームページ内に移動、ツイッターでの情報発信を拡充、平成25年度にはフェイスブックの運用を開始するなど、災害時において活用可能な情報伝達手段を強化した。今後も、民間事業者との協力なども検討し、引き続き強化を行っていく。</p> <p>災害時、必要な情報を伝達するため固定系防災行政無線、防災用MCA無線や防災情報無線等を整備している。情報伝達をより確実に行うために多様な情報伝達手段の整備を推進していく。</p> <p>平成24年度3箇所に新たに屋外拡声子局(スピーカー)を設置(設置場所:吉祥寺西公園(吉祥寺本町)、横河電機グラウンド(中町)、スイングビル屋上(境))</p> <p>平成25年度に新たにMCA無線機をハウスグリーンパーク、吉祥寺本町在宅介護支援センター、桜堤児童館に設置。また、一時集合場所・避難所と市役所を結ぶ通信手段として、各避難所にPHSを配備。</p> <p>平成26年度は、住宅の高気密化などにより、防災行政無線の放送内容が聞き取りにくい場合があるため、防災行政無線で放送した内容を電話で確認できるサービスを開始。平成27年度は新たに関係機関へのMCA無線機の拡充を行っていく。</p>		
このほか①保健・医療・福祉の連携の確立、②福祉避難所機能の充実による災害時の高齢者、障害者への支援の仕組みの強化、③周辺都市や友好都市間の相互支援体制などについても推進していく。	災害時の保健・医療・福祉の連携づくり	平成25年度に総合防災訓練(医療訓練)を関係機関と実施し、反省会を参加関係機関と実施した。防災課と共管で災害時医療対策検討委員会を設置し、災害救護活動に関することを検討した。平成26年度は、医療連携訓練を関係機関と実施し、その後実施内容について次回に向けた振り返りを行った。		
	友好都市間の相互支援体制の構築	<p>平成7年1月17日発生の阪神・淡路大震災の時に友好都市から神戸市支援用のペットボトル飲料水を仕入れて以来、相互協力体制を進めてきた。</p> <p>平成23年3月11日発生の東日本大震災を契機に、同年7月に安曇野市で開かれた武蔵野市交流市町村協議会(友好都市協議会)において、加盟の10自治体が災害時における相互支援の仕組みを確認した。そして、長年の友好交流が創り出した絆を大きな力として、相互に助け合い、支えあう事を宣言した。今後も、この「安曇野市サミット宣言」に基づく体制を堅持していく。</p> <p>災害発生時に被害が広範囲に及ぶ場合、市の防災機関のみの対応は困難であり、東京都及び被災していない他市区町村等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。そのため、東日本大震災の経験を踏まえ、武蔵野市交流市町村協議会を基盤とした自治体間の水平連携を強化する。</p> <p>今後、「安曇野市サミット宣言」に基づき、災害時に相互支援が迅速に行われるよう、各自治体の緊急連絡先、担当者等の把握を行い、情報収集・伝達機能の強化を図っていく。(再掲)</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(2) 災害に備えた都市基盤の整備</p>	<p>「耐震改修促進計画」に基づき建築物の耐震化等を一層進める。</p>	<p>災害時の緊急輸送道路確保に向けた建築物の耐震化促進</p>	<p>(2)災害に備えたまちづくり 「耐震改修促進計画」に基づき建築物の耐震化を一層進める。中でも、特定緊急輸送道路は、災害時の救命・救急・消火活動、物資の輸送など、救助復旧の生命線であり、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐために、国や都と連携を図り、一層の耐震化を進めていく。</p>	<p>(2) 災害に備えたまちづくり 「耐震改修促進計画」に基づき建築物の耐震化を一層進める。中でも、特定緊急輸送道路は、災害時の救命・救急・消火活動、物資の輸送など、救助復旧の生命線であり、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐために、国や都と連携を図り、一層の耐震化を進めていく。 大規模災害時には、火災を伴うことが予想され、延焼が拡大する危険がある。木造密集地域や消防水利が不足している地域における延焼の拡大を防ぐために、防火水槽の整備を引き続き進める。</p>
	<p>また、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促し、災害時における輸送路の確保を図るとともに、震災時の同時多発火災に備えた消防水利の整備等、災害に強いまちづくりを進める。</p>	<p>震災時における避難又は緊急物資の輸送等復旧復興活動を支える緊急輸送道路の沿道建築物が倒壊して当該道路を閉塞することがないよう、沿道建築物の耐震化を促進する。 都条例では、対象建築物について、平成26年度末までに耐震診断の実施を義務化し、併せて耐震診断実施完了報告の提出を求めていたところであるが、今年度は耐震診断を完了していない物件については、東京都にて公表を予定している。 国、東京都と連携を図りながら、耐震化率の向上を図るため、引き続き、助成制度等により支援していく。</p>	<p>震災時における避難又は緊急物資の輸送等復旧復興活動を支える緊急輸送道路の沿道建築物が倒壊して当該道路を閉塞することがないよう、沿道建築物の耐震化を促進する。 都条例では、対象建築物について、平成26年度末までに耐震診断の実施を義務化し、併せて耐震診断実施完了報告の提出を求めていたところであるが、今年度は耐震診断を完了していない物件については、東京都にて公表を予定している。 国、東京都と連携を図りながら、耐震化率の向上を図るため、引き続き、助成制度等により支援していく。</p>	
	<p>消防水利の整備</p>	<p>震災時の市街地火災に備えた水利として耐震性を有する防火水槽を整備する。また、まちづくり条例により防火水槽等の確保を積極的に推進する。 平成25年度に防火水槽(耐震性貯水槽)を4基設置、平成26年度に2基設置した。 平成27年度は飲料水兼用耐震性貯水槽を1基、武蔵野中央公園に設置する。</p>	<p>震災時の市街地火災に備えた水利として耐震性を有する防火水槽を整備する。また、まちづくり条例により防火水槽等の確保を積極的に推進する。 平成25年度に防火水槽(耐震性貯水槽)を4基設置、平成26年度に2基設置した。 平成27年度は飲料水兼用耐震性貯水槽を1基、武蔵野中央公園に設置する。</p>	
	<p>さらに、災害が発生した場合には速やかに復興に取り組めるよう、都市復興のあり方、進め方についても検討していく。</p>	<p>都市復興に関する取組みの検討</p>	<p>大規模な災害発生時、震災後の市民の生活再建を迅速に実施するため、発生時に必要となる対策について、できる限り事前に検討が必要である。 今後、被災後における生活再建支援の手続きの基礎となるり災証明の発行システムについて、関係各課とともに検討を進める。 平成28年度の導入を目的に、平成26年度中は先行事例の視察等を通じ、システム導入後のり災証明発行フローの検討等を行った。平成27年度はシステム選定等の準備を進める予定である。 現在の予防の観点からの事業を進めながら、新たに取り組むべき事項や時期、優先度、事前調査・調整を実施し、本市に適した都市復興のあり方、進め方を検討する。 平成26年度は、都が開催する都市復興都区市町村担当者連絡会で情報交換するとともに、都市復興模擬訓練に職員を参加させ、情報収集を実施する。その後は、市地域防災計画を踏まえ、情報交換・収集を行いながら今後の進め方を検討していく。</p>	<p>(3) 災害復興の検討 これまで、災害予防や応急対策に視点を置いた対応を進めてきており、今後は災害発生後の復興についても検討する必要がある。復興は、都市基盤ばかりでなく住宅、福祉、医療、産業等の施策を総合かつ計画的に進めることが重要である。災害発生後に迅速かつ適切な対応を取ることができるように、全庁的な取り組みにより都市、住宅、くらし(福祉・医療)、産業の4つの復興の総体として災害復興に関する対策を引き続き検討し、あらかじめ災害復興マニュアルを策定する。また、中長期的に持続可能なまちづくりを見据えた復興とするために、広域連携の強化を進める。</p>
<p>の(3)進)住宅の耐震化</p>	<p>住宅が密集している地域は、大規模な震災の際には、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。そのため、老朽化した住宅を中心に耐震化を促進し、震災等による被害を最小限に抑える。</p>	<p>住宅の耐震化の促進</p>	<p>(3)住宅の耐震化の促進 大規模な震災に備え、市民生活の拠点である住宅の耐震化は喫緊の課題である。住宅・マンションの耐震化を促進し、震災等による被害を最小限に抑えるため、引き続き、耐震化に係る費用の助成、制度の周知、必要性についての普及・啓発などを行い、住まいの状況に応じた支援を行う。</p>	<p>(4)住宅の耐震化の促進 大規模な震災に備え、市民生活の拠点である住宅の耐震化は喫緊の課題である。住宅・マンションの耐震化を促進し、震災等による被害を最小限に抑えるため、引き続き、耐震化に係る費用の助成、制度の周知、必要性についての普及・啓発や様々な情報を提供するとともに、住まいの状況に応じた支援を行う。耐震化と併せ、狭い道路整備等の誘導策についてさらなる取り組みを行い、災害に強いまちづくりを進めていく。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容	
基本施策8 多様な危機への対応の強化					
<p>自然災害の他にも、市民の安心を脅かすものとして、犯罪や迷惑行為等、またモラルの低下による様々な問題がある。これまでに様々な対策を積極的に行ってきたが、今後も効果を検証し、内容の見直しを図りながら、取組みを発展させていく。体感治安の良さはまちに対する安心感と密接につながっているものであり、都市の魅力を支える重要な要素である。それぞれの地区の特性に応じた防犯力の向上を図る。新興感染症やテロ行為等の市民生活を脅かす多様な危機に関して、情報収集と速やかな情報提供を行いながら対策を進める。悪質商法や詐欺の形態が多様化し、手口も巧妙になっていることから、関係機関の緊密な連携によって被害の防止に努める。あわせて消費者の権利擁護、自立へ向けた情報提供等も行う。</p>					
<p>(1) 防犯力の向上</p>	<p>市民や来街者が安心してすごせる、安全な環境づくりを推進するため、市民安全パトロール隊や自主防犯グループ等との連携、ホワイトイーグルによる地域の見守り活動の推進やブルーキャップによる安全・安心を維持する活動を継続していく。</p>	<p>パトロール隊との連携による地域防犯力の向上</p>	<p>市民安全パトロール隊は市民による有償ボランティアパトロールで、地元を知り尽くしており、隅々まで目が届くため、大きな「犯罪抑止効果」となっている。月に1回、武蔵野警察と合同パトロールと安全パトロール委員会を実施。児童の登下校の時間や学校行事に合わせた警戒など、子どもを見守る防犯活動にも積極的に取り組んでいる。3地区の隊長・副隊長、市、警察の生活安全課長、ブルーキャップ、ホワイトイーグルと組織しているパトロール委員会を開いて、情報交換等を行っている。また、平成23年度には杉並区、平成25年度・平成26年度には三鷹市と合同パトロールを開催し、近隣市との境界線での防犯体制を強化した。また、学生によるパトロール隊、商店会(吉祥寺地区)によるパトロール隊など地域に密着したパトロール隊も動き出した。</p>	<p>(1)防犯力の向上 近年、市内での犯罪件数は減少しているものの、ニュースに取り上げられるような衝撃的な事件が発生することで、治安に対する関心が増している。犯罪の抑止力となる防犯カメラの設置場所及び台数を含め、今後のあり方を検討する。また、各種パトロールの巡回エリアや活動内容についても再度検討する。商店会や学生など、地域や市民による防犯活動を進めることで、多様な視点からまちを見守り、体感治安の向上を図る。</p>	<p>(1)防犯力の向上 市内での犯罪件数は減少しているものの、治安に対する関心が増している。犯罪の抑止力となる防犯カメラの設置場所及び台数を含め、今後のあり方を検討する。また、「市民パトロール」の活動も活性化してきており、市、関係機関との密接な連携を進め、まちぐるみで安全・安心なまちづくり体制を整備する。そのために、各種パトロールの既存の巡回エリアや活動内容についても必要に応じた見直しを行う。商店会や若者の自主的な活動など、地域や市民による防犯活動を進めることで、多様な視点からまちを見守り、体感治安の向上を図る。</p>
	<p>繁華街等における安全の確保</p>	<p>安全・安心を実感できる防犯性の高いまちづくりを確保するため、また市民、来街者の安心感を確保するため、パトロール隊の充実(つきまとい勧誘等指導員通称ブルーキャップ、深夜帯の夜間パトロール通称吉祥寺ミッドナイトパトロール)、連携強化や環境浄化キャンペーン、地域の自主的な防犯力(商店会パトロール隊ほか)などのソフト面の取り組み強化に加え、防犯灯の増設や防犯カメラの活用などハード面の整備を強化している。商店会主体で多くの街頭防犯カメラを増設中である。</p>	<p>ハイテク犯罪等の新たな犯罪に対する被害防止、暴力団排除に対する取り組みなどを推進するため、武蔵野警察署と密に連携していく。安全・安心情報(振り込め詐欺被害情報、サイバー犯罪被害情報ほか)を入手した際は速やかに安全・安心メールを使って登録者に情報発信していく。</p>		
	<p>また、ハイテク犯罪等の新たな形態の犯罪の防止の取組みを強化する。</p>	<p>ハイテク犯罪の防止</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定する(健康課主体)。新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、新型インフルエンザ等の発生時において、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようすることを目的として体系的な体制の整備を整える。</p> <p>平成25年度は7月に対策本部条例を制定した後、行動計画について、北多摩南部保健医療圏内の6市による検討会を実施し、新型インフルエンザ行動計画案を作成した。平成26年度は庁内関係課と連携し、11月を目途に新型インフルエンザ行動計画を策定する予定である。</p> <p>昨今の国際情勢の変化や国の制定する国民保護に関する基本指針及び東京都国民保護計画の変更等に伴い、市計画の変更について検討し、市民に周知する。また、図上訓練等具体的シナリオに則った訓練を行うとともに、資器材の充実を図る。</p>		
<p>新たな感染症やテロ行為等の、予測や予防等が困難な新たな危機に対しては、都、周辺自治体、関係機関等と協力しながら情報収集と速やかな情報提供を行っていく。</p>	<p>新型インフルエンザへの対応</p>	<p>国民保護計画の変更</p>			
<p>また、新たに対応が可能になった危機については、必要な態勢を構築するとともに対応策を講じていく。</p>					
<p>(2) 新しい危機への態勢の整備</p>			<p>(2)新しい危機への態勢の整備 予測や予防が困難な危機は1つの自治体のみの問題ではなく、広域にわたり対応を取る必要がある。市内関係機関との連携にとどまらず、周辺自治体・周辺関係機関を含めた広域連携を進め、市民への情報提供を迅速に行う。危機に直面したときに適切かつ迅速な対応が取れるように、訓練を繰り返し実施し態勢の強化を図る。</p>	<p>(2)新しい危機への態勢の整備 予測や予防が困難な危機は、1つの自治体のみの問題ではなく、広域にわたり対応を取る必要がある。市内関係機関との連携にとどまらず、周辺自治体・周辺関係機関を含めた広域連携を進め、市民への情報提供を迅速に行う。危機に直面したときに適切かつ迅速な対応が取れるように、国民保護計画の改定を行い、活動内容を再確認するとともに、広域連携による訓練を繰り返し実施し態勢の強化を図る。</p>	

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(3) 消費者の権利の擁護と自立の支援</p>	<p>消費者被害防止</p>	<p>様々な手口による悪質商法や、インターネット、スマートフォン等による架空請求等の消費者被害を防止するため、出前講座、リーフレットの配布、及びむさしのFMIによるラジオ放送等により注意喚起や被害事例の情報提供を行っている。特に悪質業者に狙われやすい高齢者に対しては、高齢者福祉関連部署と連携し、リーフレットの高齢者宅への配布、関連施設への配置等、重点的に行っている。また、毎年3月に吉祥寺駅周辺において、商店会、警察等、関係機関の参加を得て悪質商法被害防止街頭キャンペーンを実施し、啓発を行っている。今後も、形を変えて発生が予想される消費者被害に関し、市民に適切な注意喚起と情報提供を行い、消費者被害の未然防止のための啓発を推進していく。</p>	<p>(3)消費生活の安定と向上 消費者の的確な判断を促し、被害を未然に防止するため、出前講座等を通じ、高齢者のみならず若年層に対する啓発活動を引き続き実施する。また、消費者が被害に巻き込まれないよう、関係機関及び民間事業者と連携を図る。</p>	<p>(3) 消費生活の安定と向上 消費者が消費生活において適切な判断ができ、被害にあわないように、消費生活講座等、賢い消費者を育成するための事業を充実させる。また、関係機関と連携し、悪質商法や詐欺等の被害者となりやすい高齢者や若年層を中心に、被害防止の啓発、被害状況の広報など市民への周知を引き続き行い、その他にも被害の拡大を防止する効果的な方策を検討する。</p>
	<p>消費者教育、情報提供、相談対応の充実</p>	<p>消費生活において適切な判断ができる消費者を支援・育成するため、消費生活関連講座、消費者スクール、及び出前講座により消費者教育を推進している。また、消費者教育に関するリーフレットの中学・高校生への配布や、消費生活に関連した冊子、DVD等の貸出しにより情報提供を行っている。消費生活に関する相談は平日9時から16時まで、専門の相談員が契約上のトラブルや消費者被害等の様々な相談に対応している。今後も、効果的な推進方法を検討しつつ消費者教育の普及に努めるとともに、消費者関連情報の適切な情報提供を進めていく。また、消費生活相談については、相談員に適宜研修の機会を与え、適切な相談対応ができる体制を継続していく。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容	
基本施策1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援					
昭和48年に全国に先駆けて「武蔵野市民緑の憲章」を制定し、市民、事業者、市などが一体となって「緑」を共有財産として守り、はぐくんできた。また、持続可能な社会の形成に向けて、温室効果ガス排出量削減など環境への負荷低減に積極的に取り組んできた。これからさらに緑豊かで環境負荷低減型の持続可能な都市を目指し続け、これを次世代に引き継いでいく。市内緑被地の約60%を民有地が占め、本市の温室効果ガス排出量の約70%を民生部門が占めていることから、市民一人ひとりや事業者等の自発的で主体的な行動が必要不可欠である。そのため、各主体間の連携を強化していくとともに、自発的な行動を促進していく。		環境という言葉が示す概念は、公害防止のみならず、緑や水、エネルギー、ごみなど様々な要素とそのつながりを、そして地球規模の問題から身近な生活空間における心地よさまでも含めた広がりを持つ。環境に関する課題解決も、分野や地域、組織を超えた連携が重要であり、またそうした連携の広がりは、市民一人ひとりの行動の促進や各事業者や団体等の活性化にもつながる。様々な主体の活動を支援するとともに、主体間の連携やつながりが広がっていくよう支援していく。			
(1) 緑・環境に関する意識の醸成	市民、事業者が、緑や環境に関する現状、課題や大切さについての認識を高めていけるよう、環境学習・環境教育の体系化、環境学習機会の拡充やわかりやすい情報提供等を行っていく。	環境学習・環境教育の充実	平成26年5月まで実施した環境啓発事業のあり方に関する検討PTIに続いて、同年10月より新WGを組織し、環境啓発事業の改善に向けた言及と新しい環境啓発施設に付加する機能等の検討を行った。また、幅広い対象に対する環境学習の機会充実として実施しているむさしの環境フェスタについては、より効率的・効果的にイベントを実施するため、平成25年度から運用方法を変更し実施している。その他、市立小中学校への太陽光発電システムの設置を推進し、平成27年度で全18校への設置が完了するとともに、各校での環境教育へ利用されている。	(1)総合的な環境啓発の推進 環境は、緑や水、エネルギー、ごみなど様々な要素が互いにつながり合いながら構成されており、このような環境要素のつながりを反映した啓発事業を実施していく。 また、新武蔵野クリーンセンター(仮称)建設に伴い平成31年度の施設開設を目指す「エコプラザ(仮称)」に求められる設備・機能を精査するとともに、本市の地域特性に応じた環境啓発のあり方等を検討する。	(1) 総合的な環境啓発の推進 資源、エネルギー、ごみ、緑、水循環、生活環境などの多様な視点から、「水の学校」の発展など環境啓発を充実させていく。また、それらの連携についても理解を深めることが、新たな活動へとつながる。そのため、緑・環境に関する情報発信を総合的・一元的に実施していく。その主要な取り組みの1つとして、クリーンセンターの既存施設を有効活用しながら、全市民的な環境啓発を行う拠点としてのエコプラザ(仮称)の開設に向けて、周辺まちづくりとの整合性や施設のあり方について地域の意見を聞きながら全市民的な議論を行っていく。
		環境啓発施設の検討	新クリーンセンターの建設に伴い、全市民的な環境拠点として、ごみ減量、エネルギー、水循環、緑など広範な環境啓発を行うエコプラザ(仮称)を整備する方針を踏まえ、環境政策課に「環境啓発施設開設準備担当」を設置、環境部内のワーキングチームにより、施設の在り方について検討を進めている。 ごみ減量・リサイクル情報の拠点整備については、粗大ごみ処理施設等のごみ処理施設に併設するケースや集客性のよい市の中心部に配置するケースがあるが、クリーンセンター建替えに伴い環境啓発施設を併設する方向で検討する。	(2)良好な水環境の整備に向けた市民活動との連携 第五期長期計画より「緑・環境」が一分野として独立したことを受けて、以前は都市整備部に所属していた「緑」と「水(下水道)」も統合した環境部を新たに設置した。特に「水」については、従来の都市インフラの視点に加え、「雨水利活用条例」に基づき水循環の視点から潤いのある都市環境を実現するための施策・事業に取り組んでいく。また、水環境や下水道施設等が果たしている重要な役割、浸水対策や雨水浸透などについて、市内外の市民、環境団体、教育機関、事業者、他自治体等と連携しながら市民に分かりやすく伝える「水の学校」を推進し、自発的な市民活動を支援していく。	
	また、新武蔵野クリーンセンター(仮称)建設に合わせて環境情報の受・発信機能及び普及啓発の基盤の整備についても引き続き検討していく。	緑・環境に関する情報発信、啓発事業の推進	現クリーンセンターの一部再利用を想定した環境啓発施設「エコプラザ(仮称)」について、新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会での委員意見を平成24年度末に報告書として取りまとめ、市長へ報告した。平成26年度は、現クリーンセンターを一部再利用するための構造・設備等の健全度について調査・検討を行うほか、環境部のワーキングチームにおいて市として必要な機能等を整理する。		
			年1回「武蔵野市の環境保全」を発行し、市の環境に関する取組を公表している。 環境に関する分かりやすい情報提供の観点から、部内連携によるむさしの環境フェスタを実施しているほか、平成27年3月には啓発冊子(水・緑・生き物をテーマ)を発行した。 平成26年度より「むさしの環境イベントメールマガジン」の配信を試行している。 市として行うべき事業かどうかの判断でフリーマーケットは平成24年度で終了したが、ごみ便利帳の発行、武蔵野ごみニュースの全戸配布(年2回)、転入者向け「ごみ分別案内所」、夏休みごみ探検隊、ごみの行方を知るツアーを実施してきた。これらの事業の継続に加えて、ごみのアプリの開発、一般廃棄物処理基本計画の見直しにあわせた新たな啓発事業を研究していく。 環境フェスタ、水の学校をはじめとした環境部基幹事業として所管の事業を整理・集約し、部内の横断・連携を進めてきた。 今後も環境啓発事業等に関する情報提供の一元化を進めることで一貫性を高めるとともに、市民やNPOなど様々な主体からの情報発信・啓発も含め、効果的・効率的な分かりやすい情報発信を図っていく。 平成26年度より、水環境に関する市民啓発事業である「水の学校」を開始した。水循環や下水道施設の役割等について、市の関係する部署や大学等の教育機関、市民団体等と連携しながら連続講座、イベントを実施し、市民の自発的な活動が生まれ、育つように支援していく。		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容	
<p>(2) 市民・事業者による自発的・主体的な行動の促進</p>	<p>緑を支える活動の支援</p>	<p>保存樹木、保存樹林、保存生垣など、市民参加で、まちなみどりを守り育てる制度を展開し、市立公園を拠点に緑の保全、緑化推進及び公園等の維持管理をボランティア団体が担い、一定の支援を行っている。しかし、構成メンバーの固定化・高齢化が進む中、地域の緑を市民の手で増やすため、緑に関係する団体のみではなく、地域大学等とのボランティア活動交流を通じて様々な団体とのネットワークの形成・連携を図り、幅広い世代・地域の参加を促していくとともに、市民参加を促進するための支援事業のPRを行うなど、さらなる自立的な活動の充実に努める。</p>		<p>(2) 良好な環境の整備に向けた市民活動との連携</p> <p>水収支・水循環の視点からの雨水の利活用や、減少し続けている民有地の緑を市民自らが守り育てるための活動、市民参加のもとでの良好な生活環境づくり、エネルギーの地産地消における市民活動など、新たな視点で、良好な環境を確保するために市民活動との連携を構築していく。</p>	
	<p>環境に関する市民活動への支援</p>	<p>部内連携で実施しているむさしの環境フェスタにおいて、市民(団体)の環境に関する活動の発表の場としての提供を行っているとともに、団体の自主的な活動促進をめざして、同種の活動を行っている団体等との横のつながりの場としても機能させ、各主体間のネットワーク構築を支援している。</p>			
	<p>環境配慮行動に関する情報提供や各種補助制度を継続するとともに、事業者の経営や開発事業における環境への配慮を促すより有効な誘導や支援のあり方についても検討を進める。</p>	<p>環境配慮型ライフスタイルの啓発</p>	<p>通年でエコワットの貸し出しや、エコカレンダーの配布を継続するほか、6月の環境月間に環境展、10月にむさしの環境フェスタを開催し、環境配慮に関心が薄い層をターゲットとして、環境配慮型ライフスタイルの啓発を行っている。 また、市報への掲載、HP、メールマガジン等での継続的な啓発を実施している。</p>		
		<p>環境配慮行動普及のための制度の充実</p>	<p>市民向けの再生可能エネルギー設備設置の助成を拡充し、エネルギーを効率的に利用するシステム設置費用助成を行うことで、住宅地域のエネルギー需要削減を効率的・効果的に推進している。 事業者向けにはグリーンパートナー制度、省エネ診断、環境改善設備導入時の利子補給等について継続するとともに、平成27年度からは省エネ診断の拡充のため、金融機関と連携したプロジェクトを実施している。</p>		
		<p>事業所の環境経営の普及促進</p>	<p>市内で事業を営む中小規模事業者を対象に、太陽光利用設備の設置や省エネ改修に必要な資金の融資をあっせんする「環境改善整備資金融資あっせん制度」を継続している。平成27年度には、より利用しやすい融資制度にするために、使用条件等につき変更を行う。</p>		
		<p>まちづくりの環境配慮制度の検討</p>	<p>東京都の都市開発諸制度方針等による、緑化や環境の配慮に対する緩和制度や、建築物の総合環境性能評価システムなどの各自自治体の状況を調査するとともに、本市への展開を検討している。 平成25年度は、まちづくり条例改正の観点から検討を進めてきたが、条例改正後に残った課題を整理し、成26・27年度は、環境基本計画や緑化制度の改正検討と合わせて、まちづくりの環境配慮制度の具体的な検討を進める。</p>		
	<p>環境に配慮した住まいづくり・住まい方の推進</p>	<p>持続可能で地球環境に配慮した住まいづくりを進めるため 太陽光利用設備・高効率給湯設備・雨水浸透及び利用設備等の設置や緑化を推進し、関連する助成制度の情報提供を行い普及を図る。 また、住宅の長期使用を通して廃棄物の排出抑制・環境負荷の軽減を図ることができる長期優良住宅の普及を推進する。 現在、直接の所管事業を持たないため、関連課と連携を図り普及啓発を進めていく。</p>			
	<p>様々な主体による緑や環境に関する行動が、持続的に行われるとともに、自主的な活動につながるよう、各主体間のネットワークづくりを推進していく。</p>	<p>多様な主体による緑の維持管理</p>	<p>落葉等に対する近隣からの苦情や、維持管理の負担等により民有地の緑は減少を続けており、その保全創出のためには、地域の緑・環境に関する意識の醸成が不可欠である。市立公園を拠点に緑の保全、緑化、維持管理を行っている緑ボランティア団体間の横のつながり、ネットワーク化を支援するため連絡協議会を実施している。 緑ボランティア団体をはじめ、地域大学や個人など、より多くの市民が地域の身近な緑に愛着と関心を持ち、その維持管理に積極的に参加できるような制度の研究・検討を進めていく。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>基本施策2 環境負荷低減施策の推進</p>				<p>日本のエネルギー需給環境において、電力やガスなどのエネルギーの自由化が進められ、市民、事業者及び市がエネルギー供給者を選択できる時代へ大きく変わろうとしている。エネルギー消費のスマート化に向けた啓発活動を実施していくほか、市でもエネルギー消費に配慮したまちづくりや施策を推進していく。</p>
<p>(1) 都市基盤整備における環境負荷低減の推進</p> <p>市は、事業実施主体となる道路や建築物等の公共施設の整備・更新にあたって、環境への負荷が少ない技術・工法の導入、リサイクル材の積極的な活用または適切な維持・管理による耐用年数の延伸化など、建設から廃棄に至る公共施設のライフサイクルにおいて環境負荷を低減していく。</p>	<p>都市基盤整備における環境負荷低減の推進</p>	<p>劣化保全整備を提案する際に、省エネ機器への更新を図ってきた。今後も同様な対応を行っていく。また、現在環境政策課で取り組んでいるスマート化の実施に合わせてエネルギーの有効活用を検討していく。</p> <p>平成24年度の新たなエネルギー活用検討委員会の検討結果を踏まえ、公共施設においては再配置の検討と連動させながら、建物改修にあわせ、エネルギーの建物間融通も視野に入れた省エネ・エネルギー活用効率化の推進を図る。また、市民文化会館の大規模改修にあわせた第一中学校とのエネルギー融通の計画を実施する。</p> <p>開削工法による下水道施設の敷設替えではなく、管きよ内面補修工法や更生工法を積極的に採用し、建設廃棄物の発生を抑制するとともに、施設の延命化を図ることにより、ライフサイクルコストを低減する取り組みを実施している。また、平成26年度より、新設管きよ等を設置する場合においては、下水汚泥焼却灰を利用した鉄筋コンクリート管や人孔の躯体等の二次製品(国土交通省が安全性を確認済み)の使用により、埋立処分場の延命化に協力している。</p> <p>公園・緑地の整備を推進し潤いのある都市空間の整備を促進する。公園・緑地の整備の際には、雨水の利活用や多摩産材の利用、エコセメントなどのリサイクル材を用いた製品を積極的に活用するとともに、工事で排出される剪定枝や建設副産物は再資源化施設へ搬入しリサイクルの促進を図る。また、工事の際に使用する車両や建設機械は低振動、低騒音型のもので使用し、燃料消費の抑制を図ることで、引き続き率先して環境負荷低減を推進する。</p> <p>工事に際しては、低排出ガス型の建設機器を使用。路盤材(砕石)、表層材(アスファルト混合物)には原則として再生材料を使用。コンクリートブロックなどの二次製品についても、エコセメント製品を使用するなど、環境への負荷低減に努めている。</p> <p>配水管及び浄水場・水源施設等の整備・更新には、環境への負荷の低減を図るため、資源の消費抑制及び環境的利用、並びに廃棄物の減量のためリサイクル材の積極的活用にも努め、各法令等を遵守し適正に処理に努めている。</p>	<p>(1)エネルギー消費のスマート化へのシフト 本市のエネルギー消費量の約4割を家庭部門が占める状況を踏まえると、本市において低環境負荷型都市を構築していくには、各家庭におけるエネルギーの需給及び効率化が大きな課題の一つである。市民等が日常生活の中で行う省エネや創エネの取り組みの継続を図るほか、エネルギー使用量の見える化等を活用してエネルギー消費のスマート化を図っていくとともに、今後予定される家庭部門のエネルギーの自由化を見据えた施策の展開を図る。</p> <p>(2)公共施設におけるエネルギー施策の展開 新武蔵野クリーンセンター(仮称)は、環境に十分配慮した施設というだけでなく、一括受電やごみ発電等により、市本庁舎、総合体育館及び緑町コミュニティセンターも含めた周辺公共施設にエネルギーを供給するとともに、災害時でも有効なガス・コージェネレーション設備も備えたエネルギー供給センターとしての機能を有している。今後、このネットワーク機能の向上はもとより、市内他エリアにおける展開についても施設の特性等を考慮し、広範な視点から検討していく。</p>	

第五期長期計画・事業実施状況・討議要綱・調整計画面一覧表

【緑・環境分野】

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画面の記載内容
<p>(2) 低炭素社会に向けた施策の推進</p>	<p>新エネルギー導入の推進</p>	<p>平成24年度に市の総エネルギー使用量の削減を図るため「新たなエネルギー活用検討委員会」を設置し検討を行った。この検討結果を踏まえ、スマートシティの実現に向けた、創エネ・省エネ・エネルギーの効率的な利用等の施策を実施している。</p> <p>さらに平成27年度より民間事業者等と連携したエネルギーの地産地消施策の研究を行っている。</p> <p>また市内の動きとして、新エネルギーとして注目の高い水素の活用につき、庁用車に燃料電池車「MIRA」を導入を決定した。</p> <p>市民の設備導入支援として、平成26年度より太陽光利用設備等の設置費助成制度を拡充したほか、事業者に対しては太陽光利用設備の設置に対する利子補給制度を継続している。</p>	<p>平成24年度に市の総エネルギー使用量の削減を図るため「新たなエネルギー活用検討委員会」を設置し検討を行った。この検討結果を踏まえ、スマートシティの実現に向けた、創エネ・省エネ・エネルギーの効率的な利用等の施策を実施している。</p> <p>さらに平成27年度より民間事業者等と連携したエネルギーの地産地消施策の研究を行っている。</p> <p>また市内の動きとして、新エネルギーとして注目の高い水素の活用につき、庁用車に燃料電池車「MIRA」を導入を決定した。</p> <p>市民の設備導入支援として、平成26年度より太陽光利用設備等の設置費助成制度を拡充したほか、事業者に対しては太陽光利用設備の設置に対する利子補給制度を継続している。</p>	<p>(1) エネルギー消費のスマート化 本市のエネルギー消費量は、約4割を家庭部門が占めており、エネルギー消費の減少を期待できる領域である。そのため、各家庭でのスマートメーター導入が進められていることから、今後は各家庭におけるエネルギー消費のスマート化に関する啓発及び支援を推進する。</p> <p>また、本市はエネルギー貯蔵量が少ない自治体であるため、水素エネルギー利用の拡大なども見据えながら、本市として実現可能なエネルギーの地産地消等に市民や事業者等とも連携しながら取り組んでいく。</p> <p>(2) 公共施設におけるエネルギー施策の展開 新武蔵野クリーンセンター(仮称)は、環境性能に優れた施設というだけでなく、市本庁舎、総合体育館及び緑町コミュニティセンターも含めた周辺公共施設の一括受電や、コージェネレーション設備も備えた災害時でも有効なエネルギー供給センターとしての機能を有しており、今後有効なエネルギー活用も期待できる施設となっている。同施設のエネルギー需給の最適化について継続的に調査検討を行うとともに関係施設の設備改善等を行っていく。</p> <p>本市は、環境に関する方針や目標に自ら取り組んでいくEMS(環境マネジメントシステム)を早くから導入し、着実に環境負荷低減を行ってきた。しかし、これ以上の環境負荷低減が難しくだけでなく、監査や記録業務などの運用負荷やコストの軽減といった課題もあることから、今後、市内の各事業者等との連携も視野に入れながらEMSを再構築していく。</p>
<p>基本施策3「緑」を基軸としたまちづくりの推進</p>	<p>緑は、人工物で覆われたまちの景観を和らげ、市民に公園などの活動場所を提供し、またヒートアイランド現象の緩和や動植物の生息空間創出、災害から市民を守る防災機能等、都市において重要な役割を持っていることから、市民とともにまちの共有財産である「緑」を守り、はぐくんで行く必要がある。そのため、今後「緑」を単に樹木や草花などの植物に限らず、動物や昆虫などの生き物、そして公園緑地、農地、樹林、学校、水辺、道路、住宅の庭、さらには市場を越えた広域の緑といった空間も含めた広がりやつながりをもって捉えながら、「緑」を基軸にしたまちづくりを推進していく。</p>	<p>太陽光発電設備の小中学校への設置については、平成27年度をもって完了する。今後とも主官部署と連携を図りながら、エネルギーの効率的な利用に向け、再生可能エネルギー利用設備等の設置を検討する。</p> <p>また、平成25年度には「新たなエネルギー活用検討委員会」の提案を踏まえ、公共施設エリアでのエネルギーの効率的な利用に向けた検討を行った。その結果を受け、市民文化会館の改修にあわせ、再生可能エネルギー設備等の導入とともに、隣接する一中とのエネルギー融通等を実施する予定である。</p> <p>また、庁内検討組織を設置し、今後の公共施設の改修、建て替え時におけるエネルギーに関する基本的な方向性等について検討している。</p>	<p>公園緑地や農地、樹林、街路樹、住宅の庭など、緑豊かな街並みは本市の魅力の一つであるが、緑を維持・保全していくことは簡単なことではない。市全域で捉えると、緑被地は微増しているものの、固定資産税や相続税、維持管理費の負担等から緑豊かな敷地が分割・転用・売却されるなど、民有地の緑は依然減少傾向にある。武蔵野という地勢が形成されてきた歴史と市内各地域の個性そして緑と水が都市にもたらす魅力を踏まえながら、武蔵野らしい緑のあり方とともに、緑の重要性を発信し、緑を基軸としたまちづくりを市民活動との連携を深めながら引き続き推進していく。</p>	<p>公園緑地や農地、樹林、街路樹、住宅の庭など、緑豊かな街並みは本市の魅力の一つであるが、緑を維持・保全していくことは簡単なことではない。市全域で捉えると、緑被地は微増しているものの、固定資産税や相続税、維持管理費の負担等から緑豊かな敷地が分割・転用・売却されるなど、民有地の緑は依然減少傾向にある。武蔵野という地勢が形成されてきた歴史と市内各地域の個性そして緑と水が都市にもたらす魅力を踏まえながら、武蔵野らしい緑のあり方とともに、緑の重要性を発信し、緑を基軸としたまちづくりを市民活動との連携を深めながら引き続き推進していく。</p>
<p>(1) 緑の保全と創出</p>	<p>今ある緑を永続して確保していくために借地公園等の買取りを進めるとともに、緑の創出のために旧東町図書室や八幡町コミュニティセンター等公共施設移転・廃止後の市有地を新たな緑地へと活用する等、必要な公園緑地の整備・拡充や公共施設の緑化を推進し、緑を守りはぐくんで行く。</p>	<p>緑の基本計画に基づき公園・緑地の空白地域を中心に拡充を進める。平成24年度は桜堤二丁目防災広場(281㎡)の新設を行い、8公園(三谷公園、上水北公園、西久保公園、玉川上水公園、むらさき公園、さくら見公園、久保公園、中央通り東公園)の拡充整備、改修を行った。また、平成25年度は吉祥寺の社宮本小路公園(1719㎡)の新設を行い4公園(木の花小路公園、本宿東公園、本田東公園、八幡町いこの広場)の拡充整備、改修を行った。平成26年度は4公園(すくすく泉公園、東町一丁目そよ風緑地、吉祥寺東町ふれあい公園、犬むすびの松広場)の新設と1公園(農業ふれあい公園)の拡充を行った。引き続き公園・緑地の整備、拡充を実施していく。</p> <p>公共施設跡地の公園緑地化(旧東町図書室、八幡町コミュニティセンター、下水道ポンプ場跡地)</p> <p>公共施設の移転、廃止後の跡地を新たな公園緑地として活用する。旧東町図書室(350㎡)を本宿東公園(697㎡)へ、八幡町コミュニティセンター(204㎡)を八幡町いこの広場(605㎡)へ、下水道ポンプ場跡地(1409㎡)を本田東公園(2439㎡)へ3箇所の拡充整備を行った。</p> <p>公園・緑地リニューアル計画の推進</p> <p>既存ストック、ポテンシャルを活かし老朽化した施設や利用者ニーズの変化から機能・特性を地域間で相互に補完し、リニューアルを効率的かつ計画的に進める計画である。平成24年度は7カ所、平成25年度は公園用地の拡充に伴い既存公園のリニューアルを4カ所行った。今後も計画に基づき魅力ある公園づくりを推進していく。</p>	<p>(1)市民の共有財産である緑の保全・育成 公園緑地や農地、樹林、街路樹、住宅の庭など、緑豊かな街並みは本市の魅力の一つであり、この緑を保全・育成していくことは重要な課題である。昭和48年に制定された武蔵野市民緑の憲章にある「緑は市民の共有財産」という共通認識のもと、市民活動との連携を深めながら、緑を守りはぐくんで行く施策を推進していく。また、武蔵野らしい市街地の緑のあり方を研究していくとともに、緑の重要性や緑を基軸としたまちづくりの情報を発信していく。</p> <p>(2)緑豊かな街並みの保全と創出 公有地も含めた市全域で捉えると、都市に潤いと安らぎをもたらす緑被地は微増しているものの、固定資産税や相続税、維持管理費の負担から屋敷林や樹林地などを開発用地として転用・売却するなど、民有地の緑は依然減少傾向にある。市民や事業者が自ら緑を保全・創出していくため、誘導と支援の両面から検討を進めていく。</p> <p>公有地の緑については、緑の基本計画に基づき、公園空白地域を中心に公園緑地の拡充を進めていくとともに、地域緑の拠点として親しまれている借地公園を、永続的に確保できるように図っていく。また、公園緑地や街路樹の緑は、新設・改修・維持等で多額のコストを要しており、効果的・効率的な維持管理等を進めていく。</p>	<p>(1) 市民の共有財産である緑の保護・育成 「緑は市民の共有財産」という共通認識のもと、様々な情報を発信していきながら、市民とともに緑を守りはぐくんで行く。策定から10年を経過しようとする緑の基本計画は、第五期長期計画・調整計画等との整合を図り、次の10年間の計画を実効性あるものとするため見直す。市は樹種固有の樹形を尊重する自然樹形により樹木を管理しているが、例えば市役所前の桜並木など、市民の財産であり緑豊かな武蔵野市のシンボルともなっている街路樹は、道路交通機能の確保と街路樹がもたらす良好な景観の両立についての課題も踏まえながら、保全手法等の検討を進める。</p> <p>(2) 緑の保全と創出 公有地の緑については、長期的な視点を持って借地公園の永続的な確保に努める。また、緑の基本計画に基づき、公園空白地域を中心に拡充していくなど、公共施設としての公園・緑地の整備等も進めていく。公園緑地や街路樹等の新設・改修・維持等については、多額のコストを要しており、市民活動との連携や平成26年度に策定した公園緑地の維持管理に関するガイドラインの順守などにより効率的・効果的な維持管理等を進めていく。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>また、減少傾向が続く民有地の樹林、生垣や農地を保全・創出していくため、誘導と支援の両面から新たな制度の検討を進める。</p>	<p>公園緑地の維持管理に関するガイドラインの策定及び適正な維持管理</p>	<p>平成25年度には公園施設の日常的な維持保全や長寿命化のための基本方針、街路樹等の高木管理における課題等、適正で効率的な維持管理方法について検討した。また、公園緑地総合メンテナンスシステムを導入し、ガイドラインの策定に必要な基礎情報(補修や更新等の維持管理情報・苦情処理等の運営管理情報)の整理と蓄積を行った。 平成26年度に「公園・緑地維持管理ガイドライン」を策定した。今後は本ガイドラインを活用してこれまで以上に適正で計画的な維持管理を行っていく。</p>	<p>(3)緑と水を通じた様々な主体との連携 緑と水をテーマとした事業や活動が広がり市民や企業などの様々な主体がつながることで、地域やまちの活性化あるいは市域を超えた森林保全・育成等が推進される。仙川や千川上水など水辺環境の整備を推進するとともに、平成29年に開園100周年を迎える井の頭恩賜公園の各種事業を通じて、まちの活性化や環境啓発につなげていく。</p>	<p>(2) 緑の保全と創出 民有地の樹林、生垣や農地などの緑を保全・創出していくための誘導策や支援策について検討を進める。</p>
	<p>公共施設緑化基準の策定及び緑化推進</p>	<p>公共施設については、明確な緑化基準を定めていないことから、個別の施設ごとの利用計画において緑化を計画している状況である。学校等を含め公共施設は、市民の暮らしを支える場としての機能に加え、緑の拠点としての機能も備え、緑豊かな街並みを形成する要素としても重要であるため、施設更新等に合わせた計画的な緑化基準が必要である。公共施設については、民間事業者の規範となるべく、優先した緑化が求められていることから、施設の改修・修繕などの機会を捉え、計画的な緑化を実施するため、「公共施設緑化基準」の策定を進めていく。</p>		
	<p>民有地のみどりの保全と創出の推進</p>	<p>公園緑地の拡充により緑被率は若干の増加傾向にあるものの、市内の緑の6割を占める民有地の緑は減少傾向にある。保存樹林等の指定制度、接道部緑化助成、及び緑化指導による敷地内緑化の推進などの事業を展開しているが、近隣からの苦情及び手間や費用の面からの手入れ不足などにより、既存樹木の伐採や生垣の撤去に直結することから、地域ぐるみで緑を守り育てる必要がある。「緑は市民の共有財産」として、市民自らが守り育て、潤いのある緑豊かな都市環境の保全創出を図るため、既存制度の評価検証を行いつつ、市民一人ひとりが、主体的に緑のまちづくりに参画できるよう、新たに(仮称)緑のサポート制度の検討構築を図る。</p>		
	<p>農地の保全</p>	<p>農業振興基本計画に基づき、農地の減少に歯止めをかけるために、登録農地制度の推進や、市民に対し農地保全に対する理解を深める対策として、農業委員会だよりの発行等を行っている。 平成26年度は、緑豊かな景観を守るため生産緑地の指定基準を見直しを行い、約1100平方メートルの農地を追加指定した。 また、農業委員が年1回の農地/バトロール強化月間の他に、随時/バトロールや、農業者からの相談に応じ、農地保全のために活動している。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(2) 緑と水のネットワークの推進</p>	<p>仙川水辺環境整備基本計画の推進</p>	<p>平成10年に策定した「仙川リメイク」に基づき、コンクリート3面張りの無機質河川から自然護岸の親水整備を行い、メダカやタナゴが棲める環境の自然豊かな水辺空間づくりを進めてきた。平成24年度は河川付替えに伴い旧河川の埋戻し、平成25年度は桜堤公園及びめがね橋付近の護岸整備(25.3m)を行い、最上流区域の「自然生態系復活ゾーン(延長918m)」が概ね完了した。平成26年度は桜堤公園から放流している河川維持水を、上流側の桜一の橋付近へ切り替えた。今後は下流域の未整備区間の事業化検討など仙川リメイクの見直しを行う予定である。</p>	<p>市民の共有財産である緑の保護・育成</p> <p>また、「仙川リメイク(武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画)」に基づき整備を進めている仙川の水量確保や下流域の整備手法等について検討する。</p> <p>(3) 緑と水のネットワークの推進</p> <p>平成29年に開園100周年を迎える井の頭恩賜公園の記念事業等を機に、全市的な緑と水のネットワークについても、周知啓発を進め、将来に引き継いでいくための活動を市民とともに推進していく。</p>	<p>(1) 市民の共有財産である緑の保護・育成</p> <p>また、「仙川リメイク(武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画)」に基づき整備を進めている仙川の水量確保や下流域の整備手法等について検討する。</p> <p>(3) 緑と水のネットワークの推進</p> <p>平成29年に開園100周年を迎える井の頭恩賜公園の記念事業等を機に、全市的な緑と水のネットワークについても、周知啓発を進め、将来に引き継いでいくための活動を市民とともに推進していく。</p>
	<p>千川上水整備計画の推進</p>	<p>平成22年に策定した「千川上水整備基本計画」に基づき、水と緑の環境を活用した散策や休憩の場、親水や身近な自然とのふれあいの場として多くの市民に親しまれるよう整備を進める。 全長3.8kmのうち、平成24年度は更新橋から東側の70mについて、平成25年度は千川橋から関前橋までの450mについて整備した。平成26年度は武蔵野大学前から千川橋までの450mの整備を行った。この計画は平成24年から平成33年までの10か年計画であり、引き続き当該計画に基づき環境整備を実施していく。</p>		
	<p>グリーンパーク緑地拡充整備</p>	<p>グリーンパーク緑地は水と緑のネットワーク推進における軸であり、隣接する農地や未利用地を活用し、線から帯へ、そして面へと広がる拡充整備を目指している。平成25年度は173㎡の用地を取得し、平成26年度は415㎡の用地を取得して用地拡充が完了した。今後も延焼遮断や避難経路などの防災機能に着目しながら、都市の緑の保全創出を図っていく。</p>		
	<p>街路樹の保全・適正管理</p>	<p>ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性、空気の浄化、景観の向上などの都市環境の改善はもとより、水と緑のネットワークを推進するうえで街路樹は重要な役割を担っており、保全と適正管理を進めている。月1回の巡回点検や年1回の定期剪定のほか、樹齢50年を超えるさくら等の街路樹保全のため、5年に1度の健全度調査を行い、倒木の恐れのある街路樹の更新を行っている。中央通りのさくら並木は、調査の結果、平成18年度に11本、平成25年度には12本を伐採し、若木に新植し並木更新を図っている。引き続き日常管理を進めながら定期的な健全度調査を実施し、保全と適正管理に努めていく。</p>		
	<p>さらに、生物多様性に関する積極的な情報提供と学習機会の提供を進めながら、緑と水がもたらす都市における生物多様性を保全するための方針を策定する。</p>	<p>平成26、27年度において第四期環境基本計画の策定を行い、市内拠点における生物生息状況の調査を行うとともに、生物多様性保全の基本的な考え方を整理し、平成28年度に方針の策定を予定している。また、むさしの環境フェスタにおいて生物多様性啓発事業を実施しているほか、平成27年3月には部内連携により関連情報を統合した啓発冊子の発行を行った。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(3) 広域の緑の保護・育成</p>	<p>自然環境の恩恵を享受しながら活動する都市の責務として、これまで「二俣尾・武蔵野市民の森」や「奥多摩・武蔵野の森」、檜原村の「武蔵野水道・時坂の森」といった東京の森林(緑)を積極的に保全・育成してきた。これからも、森林が持つ水源かん養、地球温暖化防止等の多面的機能に注目しながら、自然体験学習を進めるとともに、様々な主体と連携することで市域を超えた森林保護・育成等を推進していく。</p>	<p>多摩地域の森林を健全に育成するとともに、武蔵野市民が自然とふれあい、都市住民と地元地域住民が相互交流を回りながら森林資源を活用した様々な自然体験ができる場として、青梅市に「二俣尾・武蔵野市民の森」を開設。自然体験館を拠点として森の市民講座や自然観察会等を実施する他、奥多摩町では「奥多摩・武蔵野の森」の保全整備事業を行い森林再生に一定の成果を得てきた。これからも、森林が持つ水源かん養、地球温暖化防止等の多面的機能に着目しながら、多摩地域の森林の現状や保全の必要性などについて広く市民の理解を得るために、武蔵野市民が森林とのふれあいや林家体験などの自然体験を通して環境学習のできる機会の提供を行うとともに、様々な主体と連携することで市域を超えた森林保護・育成等を推進していく。</p> <p>多摩地域の森林を育成することで、水源をかん養し、自然環境問題や花粉対策への貢献を目的として、平成20年3月に水道部、土地所有者及び公益財団法人東京都農林水産振興財団の三者で「武蔵野水道・時坂(とっさか)の森」の森林整備に関する協定を締結し、檜原村にある時坂の森を整備した。財団への支援、森林整備、森林施業(造林)等を10年計画で行っている。</p>		<p>(3) 緑と水のネットワークの推進</p> <p>自然環境から様々な恩恵を受けている都市の責務として、本市が実施している「奥多摩・武蔵野市民の森」や「二俣尾・武蔵野市民の森」、檜原村の「武蔵野水道・時坂の森」での森林保全活動は都市が果たす役割として高く評価されている。これらの資産を活用しながら、広く緑や水の循環について啓発等を継続していく。</p>
<p>基本施策4 循環型社会システムづくりの推進</p>				
<p>市民、事業者、市が一体となってごみの減量・资源化に取り組んできたが、依然として本市のごみ・資源物の排出量は多摩26市の平均を大幅に上回っている。そのため、啓発活動・情報発信による排出者責任の明確化やごみ減量に向けた具体的な目標値設定等を行い、市民一人ひとり・事業者等と連携しながらごみの発生・排出抑制を一層推進していく。また、ごみの排出量はゼロにならないことから、排出されたごみについては、経費や環境負荷が小さい、安全で効率的な资源化及び処理システムの構築に向けた研究を進めていく。</p>				
<p>(1) ごみ発生・排出抑制の徹底と资源化の推進</p>	<p>生産・流通・廃棄・処理の各過程におけるごみ排出者としての市民及び事業者等の役割と責任を明確化することで、ごみ発生・排出抑制を推進する。</p> <p>また、拡大生産者責任を徹底させるため、法制度の見直しを図等に働きかけていく。</p> <p>市民・事業者と連携しながらごみの资源化・エネルギー化を一層推進することで焼却ごみの減量を図るとともに、最終処分場の利用可能年限延伸のため、東京たま広域資源循環組合によるエコセメント事業への支援を継続する。</p>	<p>排出者責任の明確化</p> <p>月10トン以上の廃棄物を排出する多量排出事業者に対し、雑紙、廃プラ、生ごみ分別指導の取り組みを強化。平成25年度より事業系の持ち込みごみ処理手数料を見直したこともあり平成14年度15,220トンあった事業系ごみ量は平成25年度6,862トンまで減量。雑紙、生ごみの全量资源化を実施してきた事業者に対するEcoパートナー認定表彰制度については、平成25年度は40事業者のうち、22事業者が受賞。適正排出率の向上を図るため、市内約4,800の小規模事業者に対して、事業系ごみを家庭ごみとして排出している事業者の指導強化を実施。平成19年度44%であった適正排出率は、平成25年度調査終了時には81.2%に向上。排出・生産者責任の明確化のため、トレー、牛乳パック、ペットボトルなどは購入した店舗への返却を推進。</p> <p>啓発を目的として、家庭から排出される野菜くずを利用したコンポストガーデンを平成22年度より小規模ながら設置・運営してきた。現在も環境教育への有効利用にむけ活用法を検討中。平成22・23年度に実施された調布・府中との生ごみ资源化施設に関する共同研究では、一定の効果が期待できるものの、施設建設費用の他に生ごみ収集コストの大幅増などの経済的負担増も判明したため、施設の実現には至らなかった。しかしながら、国の施策の方向性や技術革新等により、状況が変わることも予想されるので、今後もこの分野については情報収集に努めていく。また、原発事故以降休止していた落ち葉のたい肥化については、平成25年度から一定のルール化のもと、再開した。</p>	<p>(1)新武蔵野クリーンセンター(仮称)への移行 新武蔵野クリーンセンター(仮称)は、平成29年4月からの稼働に向け安全に建設を進め、新施設へと円滑に移行させ、周辺住民の理解を得ながら、安全かつ安定的な運営を行う。また、近隣自治体とのごみ処理相互支援など広域処理についても引き続き研究を進める。</p> <p>(2)ごみ減量の推進 平成25年度の事業系可燃ごみの手数料値上げなどを経て、総ごみ排出量に減少は見られるものの、家庭系ごみの市民一人あたりの排出量は、依然として多摩地域の平均値を上回っている。本市にはごみの最終処分場がなく、日の出町にある最終処分場の容量にも限界があることから、処分場延命化のため、焼却灰は全てエコセメント化しているが、エコセメント化には多額の費用と環境負荷がかかっている。また、エコセメント化への灰の搬入量の制限は今後ますます厳しくなる傾向にある。このようなことから、「チャレンジ600グラム25」の達成を目指すとともに、ごみ減量の削減を進める。また、本市のごみ処理の状況を広く市民に周知し、ごみ減量への理解と協力を求めていくとともに、「ごみ排出実態調査」によって判明した傾向を踏まえ、ライフスタイルごとに効果的な啓発事業を展開していく。</p> <p>(3)ごみ処理にかかる環境負荷及び経費の軽減 本市ではごみ処理に毎年30億円程度の費用がかかっている。また、ごみ処理において、エネルギー消費や温室効果ガスの排出などによる環境負荷もかかっており、これらの軽減が必要である。リサイクルやごみ処理全体にかかる環境負荷、経費を総合的に勘案して、処理方法の効率化を進めるとともに、市、事業者、市民、それぞれの役割、責務を明確にし、相互に必要な連携を進める。</p>	<p>(2) ごみ減量及びごみ処理経費の軽減</p> <p>平成25年度に実施したごみ実態調査等により年代別や世帯構成別のごみ排出傾向、資源物が多いという本市の特性が解明されてきている。これらも踏まえ、ごみの収集方法、分別区分、収集頻度等も総合的に勘案しながら、効率的なごみ処理方法の検討を進める。ごみ処理にかかる経費や環境負荷、最終処分場の状況など本市のごみ処理についてわかりやすい情報提供を行うとともに、市民一人ひとりの行動につながるような啓発事業を実施する。市民、市民団体、事業者、市がそれぞれの役割、責務を認識し、相互に必要な連携を進めながら、ごみの発生抑制、最終処分量の削減、ごみ処理経費の低減を推進する。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
	資源物回収・資源化処理の推進及びごみの最終処分量の削減	<p>「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」宣言を行い、ごみゼロデー、市内一斉清掃、桜まつり、青空市、ごみ減量キャンペーン等で啓発活動を実施。平成21年度に700グラム達成。平成22年5月には、「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ600グラム」を宣言し、引き続き上記事業のほか、ごみの行方を知るツアーの実施、ごみ専用ホームページ・ごみ分別案内所の開設、武蔵野ごみニュースの全戸配布、ごみ便利帳の全面改訂・全戸配布、および家庭内の不用品の再利用を促進するための掲示板「むさしのエコポ」事業を実施。</p> <p>なお、新武蔵野クリーンセンター（仮称）稼働時の目標を、総量では平成25年度は達成した。</p>		
	市民・事業者・行政による協働推進体制	<p>武蔵野市のごみ処理に関する基本計画「武蔵野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の策定に当たり市民・事業者・行政職員からなる「武蔵野市廃棄物に関する市民会議」を設置し検討を行った。計画策定後は、施策の推進・進捗管理のため、やはり市民・事業者・行政職員からなる「武蔵野市ごみ減量協議会」を設置し様々な施策を行政と一体となって展開した。今年度は、計画期間を3年前倒ししてごみ処理基本計画を策定することとなり、前回同様の市民会議を設置し1年間を通して検討する。また、ごみ収集業務においては、平成25年度からふれあい訪問収集をシルバー人材センターに全面委託化し、平成27年度からは緊急対応業務等の委託化を実施し、ごみ収集業務全般の協働推進体制を構築する。</p>		
	エコセメント事業の支援	<p>エコセメント事業は、一部事務組合である東京たま広域資源循環組合が、日の出町にある東京たまエコセメント化施設において、組合加盟の各市から持ち込まれるごみの焼却灰を主原料としてセメントを製造・販売するものであり、本事業により、ごみの焼却灰が埋め立てられることなく再利用されるため、コンクリート工場の使用期間を延長するもの。製造されたセメントは市の工事にも積極的に使用するとともに、今後も、引き続きエコセメント事業の支援を行う。</p>		
<p>(2) 新クリーンセンター建設と安全で効率的なごみ処理の推進</p>	<p>ごみ処理に係る環境負荷や経費等に関する情報提供を積極的に行うとともに、安全で効率的なエネルギー回収などについて市民と協議しながら新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業を推進する。</p>	<p>新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業（効率的なエネルギー回収等の焼却システムの検討）</p> <p>平成23年7月に市民参加で策定した「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画」に基づき、施設仕様等を定めた要求水準書を作成し、平成24年度に事業者選定を実施。平成25年7月に建設事業者が決定し事業契約を締結した。平成25年11月から準備工事を進め、平成26年5月に本工事に着手。今後は平成29年4月に新工場棟が稼働開始、新管理棟建設・外構工事等を含めた事業全体の完了は平成31年6月の予定。</p> <p>新施設では高効率ごみ発電設備の導入等により熱回収率を高め、市庁舎等の周辺公共施設に安定的にエネルギー（蒸気・電気）を供給できるシステムを構築する。</p> <p>新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業に伴う施設・周辺整備</p> <p>平成22年から新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会において協議を進め、平成22年度末と平成24年度末に委員意見を取りまとめて市長へ報告した。平成26年度は、施設・周辺整備協議会の報告を踏まえ、クリーンセンターを含む街区とその周辺整備について調査を行い、新武蔵野クリーンセンター（仮称）周辺まちづくり整備庁内推進本部において周辺整備の方向性を検討していく。</p> <p>ごみ処理経費の効率性の検討</p> <p>最小限の支出で最大限の効果を上げることができるよう、常にごみの排出実績量や法の整備等を念頭に検討を行っている。</p> <p>今後は緊急対応業務等についても委託化を図るとともに、効率的・効果的なごみ処理施策の立案・運用のため、廃棄物処理を所管する組織のあり方について抜本的な見直しを行う。</p>		<p>(1) 新武蔵野クリーンセンター（仮称）への移行</p> <p>周辺住民の理解により着工した新武蔵野クリーンセンター（仮称）は、平成29年4月の稼働に向け着実に建設を進め、新施設へごみ処理を円滑に移行させた後、現施設の解体、新管理棟建設等の関連工事を行い、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備事業を平成31年度に完了させる。これに合わせ、周辺住民と協議を行いながらクリーンセンター周辺の魅力あるまちづくりを推進する。新施設の運営は、DBO方式により、20年間の運営管理委託を行うが、本市と委託業者の円滑な協力による安全で安定的な運営を行っていく。また、将来のごみ処理のあり方として、近隣自治体とのごみ処理相互支援など、広域処理についても引き続き研究を進める。</p>

第五期長期計画・事業実施状況・討議要綱・調整計画案一覧表

【緑・環境分野】

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>基本施策5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応</p>				<p>本市が対応すべき課題については、以前から市民生活に影響を及ぼしてきた典型7公害(騒音・振動・悪臭・大気汚染等)が挙げられるが、最近では、より市民生活に身近なものに変化している。また、グローバル化の進展等による新たなリスクも生まれている。市では、状況等を判断して必要な対応を取ることで、市民の不安を取り除き、一層良好な生活環境の確保に努めていく。</p>
<p>な(1)環境問題への対応</p>	<p>市は、有害化学物質による大気・土壌汚染や原子力発電所事故による放射能汚染のような新たな環境問題に対する市民の不安を解消するための対応を行っていく必要がある。</p>	<p>有害化学物質の適正な管理及び指導</p> <p>PCB廃棄物については適正な管理を実施するほか、特措法に基づき処理が可能なものについては順次対応していく。平成25年度には大野田ポンプ所、旧桜堤小学校に保管されているPCB汚染物(絶縁油)の処理を行った。適正化学物質取扱事業者に対しては、東京都環境確保条例・東京都化学物質適正管理指針に基づき、市から毎年度有害化学物質の使用量の報告及び化学物質管理方法書提出させ、必要に応じて指導等を行っている。</p>	<p>(1)様々な環境問題への対応</p> <p>市内の環境保全のため、典型7公害、東日本大震災に伴う原発事故に起因する放射線等についての確に対応するほか、近年、相談件数が増加している近隣騒音等の生活関係公害に対しては、市民自らの問題として解決できるようなサポートの仕組み等について検討する。また、市民生活に重大な影響を及ぼす病気や生物、物質等について、知見を有する関係機関と平時より連携を行い、不測の事態に適切に対応できる体制を構築、維持していく。</p>	<p>(1)様々な環境問題への対応</p> <p>本市では、近年、個人間の近隣騒音等、生活関係公害への相談が増加してきており、住民相互の問題として解決できるようなサポートの仕組み等について検討する。また、東日本大震災の原発事故による放射線への対応については、線量が平成22(2010)年頃の数値程度まで減衰してきていることも含め、状況等を勘案しながら必要な対応を取っていく。また、デング熱ウィルスなど虫を媒介とした感染症など、平均気温の上昇やグローバル化等の環境の変化により生じる新たなリスクにも対応しながら、市民生活の安全・安心確保に努めていく。</p>
<p>(2)生活形態の多様化や価値観の変化に伴う生活環境問題への対応</p>	<p>生活公害の防止、解決施策の検討</p>	<p>新たな環境問題への適切な対応</p> <p>近隣間の生活騒音や樹木の越境等は、内容により法や都条例等での規制が難しいため、市民同士で解決できるような助言等を行っている。空き地の雑草繁茂については、市の空き地条例に基づき、持ち主へ管理指導を行っている。犬猫の糞尿問題等については、動物愛護管理法に基づき周知や最低限の指導は行うが、特に飼い主のいない猫についてはボランティア団体と協働し対応を図っている。</p>	<p>(2)良好な景観の確保</p> <p>本市のまちの魅力の一翼を担う良好な景観を確保するため、まちづくりの視点に基づいた屋外広告物のあり方の検討や、平成26年11月に公布された空家等対策の推進に関する特別措置法を踏まえ、住宅施策と連動した空き家等に対する適正管理に向けた取り組みを推進する。</p>	<p>(2)魅力ある景観の形成</p> <p>本市のまちの魅力を一層高めるため、現状を維持・保全しながら、さらに良好な景観を形成していく必要がある。そのため、屋外広告物のルールなどについても、景観ガイドラインの作成と連動し、関係部署と連携して検討する。空き地・空き家等への対応については、雑草繁茂や害虫の問題といった衛生環境上の視点に立ちながら、適正な管理等について関係部署が連携した横断的な対応の検討を進めていく。</p>
<p>また、市民が安心して生活できるように、環境美化と安全で清潔なまちの維持に引き続き取り組んでいく。</p>	<p>落書き消去と防止策の推進</p>	<p>喫煙マナーアップの強化及びまちの美化の推進</p> <p>公共物等(主に電柱、配電盤、ガードレール)への落書きは、市の職員が市内全域を日常的に巡回・監視、発生しても即時消去するなど市内の環境美化を保っている。民有地内の落書きは、原則所有者又は管理者の対応だが、広域で落書きをされ、それを地域で消去する場合は、地域の環境美化活動「落書き消しちゃん隊」として、市が消去剤の提供等を行っている。</p> <p>喫煙はマナーを守って楽しむものとの考えから罰則規定をつくるのではなく吉祥寺は平成16年4月から、三鷹駅北口、武蔵境は平成17年7月から路上禁煙地区の指定とマナーポイントを設置した。その結果、路上喫煙やポイ捨ては激減した。吉祥寺駅、武蔵境北口の再開発に伴いマナーポイントの移設先が確保できないことから、吉祥寺は吉祥寺活性化協議会で三鷹と武蔵境は「ようこそ美しいまち委員会」で協議を行い吉祥寺は平成26年2月、三鷹駅北口と武蔵境は4月よりマナーポイントを撤去した。路上禁煙地区内の巡回、啓発に今後も努めていく。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
基本施策1 地域の特性に合ったまちづくりの推進				
市域の土地利用に関する一定の規制・ルールが都市計画に定められているが、住環境の保全や地域の活性化など、地域が抱える課題等にきめ細かく対応するためには、地域の特性にあった地域ごとのまちづくりを進めていく必要がある。そのためには地域住民がまちづくりに関するビジョンを定めるとともに共有する必要がある。今日、近隣関係の希薄化等が進んでいるが、地区のまちづくりビジョンを描き、実現していく過程では、地域参加・市民参加が必須である。個人個人のまちづくりへの関心を高めながら、地域と連携することで、地区単位のまちづくりを推進していく。				住環境の保全や地域の活性化など、地域が抱える課題などにきめ細かく対応するためには、地域の特性に合った地域ごとのまちづくりを進めていく必要がある。そのため地域住民がまちづくりに関心を持ち、自ら参加し、様々な主体と連携しながらまちづくりのビジョンを定め、共有してまちづくりを進めていく。さらに、まちづくりの状況を踏まえた情報を提供し、個人個人のまちづくりへの関心を高め、景観をはじめとする緑・環境、安全・安心などに配慮した住民の発意による地域単位のまちづくりを支援していく。
り(1) 展 開 参 加 に 基 づ く 計 画 的 な ま ち づ くり	まちづくり支援制度の検討	市民の相談を受けながら、地域特性を生かしたまちづくり支援制度の検討を進めている。平成25年度からは、武蔵野市開発公社と情報交換を開始し、平成26年度からは共同で検討を進めていき、市民や事業者、行政、武蔵野市開発公社等の適切な役割分担による、効果的で効率的な支援制度を検討していく。	市域の土地利用に関する一定の規制・ルールは都市計画に定められているが、住環境の保全や地域の活性化など、地域が抱える課題等にきめ細かく対応するためには、地域の特性にあった地域ごとのまちづくりを進めていく必要がある。そのためには地域住民がまちづくりに興味を持ち、自ら参加し、様々な主体と連携しながらまちづくりのビジョンを定め、さらにビジョンを共有してまちづくりを進めていく必要がある。まちづくりの状況を踏まえた情報を提供し、個人個人のまちづくりへの関心を高め、景観をはじめとする緑・環境、安全・安心などに配慮した住民の発意による地域単位のまちづくりを支援していく。	まちづくり条例に定められた、まちづくりへの提案や意見提出など市民参加の制度の周知とともに活用を促し、地域特性に合った地域ごとのまちづくりを進める。
地区計画・地区まちづくり計画等の活用	市民ニーズやまちづくりの動向を踏まえ、市民のまちづくりの相談に対し、地区計画や地区まちづくりを含めた検討を進めている。また、新たなまちづくりの誘導策としても検討を進めている。平成24年度、平成25年度の市民からの相談事項については、引き続き検討を進める。	また、時代や環境の変化などにより的確に対応し、まちづくりに関する施策を効果的に推進していくため、運用の実績を踏まえながら、まちづくり条例の必要な見直しを行っている。		
良好なまちづくりを進める開発調整の推進	良好なまちづくりを進めるための開発調整をまちづくり条例により実施している。平成21年4月よりまちづくり条例を施行し、運用してきた中で見えてきた課題を整理し、平成24年度より条例改正の検討を進め、平成25年度末に条例を改正し良好なまちづくりを進める。また、課題を整理する中で、中長期的なスパンで検討する事項があったため、平成26年度以降は次回の条例改正を踏まえた検討を進める。	地区計画や地区まちづくり計画などを活用し、地区単位のきめ細かいまちづくりを進めていくため、市民が行うまちづくりを支援する制度を充実させるなど、市民ニーズに合った制度を検討していく必要がある。そのため、まちづくりに関する個別計画や個別事業の進捗状況に関する情報提供を行い、市民などのまちづくりに関する意識を高め、ビジョン策定に向けたまちづくり活動を支援する。まちづくりを支援する制度については、(一財)武蔵野市開発公社のまちづくり支援業務の拡充を視野に入れ、市民やまちづくりに関する団体などの意見も踏まえ、有効な具体策を検討する。		
る(2) 報 告 の ま ち づ くり 関 係	まちづくりの方向性を示す都市計画マスタープランを市全体で共有するとともに、地域のまちづくりに関して市民がビジョンを策定する過程を支援する。	都市計画マスタープランに基づき、まちづくりを進めて、用途地域の変更や景観まちづくり等を実施している。行政が市民とまちづくりを協働していくためには、まちづくりの方向性ととも、まちづくりの状況を踏まえた情報の共有を図る必要がある。また、まちづくりの状況や成果等を分かりやすくするための方法についても検討していく。		
(3) 土 地 利 用 の 計 画 的 誘 導	用途地域等の都市計画決定権限が、都から市に移管されることから、これまでも増して主体的に土地利用を誘導していく必要がある。都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用を図りながら、地域の特性にあった土地利用を誘導する。	用途地域等の見直し 平成24年度の権限移譲を受け、平成25年度に武蔵野市用途地域等に関する指針方針及び指針基準を策定した。平成26年度は、地形地物の変更による軽微な用途地域の変更を実施するとともに、都市計画マスタープランの土地利用方針や地域の実情と大きく乖離するエリアについて、用途地域変更の検討を進めていく。 高さ制限の導入検討 平成23年4月に改定した「都市計画マスタープラン」に住環境保全や景観の観点から建築物の高さの最高限度の導入を検討することについて示し、平成23年度から具体化の検討を開始し、基本方針案の公表及び意見募集を行った。平成24年度には基本方針の公表、素案の公表及び意見募集、平成25年度には原案及び都市計画案の公表・意見募集を行い、平成26年2月に都市計画変更を行った。これにより絶対高さ制限を商業地域を含む市内全域に導入した。 大規模な企業地や公共公益施設の土地利用の維持 都市計画マスタープランの中で、「特定土地利用維持ゾーン」として位置付けた学校、病院については、高さ制限と連動した特別用途地区を活用し、現状の土地利用の維持と、やむを得ず土地利用転換した場合は周辺環境へ配慮する制度を導入した。経過としては、平成25年度に原案及び都市計画案の公表・意見募集を行い、平成26年2月に都市計画変更を行った。平成26年度は、大規模企業地や他の公共公益施設の土地利用の維持について、引き続き検討を行う。	都市計画マスタープランに基づき、地域特性にあった土地利用を誘導していく必要がある。	特に、「特定土地利用維持ゾーン」について、引き続き特別用途地区の導入について検討を進める。また、公共公益施設の老朽化対策や機能更新により現状の土地利用に課題が生じる場合は、施設の必要性や周辺環境を考慮した適切な土地利用の誘導を進める。
また、土地利用の動向を定期的に把握し、その結果を適正な土地利用の基礎資料として活用する。	都市計画に関する基礎調査 都市計画法第6条に基づく土地利用等に関する基礎調査で概ね5年ごとに、東京都が実施している。東京都の調査に合わせ、独自の土地利用現況調査及び都市計画基礎調査を実施し、社会情勢等を踏まえた都市計画やまちづくりを検討する際に必要な土地利用の経年変化等の基礎データを作成した。			

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(4) 調和のとれた都市景観の形成</p> <p>すでに全域が既成市街地化されていることから新たな開発の余地は少なく、より良い住環境に向けて調和のとれた街並みの形成を進める必要がある。一方、駅周辺の商業地では、乱立した看板等がまちの景観や魅力を阻害している。そこで、良好な景観の実現に向けた景観まちづくり方針を策定するとともに、景観計画、景観ガイドラインや屋外広告物ガイドライン等による具体的な取組みを進める。</p>	<p>景観まちづくりの具体的な展開</p> <p>道路の景観整備の推進</p> <p>路上看板等の改善指導</p>	<p>良好な住環境と調和のとれた街並みの形成を進めるため、市民やまちづくり団体との連携を図りながら、景観ガイドラインの策定を進めていく。きっかけとして平成25年度にシンポジウムを開催した。今後は、平成27年度の策定に向け、市民の共有財産である大切な景観を守り、さらに魅力ある景観形成を図るために、市民への意識調査を行い、庁内関係各課やまちづくり委員会との調整を図る。</p> <p>「景観整備路線事業計画」(平成22年2月策定)に基づき、電線類地中化、舗装のカラー化、装飾街路灯など、優先的に景観整備する路線(全11路線)を位置付けた。早期事業化路線8路線中7路線が完了し、中長期事業化路線の1路線(市道第293号線)に着手するなど、着実に事業進捗が図られている。地中化率7.7%、整備延長約9.7km(H27.4未現在)⇒【目標値】地中化率9.3%、整備延長約11.7km 事業完了：市道第2号線(末広通り)、市道第12号線(御殿山通り：むらさき橋以西)、市道第151号線(七井橋通り：南区間)、市道第308号線、武鉄中付1～3号線 平成26年度実績：市道第2号線(末広通り)、市道第151号線(七井橋通り：南区間)、市道第12号線(御殿山通り：むらさき橋以西) 平成27年度完了予定：景観整備路線事業計画見直し(新規路線抽出等)、市道第293号線、※次の2路線については、都市計画マスタープラン等の個別計画で位置付け：市道第16号線、武蔵境駅北口駅前広場</p> <p>道路上の看板等を対象とする道路パトロールを継続的に実施し、不法な道路占用の改善を図る。 平成21年度に実施した実態調査に基づき平成22年度から改善指導を行い、未申請・基準外の看板等約2,850件を指導し、約400件の占用申請と約640件の改善があった。占用料については年間約850万円の増収となった。 平成27年度も、引き続き実態調査を実施した路線に、平成26年度に調査した他の路線についても併せて指導を行う予定である。</p>		<p>都市計画マスタープランで示されている景観まちづくりの方針を踏まえ、具体的に景観施策を展開していく必要がある。魅力ある景観形成を図るため、目指すべき将来像のイメージをより具体化した景観ガイドラインを周知・共有し、市民による景観まちづくりを促進する。開発事業者に対しては、まちづくり条例に基づく協議などを進め、誘導による景観まちづくりを展開していく。</p>
<p>基本施策2 都市基盤の更新</p>				<p>上下水道や道路などの都市基盤は市民生活や経済活動に欠かせない施設であり、その継続的な安定性や持続可能性が求められている。本市は、早期に市の全域が市街化されたため、高度成長期に整備された都市基盤は更新時期を迎えており、また、近年の集中豪雨による浸水被害や東日本大震災の発災などを踏まえた防災機能の重要性、老朽化した施設の安全対策の必要性などが高まっている。そのため、中長期的な財政状況や社会情勢の変化などを踏まえた計画的・効率的・効果的な更新や維持管理を実施する。</p>
<p>(1) 都市基盤の再構築と運用管理</p>	<p>橋りょう長寿命化計画の推進</p> <p>道路改修計画の策定、道路改修計画による予防保全的な道路改修の実施</p> <p>境公園都市計画の見直し</p>	<p>平成23年度に策定した「橋りょう長寿命化計画」に基づき、予防保全的な点検及び補修工事等を実施し長寿命化を進めている。 平成25年度実績：橋りょう定期点検(8橋)、橋りょう補修設計(5橋)、大橋架替予備設計。 平成26年度実績：橋りょう定期点検(8橋)、橋りょう補修工事(北裏橋・よろず橋)、大橋架替詳細設計。 平成27年度予定：橋りょう定期点検(10橋)、橋りょう補修工事(千川橋) 平成28年度予定：橋りょう定期点検(9橋)、長寿命化事業計画見直し(33橋)、大橋架替工事</p> <p>平成26年度に実施する道路ストック総点検の路面性状調査等の結果を維持管理の観点で整理し、道路付属施設等を含め総合的な道路管理計画として取りまとめ、計画的かつ効率的な道路改修を進めていく。</p> <p>平成24年度には、都市計画の見直しを実施される場合に緑のネットワークを考慮した緑地整備やまちづくりを推進するため、地区計画の策定を想定し、検討に必要な基礎的なデータを作成し、地区の現況把握及び課題整理し、地域に与える影響が大きいことが明らかになった。 平成25年度には、地区計画以外の活用できる手法のひとつである東京都の「農の風景育成地区制度」について、先進事例となる世田谷区喜多見4・5丁目地区の視察を関係課で行った。 今後は、関係課と情報交換をしつつ、都市計画の見直しに関する情勢を捉えながら、引き続き検討していく。</p>	<p>本市は、早期に市の全域が市街化されたため、高度成長期に整備された上下水道や道路などの都市基盤は更新時期を迎えている。近年の集中豪雨による浸水被害や東日本大震災の発災等を踏まえた都市基盤における防災機能の重要性、笹子トンネル天井板落下事故を契機とした老朽化した都市基盤の安全対策の必要性など、計画的かつ戦略的な整備や維持管理が求められている。 都市基盤は市民生活や経済活動に欠かせないものであり、その継続性が求められることから、今後策定される「公共施設等総合管理計画」において、中長期的な財政状況を踏まえた整備や維持管理のあり方の基本的な方向性を示す。</p>	<p>道路、上下水道や公園などの都市基盤は、施設の安全性の確保と質を維持するために、施設の長寿命化、計画的な維持管理・更新による事業費の軽減と平準化を図る。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>（2）道路等広域連携や市民との協働による</p>	<p>道路維持管理業務の効率化のための検討</p>	<p>業務の効率化を図ることを基本に、道路維持管理業務の委託方式等の検討を継続して行う。 武蔵野駅周辺地区の道路を中心に、維持管理の効率化も踏まえ、本来、東京都と本市がそれぞれ管理することが望ましい道路の付替えについて、東京都と覚書を締結し維持管理の効率化、迅速化を図った。 道路維持管理の包括委託については、他自治体（府中市等）における取組状況も踏まえ、効率化の面と質の確保のバランスを図る委託の手法について検討する。</p>	<p>また、道路などのインフラ施設における適正な水準を明確にするとともに、様々な手法の活用による計画的・効率的・効果的な整備や維持管理を実施し、更新を推進する。</p>	<p>道路については、今後策定予定の「道路総合管理計画（仮称）」において各施設の特長、路線の重要度や近隣自治体の管理状況を考慮して、今後の管理水準を明らかにするとともに、様々な手法の活用による計画的・効率的な管理を実施する。なお、施設の更新にあたっては、環境やバリアフリーなどの視点に配慮して推進する。</p>
<p>（3）建築物の適正な維持管理、安全対策の推進</p>	<p>民間関係機関との連携強化</p>	<p>確認申請に伴う事前相談において、申請者に市の要綱による事前調整を依頼し、建築計画に市のまちづくり施策等を反映してもらおうようお願いしている。また、指定確認検査機関に対し、確認申請受付時に道路・敷地に係る照会書と事前調整書の送付を依頼し、建築規制の実効性を担保する。 多摩地域の特定行政庁と地域を管轄する指定確認検査機関で協議会を組織し、1年に4回情報及び意見の交換を実施している。さらに、応急危険度判定員と協議会を開催し、被災時に向けた体制を整備している状況であり、引き続き強化を図っていく。</p>	<p>特定行政庁として定期報告制度等の積極的な活用を行うほか、警察・保健所・消防と連携し、所有者等に対し、建築物及び建築設備の適正な使用・維持管理の指導を行い、事故の未然防止、施設利用者の安全性の確保を図る。消防と連携し、既存雑居ビル等に対し、吉祥寺駅周辺合同査察を年に2回実施している。また、警察、保健所、消防と連携し、風俗営業許可及び食品衛生法の営業許可等に係る情報提供を受けて、建築基準法上の維持管理に係る不適正箇所に対して、是正指導を行っており、今後も継続する。</p>	<p>不特定多数の人が利用する施設や雑居ビルなどでの火災、エレベーター・エスカレーターなどの建築設備や外壁落下などの事故を未然に防止するために、定期報告制度など諸制度を積極的に活用するとともに、警察、保健所、消防などとの合同査察や民間関係機関との情報共有などをはじめとした関係機関との連携強化を図りながら、建築物の適正な使用、維持管理の指導を行い、安全対策の推進に向けて継続的な取り組みを行う。</p>
<p>また、巡回・情報収集等により違反建築への対策の徹底・未然防止に取り組む。</p>	<p>違反建築物等への対策の徹底</p>	<p>確認済証が交付された全建築物につき、概ね4～5回の現場調査を行っている。また、市内巡回、建設リサイクル法の届出、又は水道申請等の情報により発見した建築工事についての現場調査、近隣住民からの通報に対する現場調査についても実施している。 これらの現場調査により、違反建築物の摘発を行い、是正指導を行っており、今後も継続する。</p>	<p>また、安全で秩序あるまちづくりを進めるために、巡回・情報収集などによる違反行為の未然防止や違反建築物の是正などについて対策の徹底を図る。</p>	
<p>基本施策3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備</p>				
<p>本市は、東西に横断する鉄道と、鉄道駅から南北方向につながるバス交通が発達しており、ムーバスのネットワークも含めて、地域公共交通の利便性が高い都市である。地形が平坦であることから自転車利用も多い。自転車は環境に優しい移動手段であるが、交通ルールやマナーの啓発を行い、安全な交通環境整備を進めていく。 これまでユニバーサルデザイン等の理念を取り入れ、誰もが利用しやすい交通環境を整備してきたが、高齢社会が進展することから、安全で快適に移動できる交通環境の充実がより一層求められる。歩行者重視の視点により、だれもが安全で快適に移動できるよう、各交通機関のバランスを図りながら、交通環境の整備を推進する。</p>			<p>（1）安全で快適な交通環境の整備 本市は、東西に横断する鉄道と鉄道駅から南北方向につながるバス交通が発達しており、ムーバスのネットワークも含めて地域公共交通の利便性が高い都市である。これまでユニバーサルデザイン等の理念を取り入れ、誰もが利用しやすい交通環境を整備してきたが、高齢社会が進展することから交通環境の充実がより一層求められる。そのため、歩行者重視の視点により、だれもが安全で快適に移動できるよう交通体系全体のバランスを踏まえるとともに各主体や交通機関との連携を深め、交通環境の向上を推進していく。</p>	<p>本市は、地域公共交通機関が発達した利便性の高い都市である。高齢社会の進展に対応するため、歩行者重視の視点により、誰もが安全で快適に移動できるよう、各交通機関などとの連携を深め、さらなる交通環境の向上を推進していく。 また、平坦な地形であることから環境に優しい移動手段である自転車が多く利用されている。しかし、市内で発生した自転車が関与する交通事故の割合が都内の平均と比べて高くなっているなど、様々な課題が生じている。走行環境の整備といったハード面とともに、都や近隣自治体、警察などの様々な主体との広域的な連携を含めた交通ルールやマナーの啓発、保険加入の推奨などソフト面での取り組みも行き、より安全で快適な交通環境整備を進めていく。</p>
<p>（1）推進 バリアフリー新法に基づき高齢者、障害者等が利用する建築物や公園もバリアフリー化の対象とするとともに、重点整備地区はもとより、同地区以外の施設についてもバリアフリー化の取組みを推進することで、すべての人が、地域の中で快適な暮らしを送れるようにやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進める。</p>	<p>バリアフリー基本構想に基づく事業の推進</p>	<p>公共交通事業者、道路管理者等の施設設置管理者は本構想に即した特定事業計画を作成し、これに基づき事業推進を行っている。 市バリアフリー担当課では平成24年4月に公共サインガイドラインを策定するとともに、既存公共施設のバリアフリー化促進のため、施設管理者等と施設バリアフリー化に係る相談、費用の積算等を行った。 平成27年度は、基本構想の評価・見直しのための検討を進める。</p>	<p>（1）安全で快適な交通環境の整備 本市は、東西に横断する鉄道と鉄道駅から南北方向につながるバス交通が発達しており、ムーバスのネットワークも含めて地域公共交通の利便性が高い都市である。これまでユニバーサルデザイン等の理念を取り入れ、誰もが利用しやすい交通環境を整備してきたが、高齢社会が進展することから交通環境の充実がより一層求められる。そのため、歩行者重視の視点により、だれもが安全で快適に移動できるよう交通体系全体のバランスを踏まえるとともに各主体や交通機関との連携を深め、交通環境の向上を推進していく。</p>	<p>バリアフリー基本構想に位置付けられている特定事業計画に基づき、高齢者や障害者などに配慮した建築物や公園などのバリアフリー化を引き続き推進していく。また、これまでの実績を踏まえて同基本構想の評価を行い、見直しを検討する。なお、多くの利用がある鉄道施設へのホームドア設置など、民間事業者との協議を行い、事業推進を促していく。</p>

第五期長期計画の記載内容		実行計画事業	事業実施状況(27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
つくりの歩を進めて楽しいまち	健康増進や環境負荷の観点からも、歩いて楽しいまちづくりを推進する。また、駅周辺にはまちの魅力を発信する地域資源が多数あり、回遊することによってまちの魅力を直接感じる事が、まちの楽しさとなり、来街者の増加にもつながる。そのため、歩行者が安全に楽しく歩くことができる道路空間づくりを推進し、駅周辺の回遊性の向上を図っていく。	歩いて楽しいまちづくりの推進	道路は、最も身近な公共施設の1つであり、道路の新設・改修に当たっては、景観・環境、バリアフリー等について配慮しながら整備を行っている。電線類地中化による快適な歩行空間の確保、バリアフリー対応型のインターロックブロックの採用、セミフラット型街きよによる歩車道段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、誰もが安全に楽しく歩くことができる道路空間づくりを進めている。		市内には魅力のある地域資源が多数あり、回遊することによってまちの魅力を直接感じる事が楽しさとなり、来街者の増加にもつながる。そのため、歩行者を重視した安全で楽しい歩行空間づくりを推進し、回遊性の向上を図っていく。
(3) 移動手段の分散化と交通環境の整備	各移動手段がスムーズに連携する交通環境の整備や機能分担等の検討を推進する。	市民交通計画の推進及び定期的な見直し	平成22年度の第3次市民交通計画は、市民や交通事業者との協働の観点などから、市民、公共交通事業者、関係機関、学識経験者等で構成されている武蔵野市地域公共交通活性化協議会に商業者、鉄道事業者を加えた市民交通計画等分科会で検討し策定した。「市民の視点に立った、高齢者や障害者をはじめ市民誰もが利用しやすい交通体系の実現」に向けて、多種多様な市民ニーズに対応した計画とするため、5年毎(平成27年度予定)に改訂を行う交通安全計画に併せて見直しを行っていく。		移動には、徒歩、自転車、自動車、バス・タクシーなどの公共交通機関など様々な手段がある。さらに本市ではバス交通を補完するムーバスのネットワークも構築されており、交通不便地域の解消が図られている。引き続き公共交通機関の利用を促進するとともに、各移動手段がスムーズに連携する交通環境の整備を、市民交通計画に基づき推進する。
		駐車場整備計画の検討	吉祥寺駅周辺地域には、大型店舗の駐車場やコインパーキング等が整備されており、休日等の一定時間を除くと、駐車場整備地区に該当するような駐車場問題は生じていない。現在は、駐車場の場所並びに満空状況を携帯電話やパソコン等にリアルタイムで配信するシステムの推進や駐車場ガイドマップの配布といったソフト施策により交通渋滞の緩和に努めている。将来的には、少子高齢化等の社会環境の変化を踏まえ、増加傾向にある自動二輪車の駐車場問題やパーク・アンド・バスライド(ムーバーク)のあり方を含め、総合的に駐車場整備計画を研究する必要がある。		
		違法駐車防止対策の推進	吉祥寺駅周辺の違法駐車による交通渋滞の抑制など交通環境の改善を目的として、吉祥寺駅周辺交通問題協議会が駐車場満空情報のリアルタイム配信、パーキングマップ吉祥寺の作成に関する業務を行っていたが、観光振興との連携を図るため、平成25年8月に武蔵野市観光機構へ移管した。市はその業務に対する支援を行っている。平成11年より公共交通機関への乗換え促進、吉祥寺中心部の渋滞緩和、違法駐車等の抑制等を目的としたムーバークを整備した(吉祥寺北町、平成24年7月開場)。平成24年10月より地元商店会等で構成された「吉祥寺ムーバスアンドパーキング事業運営協議会」を事業主体とする新ムーバーク(御殿山)を開設した。本市はその事業に対する支援を行っている。吉祥寺駅周辺の違法駐車台数調査では、違法駐車は減少傾向にある。自家用車はドライバーが乗車しハザードランプを点滅している等、極めて短時間の停車であることが多い。		
		高齢社会の進展による交通(移動)手段のあり方の検討	市民の移動手段は、徒歩、自転車、自動二輪車、自家用車、福祉交通、タクシー、ムーバス、路線バス、鉄道等である。今後の高齢社会の進展と武蔵野市の地勢的条件を念頭に、各移動手段の適正なバランスの検討を行い、あるべき姿を確立し、その実現に向けた施策を展開していく必要がある。バス交通の利用に不便を感じるが、「レモンキャブ」や「つながり」の登録対象とならない高齢者等を対象として、タクシーによる気軽に利用できるデマンド交通サービスを検討する。		
		交通安全施設の整備	各地域の実情に即した交通安全対策については今後も継続する。警察署や学校、公共施設管理者、商店会、保護者などと協議する場を設けて、関係者と一定の合意形成を図りながら進める整備手法を検討する。		
		交差点の改良及びバスベ이의設置	交通渋滞の多くは交差点で発生していることを重視し、平成27年3月に策定した「第3次交差点すいすいプラン」で選定された76事業箇所の整備を進めている。市内では、「関前三丁目」、「武蔵野中央」、「吉祥寺北町」、「四軒寺」交差点付近の事業が進められている。都市計画道路等の整備とは異なり、交差点すいすいプランは、用地確保面積が少ないことから低い事業費で整備できること、事業区間が短いことから短期間で整備できること等、整備効果が表れやすい施策なので、計画期間中に事業完了をするよう、東京都に引き続き整備推進の要請を続けていく。		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(4) 公共交通機関の利用促進</p>	<p>パークアンドバスライドの推進</p>	<p>個別輸送機関から公共交通機関への乗り換え促進を図るため、駅周辺への車の乗入れを抑制し、駐車場(ムーバークや民間駐車場等)からバス(ムーバス)で駅周辺に移動してもらうパークアンドバスライドの利用拡大を図っている。 平成24年7月31日に旧ムーバーク(吉祥寺北町)を閉場したが、同年10月1日より新ムーバーク(御殿山)を開設し、事業の継続を図った。 また、平成25年3月25日から、ムーバークにおいて交通ICカードでムーバスを利用した場合の交通ICカード連携割引を開始した。</p>		
	<p>バスの運行定時性の確保</p>	<p>交通管理者・道路管理者・交通事業者・地元商店会等との連携をさらに強化し、官民一体となって地域で発生している交通対策に取り組むとともに、地域公共交通への乗り換えを促進し、バス運行の定時性確保を図る。 「武蔵野市地域公共交通活性化協議会」と協働して、警察署や東京都並びにバス事業者、吉祥寺商店街、タクシー特定地域協議会等の関係機関との協議・調整を進め、路線バスの定時性確保に向けた施策を推進する。 また、運行定時性の確保のほか、武蔵野市バリアフリー基本構想(公共交通特定事業)、地域公共交通総合連携計画に基づき、バスロケーションシステムの導入を促進するなど、利用者の利便性向上に向けた施策の検討を行っている。なお、ムーバスにおいては平成26年3月に二次元バーコードシールを停留所へ貼付し、携帯電話等でバスナビへのアクセスを容易にし、バスの運行状況がリアルタイムで確認できるよう利便性の向上を図った。</p>		
<p>(5) 自転車利用環境の整備と交通ルール・マナーの啓発</p>	<p>自転車の安全な走行環境の整備</p>	<p>「自転車等総合計画」に基づき、「自転車走行空間ネットワーク計画」を策定する。(平成27～28年度) 東京都は東京オリンピックを契機に、自転車レーンの整備を積極的に進めている。その動向を注視するとともに、北多摩南部建設事務所を事務局とする沿線7市で構成する「自転車走行空間に関する協議会」を活用し、「自転車ナビマーク」などの法定外表示の活用等も検討する。 武蔵野警察署と連携を図りながら、法定外表示など本市の実情に即した走行空間の創出を進める。また、利用者に対する表示の説明等もあわせて検討する。</p>	<p>(2)自転車利用環境の整備と交通ルール・マナーの啓発 自転車は環境に優しい移動手段であるが、一方で交通事故の約半数は自転車に関与した事故であるなど様々な課題が生じている。走行環境の整備といったハード面とともに、都や近隣自治体などの様々な主体との広域的な連携を含めた交通ルールやマナーの啓発などのソフト面での取り組みも行い、より安全で快適な交通環境整備を進めていく。</p>	<p>歩行者・自転車・自動車が共存できるよう、本市の実情に即した自転車走行空間の整備を進めるための「自転車走行空間ネットワーク計画」を策定する。</p>
	<p>駐輪場の整備と既存駐輪場の有効活用の推進</p>	<p>■駐輪場の整備 <<平成27年7月時点>> 吉祥寺駅周辺 目標台数14,100台、収容台数12,743台(整備率90.4%) 三鷹駅北口周辺 目標台数7,300台、収容台数7,298台(整備率99.9%) 武蔵境駅周辺 目標台数10,400台、収容台数9,225台(整備率88.7%) <<参考>>駐輪場再整備実績 平成24年度 末広通り第4、吉祥寺駅北、吉祥寺駅東暫定一時利用自転車駐車場 中町第1、中町第2、中町バイク、中央大通り自転車駐車場 武蔵境駅北口第3、武蔵境駅東自転車駐車場 (計9か所) 平成25年度 武蔵境駅西高架下、武蔵境駅中央高架下、武蔵境駅みずき通り、武蔵境駅南第2自転車駐車場 (計4か所) 平成26年度 武蔵境駅東高架下自転車駐車場(自転車710台、原付24台) 武蔵境駅五宿東自転車駐車場(自転車487台) 平成27年度 武蔵境駅北口第二自転車駐車場(自転車1,604台)553台増 【課題】 ・吉祥寺駅周辺では、まとまった駐輪場用地の確保が困難である。 ・三鷹駅・武蔵境駅周辺では、借地による大規模な駐輪場を抱えており、安定的な駐輪場の運営が困難である。 ■駐輪場の有効活用 ①「フリーゾーン」、「短時間無料制度」の導入 ・吉祥寺パーキングプラザ、末広第4駐輪場にて「フリーゾーン」導入 休日等、定期利用エリアの空きスペースを、一時利用のエリアとして活用。 ・入庫から2時間無料とする「短時間無料制度」導入 平成27年7月現在16箇所(市内3駅合計)導入済 (参考)吉祥寺駅周辺利用率:約200～300% ②「満空表示盤」の導入 ・吉祥寺駅周辺(東部)、三鷹駅北口周辺及び武蔵境駅北口周辺において、駐輪場間の満空車情報を提供する「総合満空表示盤」導入 ③さらなる駐輪場の有効活用を検討する。</p>		<p>自転車駐車場については、整備が進み一定程度充足してきているが、今後も不足するエリアを中心に引き続き整備を進める。また、短時間無料制度、フリーゾーン、総合満空表示盤の導入などにより、既存自転車駐車場の有効活用を促進する。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>あわせて、交通事故の半数が自転車に関連する事故でもあることから、自転車の安全な利用のために交通ルールやマナーの啓発を引き続き推進する。</p>	<p>自転車安全利用講習会等による運転マナーの向上と正しい交通ルールの周知</p>	<p>平成20年10月から武蔵野警察署と共同で開催している「自転車安全利用講習会」を充実させ、自転車利用者へ改めてルールを周知し、事故を起こした場合の賠償責任等についても周知していく。認定者には認定証を交付し、特典として駐輪場の契約時に優先扱いとなったり、TSマーク付保険(自転車保険)の助成券を配布する。 市内小学校において実技型の自転車安全教室、主に市内中学校においてスタントマンによる事故再現型の安全教室を引き続き行い、ルールを守る大人を育てていく。 武蔵野警察署や交通安全協会などの関係機関と連携し、文化会館通り等で自転車マナーアップキャンペーンを行う。 《参考》 自転車安全利用講習会実績 平成25年度 35回2,786人 平成20年度～平成25年度合計188回16,855人 市内交通事故に占める自転車関与件数の推移 平成25年度 交通事故全件数 406件 自転車関与件数 194件 平成19年度比 ▲141 (▲42.1%) 自転車関与率 47.8%</p>		<p>交通ルールやマナーを守らない自転車の危険運転や重大事故が社会問題となる中、平成27年に自転車運転者への罰則強化を盛り込んだ改正道路交通法が施行された。学校や警察との連携により、市域を越えた取り組みや事故再現型の講習会などを実施するとともに、効果的な新しい取り組みを検討しながら、今後も継続して交通ルールの周知徹底やマナーの向上を図る。</p>
<p>基本施策4 道路ネットワークの整備</p>				
<p>本市の幹線道路は、はしご型に配置されており、その整備率は約57%と区部並みの高い整備率になっているが、休日等には駅周辺を中心に交通渋滞が発生している。道路はネットワークを形成することにより機能を発揮するものである。防災の観点からも道路ネットワークの重要性は再認識されており、さらに整備を推進していく。 整備の推進にあたっては、歩行者空間の充実や、景観への配慮、スムーズな交通網の確立による騒音・大気汚染の抑制、防災性の向上、沿道市街地の住環境に配慮した道路づくりを進める。</p>				<p>本市の都市計画道路の整備率は約61%にとどまっており、休日などには吉祥寺をはじめとした駅周辺において交通渋滞が発生し、それに伴い周辺の生活道路に渋滞を回避するための通過交通が流入している。また、東西方向の幹線道路の大部分は歩道幅員が十分に確保されておらず、歩行者や自転車が安全で快適に通行するための環境整備が図られていない。今後の社会情勢や交通需要などを考慮するとともに道路ネットワークとしての必要性や優先度を踏まえて、さらに整備を推進していく。 整備を推進するにあたっては、歩行者、自転車及び自動車の共存の観点から踏まえつつ、歩行者空間の充実、景観への配慮、スムーズな交通網の確立による騒音・大気汚染の抑制、防災性の向上、沿道市街地の住環境などに配慮した道路づくりを進める。</p>
<p>(1) 生活道路の整備</p> <p>住宅地内の身近な生活道路は、身近な公共空間であり、住宅から幹線道路までの移動経路でもあることから、歩行者の安全性、快適性や楽しさを重視した整備を進めていく。</p>	<p>居住者・歩行者の安全性・快適性を考慮した歩車共存の道路整備の推進</p> <p>区画道路の整備の推進</p> <p>狭あい道路整備の推進</p>	<p>住宅地帯などの歩車共存の生活道路については、歩行者の安全性に十分配慮しながら、自転車も自動車も快適かつ安全に移動できる環境整備を進めている。歩行者用路側帯・自転車通行帯等の路面表示、並びに交通事故防止・安全運転意識の普及啓発を喚起する標識や看板等の整備について、交通管理者や地域の方々との連携を図りながら、各地域の実情に即した実効性のある交通安全施設を工夫して整備している。 ひとにやさしいみちづくり事業として整備した路線について、経年劣化した路側線、交差点表示線、点滅板等の交通安全施設を更新整備していく。</p> <p>街区内の主要な生活道路で道路ネットワークを補完する区画道路については、沿道の建替え等にあわせ拡幅整備を進めている。 事業着手済12路線(市道第16・79・89・104・107・129・151・190・293・295・298・299号線) 今後も継続的に用地交渉を進めていく。 【主な実績等】 平成24年度：用地買収に伴う仮整備(市16・79・129号外) 平成25年度：市道第89号線(JR中央線高架下付近) 平成26年度：市道第151号線(南区間約80m)、市道第298・299号線(本町コメン付近外) 平成27年度：市道第16号線(三鷹駅側約50m)、市道第293号線(三鷹補助幹線)</p> <p>幅員4mに満たない狭あい道路は、防災や防犯面から拡幅等が必要なため、建替え等にあわせた整備を、平成8年度の建築確認事務の移管に伴い、狭あい道路拡幅整備要綱を定め開始している。平成26年度末での整備率は27.4%である。今後も建築確認申請と事業PRを行うことにより拡幅整備の推進を図っていく。 【実績等】 平成24年度：整備延長約2.4km(協議件数：219件) 平成25年度：整備延長約2.3km(協議件数：243件) 平成26年度：整備延長約2.2km(協議件数：234件)</p>	<p>本市の都市計画道路の整備率は約61%にとどまっており、休日等には駅周辺を中心に交通渋滞が発生し、それに伴い周辺の生活道路に渋滞を回避するための通過交通が流入している。また、東西方向の幹線道路の大部分は歩道幅員が十分に確保されておらず、歩行者や自転車が安全で快適に通行するための環境整備が図られていない。 道路には交通処理や防災空間などの様々な機能があり、それらの機能はネットワークを形成することによって発揮されるものである。 今後の社会情勢や交通需要などを考慮するとともに道路ネットワークとしての必要性や優先度を踏まえ、さらに道路整備を進めていく。 整備を推進するにあたっては、歩行者、自転車、自動車の共存の観点を踏まえつつ、歩行者空間の充実、景観や環境への配慮、スムーズな交通網の確立による騒音・大気汚染の抑制、防災性の向上、沿道市街地の住環境に配慮した道路づくりを進める。</p>	<p>身近な公共空間である住宅地内の生活道路については、歩行者重視の視点により、安全性や快適性を重視した整備を進めていく。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
また、生活道路内に安全な歩行者空間を確保するため、関係機関や市民との連携や協力のもと、交通規制・交通ルール及びマナー向上などの取組みを推進することで、歩行環境の整備を図っていく。				また、警察などの関係機関との連携や市民の協力のもと、交通規制、交通ルール及びマナー向上などの取り組みを推進し、歩行環境の整備を図っていく。
(2) 都市計画道路ネットワーク整備の推進	市内の都市計画道路網の整備率は、市施行分は74%の進捗であるが、都施行分は約46%と低い状況である。特に、五日市街道、井ノ頭通り、女子大通り等は地域間を結ぶ幹線道路であることから、これらの事業化について都へ要請を行っている。	3・4・10号線(五日市街道)、3・4・3号線(井ノ頭通り)、3・4・11号線(女子大通り)の事業化の要請	市内の都市計画道路網の整備率は、市施行分は78%の進捗率であるが、都施行分は50%と低い状況である。また、南北方向に比べ、東西方向の都市計画道路の整備率が低いという状況にある。左記の道路は、東西方向の都施工の幹線道路であり、東京都や周辺市区と調整を行い、今後、策定が予定されている東京都「東京における都市計画道路の整備方針(仮称)」(第四次事業化計画)に反映されるよう要望していく。	市内の都市計画道路網は、市施行分に対して都施行分の整備率が低く、南北方向に比べて東西方向の整備が進んでおらず、計画決定から未だに事業化に至らない未着手路線が多く残されている。特に、五日市街道、井ノ頭通り、女子大通りなどは地域間を結ぶ東西方向の幹線道路であることから、これらの事業化について都へ要請を行っている。道路ネットワークとしての必要性や優先度を踏まえ、都市計画道路の整備方針において、優先整備路線に位置付けられた幹線道路については、都と協力して事業を推進していく。また、未着手路線を対象に必要な性の検証などを継続的に挙る。
		都市計画道路の検証	都市計画道路の事業進捗状況(整備率:61%)を踏まえ、周辺市区へのヒアリングなどを行った上で、本市の都市計画道路の考え方を整理した。今後は、策定が予定されている東京都「東京における都市計画道路の整備方針(仮称)」(第四次事業化計画)に反映されるよう要望していく。また、整備方針策定後も引き続き未着手路線を対象に必要な性の検証及び事業化の検証を継続的に挙る。	
	また、武蔵境駅周辺等のまちづくりに連動する都市計画道路の整備を進めながら道路ネットワークの完成を目指していく。	7・6・1号線の整備推進	昭和37年7月に都市計画決定がなされ(幅員10m、延長397m)、平成15年1月に事業認可を取得した。事業認可期間は平成30年度まで。用地買収率:97.4%。平成26年度は、未買収地と玉川上水側遊歩道(幅員1.5~2.5m)を残し北側歩道の整備を行った。平成27年度は、車道舗装(前年度繰越分)及び玉川上水側(南側歩道)の整備を行う。事業の早期完成を目指し、用地交渉を引き続き挙る。【実績等】平成25年度:電線共同溝設置平成26年度:連系引込管設置、道路整備(北側歩道)平成27年度:道路整備(車道、玉川上水側)	
	3・4・27号線の整備推進	平成6年5月に都市計画決定がなされ(幅員16m、延長150m)、平成12年2月に事業認可を取得した。事業認可期間は平成29年度まで。平成25年度に高架下部を暫定整備(ポラード設置は26年度)した。用地買収率は69.9%である。平成25~26年度に墓地用地測量等を実施した。今後は寺院側と調整し関係権利者等と用地交渉を進めていく。【実績】平成25年度:JR中央線及び西武多摩川線高架下区間暫定整備		
(3) 外環への対応	地下方式に変更された都市高速道路外郭環状線については国等の動向を注視し、引き続き市民の抱く不安や懸念を払拭するため、大気質や地下水等の環境への影響や安全性などについて慎重に検討することや、事業の各段階に応じて、必要な情報提供を国に求めていく。			市内が大深度区間となっている都市高速道路外郭環状線については、生活道路への交通の影響、大気質や地下水などの環境への影響など、市民の抱く不安や懸念を払拭するため、今後検討していく課題とその解決のための「対応の方針」の確実な履行と適時適切な情報提供を国に要請していく。
	また、外郭環状線の2については地域の安全性の確保、交通環境の改善等とともに、地域分断や住環境の悪化など市民の抱く懸念や不安を十分に踏まえた総合的な検討が必要となる。今後は市民は地域住民の意見を十分に尊重するとともに、データを踏まえた都市機能の向上や沿線地域との連携等について適切な対応を検討し、国や都にその対応を求めていく。	外環の2にかかる検討	平成20年に都から外環の地上部街路(外環の2)についての検討の進め方が示され、平成21年から東京都主催による「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会」が21回開催されている。今後は「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会」の経過を踏まえ、適切な対応を検討し、国や都への対応を求めていく。	

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>基本施策5 下水道の再整備</p> <p>下水道は、昭和62年には普及率100%を達成したが、初期に布設したものは既に更新時期を迎えており、今後は多くの管きよが一齐に更新時期を迎える。また、下水道の9割以上が合流式であり、汚水と雨水の排除が同時であることから、雨天時には大量の雨水が流れ込み、未処理の下水がそのまま善福寺川や神田川等へ放流されてしまう問題がある。市内に終末処理施設を持たないことから、下流域への配慮を欠かしてはならない。そのために、都や関係区市等との連携により、広域的な視点で施設全体の整備を推進するとともに、応分の費用負担を行う責務がある。下流域への配慮に加え、地下水涵養による良好な水環境の創出のため、雨水浸透ます等の雨水貯留浸透施設の設置を行政、市民の役割分担で進めていく。</p>				<p>下水道施設の老朽化による機能低下、大規模地震による下水道の機能不全や都市型浸水は、市民生活や都市機能に重大な影響を及ぼす。また、下水道の終末処理場を持たない本市は、今後様々な施設の整備に関わる多額の負担金が発生することになる。これらの課題に対応していくために、下水道事業の健全かつ計画的な運営が求められており、これまでも、一般会計からの繰り出し基準の厳格化、下水道総合計画の改定や下水道整備基金の設置などを行ってきた。今後も、官公庁会計から公営企業会計への移行など持続可能な下水道経営に向けた取り組みを推進するとともに、様々な施策・事業を組み合わせ、市民、事業者と連携しながら水循環都市の構築を目指す。</p>
<p>(1) 下水道経営の健全化</p> <p>早い時期に管網の整備を終えたことから、起債償還費のピークは過ぎており、本市の下水道特別会計は単年度収支は黒字であり、使用料単価も全国平均や周辺市よりも低くなっている。しかし、今後は管きよの更新や浸水対策、都の水再生センターの増築等に伴う負担金の発生などにより、歳入不足となることが懸念されるため、状況を市民に説明しながら下水道使用料の見直しも検討し、下水道経営の健全化を進める。</p>	<p>下水道事業の公営企業法適用及び企業会計の導入</p> <p>受益負担の適正化に向けた検討</p>	<p>下水道事業に公営企業法を適用することにより、複式簿記化し会計情報が明確化され、多様な財務分析、経営分析が可能となり、自らの事業経営の診断ができるようになる。また、原価償却費を含めたトータルコストが算出されるため、これに相対する適正な使用料水準が算定される。総務省より平成26年度内に、これまで法非適用の扱いとなっていた下水道事業についても企業会計化が義務付けられる方針が示される予定であるため、その内容を踏まえ、具体的な検討に入る。</p> <p>下水道事業の管理運営にかかる経費の内、雨水にかかる経費は公費、汚水にかかる経費は私費が基本である。一般会計からの繰出金については、総務省が定める繰出基準をもとに、一般会計自らが行う事業等に支障が生じることが無いよう適正な使用料水準を設定し、下水道経営の健全化を図る必要がある。平成26年度には下水道使用料等検討委員会を設置し、使用料区分や支出額に応じた適正な使用料単価への定期的な見直しを行う。</p>	<p>(2)持続的な下水道経営</p> <p>本市は、下水道施設の老朽化対策や浸水対策、地震対策にかかる費用だけでなく、市域外にある終末処理施設の維持・改修にかかる費用にも負担義務を負う。これらの費用は今後20年間で約280億円が必要と試算している。</p> <p>一方、節水機器の普及等により、有収水量は減少傾向にあり、使用料収入は減少していく見込みである。今後も安定した下水道サービスを提供していくため、予防保全型維持管理による施設整備コストの低減、中長期下水道財政計画と使用料の定期的な見直し、基金を活用した市債抑制等を行い、下水道事業の健全な経営を目指す。また、企業会計の導入に向け具体的に検討を行う。</p>	<p>施設の更新等で将来的に事業費の増加が見込まれる中、節水機器の普及等により有収水量は減少傾向にあり下水道の使用料収入の維持が難しい状況にあるなど、財源の確保が課題となる。今後も安定した下水道サービスを提供していくため、施設整備コストの縮減や基金を活用した市債の抑制を行い、中長期的な財政計画と使用料について定期的な見直しを行う。</p>
<p>(2) 下水道総合計画の推進</p> <p>継続的に良好なサービスを提供するとともに、限られた財源の中で、下水道施設の老朽化対策、都市型浸水や地震への対応、地下水の涵養等の多様な課題に着実に対応していくため、下水道総合計画に従い重点的かつ計画的に事業を推進していく。</p>	<p>石神井川排水区雨水幹線の整備</p> <p>下水道二次計画の推進</p> <p>下水道管きよの再構築</p> <p>流域下水道建設負担金の支出</p>	<p>現在石神井川排水区の雨水排水は3本の在来管を利用し暫定的に石神井川へ放流処理しているが、この在来管は既に整備してから70年以上が経過しており、老朽化が激しい状態であるため、武蔵野市の下水道計画として既設在来管を整理し、新たに雨水排水幹線管きよを設置することにより、流下機能の確保及び耐震性の向上を図る。平成23年度に基本設計、平成24年度に実施設計、平成25年度には、一部民有地の地下を通過するため区分地上権の設定を行った。本体整備は平成26年度から平成28年度の3か年で実施する。</p> <p>善福寺川排水区、神田川排水区の下水道を、一時間当り40mm対応から50mmの降雨強度に対応できるよう整備するため、雨水の放流先である善福寺川、神田川の河川改修を促進すべく東京都に働きかけを行っている。</p> <p>耐用年数を超える下水道施設を劣化状況等により、総合的に優先順位を策定し、計画的な改築更新を進めていく。下水道長寿命化計画において、短期計画に位置付けられている女子大幹線の更生工事を平成25年度から平成29年度までの5か年で実施する。</p> <p>本市では、下水道処理施設を所有していないため、東京都の水再生センターにて汚水処理を依頼している。そのため、水再生センターの増築・改築等の改修に伴う負担金の支払いが必要となる。東日本大震災の教訓を踏まえ、耐震基準の強化及び追加対策の実施により、財政負担の増加が想定される。</p>	<p>(1)下水道施設機能の維持・向上</p> <p>下水道施設の老朽化による機能低下、大規模地震による下水道の機能不全や都市型浸水は、市民生活や都市機能に重大な影響が及ぶため、下水道総合計画に基づく管きよの再構築や重要な幹線管きよ等の耐震化などに取り組み、下水道施設の機能の維持・向上を図る。</p>	<p>下水道総合計画に基づき、管きよの再構築や重要な幹線管きよ等の耐震化などに取り組み、下水道施設の機能の維持・向上を図るとともに、対処療法的な維持管理から予防保全型へ転換していくなど、今後実施すべき事業を着実に実現していく。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>進 (3) 下水道 臭気 対策 の 推</p>	<p>吉祥寺駅周辺の下水 臭気対策支援の推進</p>	<p>臭気の原因となっているビルビットの改善の為、修繕等に要する経費の一部を助成することにより、当該ビルビット等からの悪臭の発生を防止し、生活環境の保全を図る。平成21年度より事業を開始し、現在までに9件助成した。今後も事業のPR等を実施していく。</p>		<p>吉祥寺駅周辺地区での臭気問題は、まちのイメージにも関わる課題であり、ビル所有者等とも連携しながら対応を進めていく。</p>
<p>(4) 新た な 水 循 環 シ ス テ ム 確 立 と 水 害 対 策 の 推 進</p>	<p>合流式下水道改善事 業</p>	<p>平成16年4月の下水道法施行令改正により、原則10年の猶予期間内に合流式下水道改善が義務づけられたため、河川への吐口からの越流水である未処理放流回数半減を目途に、善福寺川流域、神田川流域において貯留施設を整備する。 善福寺川排水区には2基、容量合計9,700㎡、神田川排水区には容量1,000㎡の貯留施設を設置した。</p>		<p>都市化の進展により雨水は地下に浸透せず、その多くが下水道に流入し、処理されている。このことが一因で、集中豪雨等による都市型浸水に対するリスクが増大している。またその他にも、本市が水道事業の水源として地下水を汲み上げ消費していることや井の頭恩賜公園等の湧水量が減少していることなどを水の循環という仕組みとともに、市民にわかりやすく説明しながら、下水道総合計画に掲げた水循環都市の構築を全市民的課題として推進していく。</p>
	<p>吉祥寺北町地区水害 対策の推進</p>	<p>吉祥寺北町地区の浸水被害を軽減させるため、北町保育園の園庭地下に雨水貯留槽(4,500㎡)を設置する工事を平成25年度に着手し、平成26年度末までに園庭整備も含め完了する。</p>		
<p>また突発的な集中豪雨等による浸水被害を低減するため、雨水貯留浸透施設の整備や住宅への雨水浸透施設設置の促進等を行い、神田川・善福寺川流域等の環境向上を進めるとともに、新たな水循環システムの確立を目指す。</p>	<p>雨水貯留浸透施設の 設置の推進</p>	<p>突発的な集中豪雨等による浸水被害を低減させるため、市立小中学校の校庭に大型の雨水貯留浸透施設を設置する。武蔵野第一処理区においては、平成25年度までに全12校に設置が完了し、平成27年度より武蔵野第二処理区の全5校について随時設置していく。</p>		
	<p>雨水流出抑制対策の 推進</p>	<p>総合的な治水対策の一環として、雨水浸透施設を住宅等に設置していく。そのため、既存住宅等へ雨水浸透施設の設置に対し、当該施設の設置に要する経費の一部を助成することにより、都市型水害の軽減並びに地下水、その他自然環境の保全および回復を図る。</p>	<p>4緑・環境 基本施策1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援 (2)良好な水環境の整備に向けた市民活動との連携 特に「水」については、従来の都市インフラの視点に加え、「雨水利活用条例」に基づき水循環の視点から潤いのある都市環境を実現するための施策・事業に取り組んでいく。</p>	

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>基本施策6 住宅施策の総合的な取り組み</p> <p>住まいは、市民一人ひとりにとって生活の原点であるとともに、社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点でもある。また、都市や景観を構成する重要な要素でもあり、緑豊かで良好な住環境は市民共有の財産である。</p> <p>本市では、まちづくりや福祉的な視点を含めて住宅施策を総合的に推進してきており、高齢化社会の進展に備えて、福祉分野等との連携を強化していく。その際、民間の住宅供給者等との協力関係は必要不可欠であり、公的住宅供給者や民間賃貸住宅供給事業者等との連携を継続していく。また、市営住宅、福祉型住宅については、その維持管理コストの縮減や公平性などの観点も勘案しながら管理運営を行っていく。</p>			<p>(1)多様な世代・世帯に適應する住環境づくり</p> <p>本市では、まちづくりや福祉的な視点を踏まえて住宅施策を総合的に推進しているが、少子高齢化社会の進展に備えて、子育て・福祉分野等との連携を強化していく。その際には、公的賃貸住宅供給事業者や民間賃貸住宅供給事業者等との連携をより強化し、既存の住宅ストック等の利活用を進めるとともに、空き家対策の検討を行い、多様な世代や世帯のライフスタイル等に適應する住宅供給に向けて各種事業に取り組んでいく。</p>	<p>本市では、まちづくりや福祉的な視点を踏まえて住宅施策を総合的に推進しているが、少子高齢化社会の進展に備え、子育て・福祉分野などとの連携の強化を図り、住宅施策を総合的かつ体系的に推進していく。公的・民間住宅供給事業者などと連携し、既存の住宅ストックなどの利活用を進めるとともに、多様な世代や世帯に適應する住まいづくりを推進する。なお、空き家については現状を把握し、総合的な取り組みの必要性を検討する。また、良好な住環境の確保に向け、分譲マンションの円滑な建替え・改修の促進や適切な維持管理に関する支援を進めていく。</p>
<p>(1) 計画的な住宅施策の推進</p>	<p>住宅マスタープランの推進</p> <p>住宅情報の一元管理と情報提供体制の充実</p> <p>市営住宅・福祉型住宅の適切な管理とあり方の検討</p>	<p>まちづくりや福祉的な視点を含めた住宅施策を総合的に進めるための基本計画として「第三次武蔵野市住宅マスタープラン」を策定しており、平成23年から平成32年を計画期間としている。</p> <p>国・都・関連各課及び関連機関と連携を図りつつ計画の実現に努めており、一定期間経過後に検証・結果公表を行う予定である。</p> <p>市民が、それぞれのニーズに合わせた適切な住宅情報の提供を受けることができるようにするため、情報提供体制の充実を図る必要がある。</p> <p>住宅に関する補助制度や相談会の情報等を一元的に提供する窓口について検討していくとともに、住まいに関する専門家や関連機関等との連携を図り、情報提供や相談会等を実施していく。</p> <p>市営住宅・福祉型住宅のあり方については、公営住宅という限られたストックの適切な使用及び管理の観点から検討を行い、使用承継基準の変更等、条例改正等を実施した。また、公営住宅のみで住宅確保に配慮を要する世帯に対応することは困難であることから、民間賃貸住宅への入居を円滑に進めるため、不動産事業者等と連携するとともに協力関係を構築し、入居を支援していく。</p>		<p>(1)多様な世代・世帯に適應する住環境づくり</p> <p>本市では、まちづくりや福祉的な視点を踏まえて住宅施策を総合的に推進しているが、少子高齢化社会の進展に備えて、子育て・福祉分野等との連携を強化していく。その際には、公的賃貸住宅供給事業者や民間賃貸住宅供給事業者等との連携をより強化し、既存の住宅ストック等の利活用を進めるとともに、空き家対策の検討を行い、多様な世代や世帯のライフスタイル等に適應する住宅供給に向けて各種事業に取り組んでいく。</p>
<p>に(2) 対応する様々な世代・世帯</p>	<p>住み替え支援制度の利用促進</p>	<p>高齢者等の持ち家の有効活用及び空き家の予防、ファミリー世帯等への居住支援を図ることのできる住み替え支援制度の利用を推進していく。</p> <p>一般社団法人移住・住みかえ支援機構が運用しているマイホーム借り上げ制度を活用し、武蔵野市開発公社に総合的な相談窓口を設置し運用しているが、平成23年10月の制度開始以降、貸し出しまでに至った件数は限定的であるため、広報など、制度の周知方法を工夫し、制度の利用者増につなげる。</p>	<p>(2)安全・安心な住まいづくりへの支援</p> <p>本市では昭和57年をピークに多くのマンションが建設されたが、築後30年以上が経過しており、大規模修繕や建替えの検討が必要となるものが増加している。高経年の分譲マンション等に対し、区分所有者間の合意形成の困難さなど特有の課題を踏まえ、円滑な建替え・改修の促進や適切な維持管理に関する支援を行っていく。</p>	<p>市民の誰もがライフステージやライフスタイル、世帯構成に応じた住まいの選択ができるように、(一財)武蔵野市開発公社と連携し、住み替えを支援する制度の利用促進を図っていく。また国や都が行う多様な住宅の供給に関する制度について、関係機関と連携を図り、市民や事業者等への情報提供を行っていく。</p>
<p>(3) 良質な住まいづくりへの支援</p>	<p>集合住宅の適切な維持管理等への支援</p>	<p>住まいの質を高めるため、専門家や住宅に関連する団体との連携を推進するとともに、良好な住環境が形成されるよう、まちづくり関連部署と連携し、開発業者に対する指導を継続していく。</p> <p>市民の世帯の7割がマンション等の集合住宅に居住しているため、定期的な管理等に関する実態把握を行うとともに、建替え・改修や適切な維持管理に関する支援を行う。</p> <p>また、マンション等の集合住宅と周辺地域とのコミュニティ形成や連携・協力関係の構築を支援していく。</p>	<p>(2)安全・安心な住まいづくりへの支援</p> <p>本市では昭和57年をピークに多くのマンションが建設されたが、築後30年以上が経過しており、大規模修繕や建替えの検討が必要となるものが増加している。高経年の分譲マンション等に対し、区分所有者間の合意形成の困難さなど特有の課題を踏まえ、円滑な建替え・改修の促進や適切な維持管理に関する支援を行っていく。</p>	<p>良好な住環境を維持・創出していくためには、開発事業者への指導を行うとともに、専門家や関連団体と連携を図っていく。</p> <p>特に、本市では旧耐震基準で建設された分譲マンションの割合が都平均を上回っており、大規模修繕や建替えなどが必要な建築物が今後ますます増加していくことが予想される。しかし、区分所有者間での合意形成の難しさや高齢化などによる管理組合の担い手不足など多岐にわたる課題があるため、引き続き専門家派遣や耐震化助成などを実施し、必要に応じて支援策の拡充を図る。また、これらの支援を効果的に行うために、管理組合などとの連携を図る仕組みづくりを検討する。</p> <p>併せて、防災・防犯、子育て、地域福祉活動などをきっかけとしながら、マンション居住者が地域とのつながりを持つ仕組みづくりについて研究する。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
基本施策7 三駅周辺まちづくりの推進				まちの魅力を高めていくため、それぞれの個性を活かした三駅周辺のまちづくりを推進する。
鉄道駅を中心として形成されているまちの魅力を高めていくため、それぞれの個性を活かしたまちづくりを推進する。				
(1) 吉祥寺地区 本計画の期間内に吉祥寺駅の大改修が完了予定であるが、これは数十年に一度の機会であり、魅力あるまちづくりにつなげる必要がある。特に近接する井の頭公園を活かしたまちづくりとともに、南口駅前広場の完成を急ぐ必要がある。そのため、進化するまち『NEXT-吉祥寺プロジェクト』に基づき、駅前広場や南北骨格軸の整備等を進めることで、「回遊性の充実」、「安全・安心の向上」を目指したまちづくりを推進する。			(1)吉祥寺地区 多くの人が集まり、本市の中核を担う商業拠点である吉祥寺では商業・業務などの多様な機能の集積を高めるとともに、安全・安心で快適性の高い魅力あるまちづくりを進めていく。築後50年が経過し老朽化している武蔵野公会堂については、立地特性や環境資源である井の頭公園を活かした整備を検討する。南口駅前広場については、広場の完成に向けた取り組みを推進するとともに、駅周辺の交通体系の検討を行う。イーストエリアにおいては、環境浄化やまちのにぎわい創出などのこれまでの取り組みを踏まえ、暫定駐車場として使用している市有地の利活用について検討する。また、吉祥寺駅周辺は、早くから都市化が進んだため老朽化した建築物が多くみられ、その耐震化や建替えが進むよう、適切な役割分担や地域との連携を踏まえた検討を進める。魅力あるまちづくりを進めるにあたっては、地域ルールや地域連携といったハードとソフトを絡めた地域としての取り組みが必要である。「吉祥寺グランドデザイン」や「進化するまち『NEXT-吉祥寺』プロジェクト」に基づき、回遊性の充実、安全・安心の向上を目指したまちづくりを継続していく。	吉祥寺駅の大改修が行われ、駅周辺の大型商業ビルの建替えもあり、これらの変化をさらに魅力あるまちづくりにつなげていく必要がある。特に近接する井の頭公園などの観光資源を活かしたまちづくりを進めるとともに、老朽化建築物の建替え促進、交通環境の改善、市有地の有効活用などの対応を急ぐ必要がある。そのため、進化するまち「NEXT-吉祥寺」プロジェクトに基づき、駅前広場やまちの軸となる道路の整備など、エリア特性を活かし、回遊性の充実、安全・安心の向上を目指したまちづくりを推進する。なお、進化するまち「NEXT-吉祥寺」プロジェクトの後期計画の進捗を踏まえ、上位計画である吉祥寺グランドデザインの改定についても検討する。
	駅南北自由通路の整備	JR吉祥寺駅改良事業及び京王吉祥寺駅のビル建替え事業にあわせて、駅南北通路の拡幅・直線化を図り、回遊の骨格軸を明確化するための整備を行ってきた。駅南北自由通路整備工事は平成25年度末に完了し、平成26年4月に開通記念式典を実施した。平成26年度は事業の効果を検証するための通行量調査を行う。		
	吉祥寺駅周辺駐車場の整備及び運営形態の改善	<p>■駐車場の整備(吉祥寺駅周辺)</p> <p>目標14,100台 収容12,743台 90.4%(平成27年7月時点)</p> <p>〈参考〉駐車場再整備実績</p> <p>平成24年度 吉祥寺駅北自転車駐車場(H24.4) (一時:自転車368台、原付25台)</p> <p>吉祥寺駅東暫定一時利用自転車駐車場(H24.5) (自転車:一時194台)</p> <p>末広通り第4自転車駐車場(H24.4) (自転車:定期200台、一時103台)</p> <p>平成22年度 吉祥寺パーキングプラザ駐車場新設(H22.4)</p> <p>吉祥寺大通り北駐車場新設(H23.3)</p> <p>アトレ御殿山駐車場増床整備費の助成(H23.3)</p> <p>【課題】吉祥寺駅周辺では、まとまった駐車場用地の確保が困難である。</p> <p>■駐車場の有効活用</p> <p>①「フリーゾーン」、「短時間無料制度」の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉祥寺パーキングプラザにて「フリーゾーン」導入した。休日等、定期利用エリアの空きスペースを、一時利用のエリアとして活用している。 ・入庫から2時間無料とする「短時間無料制度」導入した。導入している駐車場(吉祥寺駅周辺)5箇所である。 <p>(参考) 吉祥寺駅周辺利用率:約200~300%</p> <p>②「満空表示盤」の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉祥寺駅周辺(東部)にて「総合満空表示盤」導入 <p>③さらなる駐車場の有効活用を検討。</p>		
① 交通環境の整備	北口駅前広場の機能更新	平成23年度より吉祥寺駅前交通体系検討会議を設置し、北口駅前広場の機能の見直し・更新について、バスベイやタクシープールを含めて検討を行ってきた。平成25年度には駅前広場の暫定整備が竣工した。		駅南口のパークロードの頻繁なバス往来による危険な歩行者環境を改善し、歩行者優先化を図るため、南口駅前広場の整備を進めるとともに、井ノ頭通り、北口駅前広場及び周辺道路を含む総合的な交通体系を研究・検討し、駅周辺部の交通課題の解決を図る。
	吉祥寺方式による荷捌き車輛対策の推進	地元事業者、運送・駐車場事業者、行政等の地域に係わる多様な関係主体からなる吉祥寺方式物流対策委員会により、まちづくりの一環として路上荷捌き車両対策に取り組み、交通環境の改善と歩行者空間の安全性や回遊性の向上を図ってきた。平成25年度末に吉祥寺方式物流対策委員会が閉会し、平成27年度より吉祥寺方式物流対策協議会が発足。地元事業者を始めとする各関係主体との連携強化など、事業の一層の推進を目指す。		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>また、駅南口ではパークロードを路線バスが通行する危険な状態が続いており、南口駅前広場の整備とともに、その改善を急ぐ必要がある。</p>	南口駅前広場の整備	<p>バスと歩行者が輻輳し、危険な状態であるパークロードからバスの通行をなくし、歩行者優先の安全な道路を形成するため、吉祥寺駅南口に約1,900㎡の交通広場の整備を目指し、用地買収を進めてきた。 今後も用地買収を進めつつ、駅周辺の交通体系を総合的に検討する。</p>		<p>駅南口のパークロードの頻繁なバス往来による危険な歩行者環境を改善し、歩行者優先化を図るため、南口駅前広場の整備を進めるとともに、井ノ頭通り、北口駅前広場及び周辺道路を含む総合的な交通体系を研究・検討し、駅周辺部の交通課題の解決を図る。(再掲)</p>
	パークロード(市道第2号線)の再整備	<p>頻繁なバス往来による歩行者環境を改善し、歩行者優先化を図るとともに、駅とパーク吉祥寺エリアとの連携機能を強化し、駅からのスムーズな通行動線を確保するための検討を引き続き行う。</p>		
	七井橋通り(市道第151号線)の整備	<p>地権者の生活再建等に合わせ用地交渉を進めてきた。全長約210mのうち南区間の約80mについては、用地買収が完了し、平成26年度の道路工事で整備が完了。 【実績等】南区間 平成25年度：先行企業工事、電線共同溝設置、地元との意見交換会 平成26年度：連系引込管設置、道路整備 残りの北区間(約130m)については、引き続き地権者と用地交渉を進めていく。</p>		
<p>また、井の頭公園は貴重な資源であり、七井橋通りの整備等により、歩行環境を改善する。</p>				<p>進化するまち「NEXT-吉祥寺」プロジェクトに基づきエリアごとの特性に応じたまちづくりを推進するとともに、全体の回遊性を向上させることで、まちの活性化及びブランド力の維持・向上を図る。 イーストエリアについては、これまでの環境浄化の取り組みやまちのにぎわい創出を踏まえ、暫定自転車駐車場として使用している市有地の新たな利活用の検討を進め、整備を行う。 セントラルエリアやパークロード沿道をはじめとする建築物の老朽化が進んだエリアについては、建物更新を促進するための方策を検討する。</p>
② 土地利用	市道第190号線の整備	<p>昭和42年4月に区域決定を行い、地権者の生活再建等に合わせ用地交渉を進めてきた。全長約119mのうち、北側区間(約56m)については、昭和57年12月に供用開始している。 残りの南側区間(約63m)、昭和60年～62年に西側半分の用地を取得している。 平成26年4月現在、用地買収率は71.4%である。 平成25年度から沿道の地権者等と意見交換を進めており、平成26年度に協力が得られた地権者等の建物・敷地について用地測量を実施した、今後も継続的に地元と意見交換等を行っていく。</p>		
	民間老朽化建物の建替え誘導	<p>セントラルエリアには建築敷地の狭小化及び不動産の権利形態から長年建物が更新されず、バリアフリー未対応や耐震上課題のある古い建物が多く、建物更新の必要性が高まっている。 平成25年度には駅前高度利用商業地域リニューアルまちづくり基礎調査を行い、今後はこの結果を踏まえ、課題を把握し、老朽化が進んでいる民間建物のリニューアルや共同ビル化等の方策を検討する。</p>		
	ハモニカ横丁の整備方策の検討への支援	<p>ハモニカ横丁は古いマーケットの雰囲気をとどめ、最近では新たな店舗も入るなど吉祥寺を代表するスポットである反面、火災等の防災上の危険が懸念される地区でもある。 喫緊の課題である防災性の向上を念頭に置きながら、まちづくりのあり方について類似案件の研究や調査を進める。</p>		
	吉祥寺駅南口周辺再整備基本構想の検討	<p>井の頭公園と一帯となったパーク吉祥寺エリアの魅力を一層高めるための再整備手法や魅力あるまちづくりの向上に向けた検討を行ってきた。 平成26年度には課題の整理、将来像の研究及び市有地を含めた再整備の方向性や展開プログラムの検討・調査を行い、平成27年度は吉祥寺グランドデザインに基づき、南口駅前広場を核とした交通課題の整理・検討、パーク吉祥寺エリアの将来整備構想の事業化検討を進める。</p>		
	東部地区の区画道路の整備と沿道まちづくりの検討	<p>市道第298号線、市道第299号線の整備を行い、吉祥寺駅東口やセントラルエリアから文化施設へのアクセス道路、イーストエリア内の核となる道路として、回遊性の向上を図ってきた。 今後は、長年進められている環境浄化の取組みを着実に進めるとともに、居住環境の改善、エリアの活性化等を目指し、市有地の利活用方策の検討を引き続き進める。</p>		
	公会堂のあり方や利活用の検討	<p>平成25年3月に作成・公表した「武蔵野市公共施設再編に関する基本的な考え方」に基づき、公会堂については、吉祥寺駅南口の再開発などの課題も踏まえて駅周辺全体を面としてとらえた公共施設の配置を、引き続き都市整備部と連携しながら検討を進めている。</p>		
<p>駅周辺の公共施設については、吉祥寺地区に散在する市有地を有効活用し、長期的な視点で適正な配置について検討を進める。特に、武蔵野公会堂は築50年になろうとしており、施設の老朽化が進んでいる。商業エリアと井の頭公園の間の動線上に位置しており、同地の利活用はまちづくりのうえでも大きな要素となる。これらのことを念頭に、公会堂敷地の利活用について検討を進める。</p>			<p>パークエリア内の武蔵野公会堂は老朽化が進んでいるが、公会堂敷地の利活用はまちづくりのうえでも大きな要素となることから、駅周辺街区を含めた利活用について検討を進める。</p>	

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(2) 中央地区</p>	<p>三鷹駅北口周辺駐輪場の整備推進及び運営形態の改善</p>	<p>■駐輪場整備(三鷹駅周辺) 目標7,300台 収容7,298台(平成26年6月時点) ≪参考≫駐輪場の再整備実績 平成24年度 中町第1自転車駐車場(H24.4)(自転車:定期1,514台) 中町第2自転車駐車場(H24.4)(自転車:一時1,775台) 中町バイク駐車場(H24.4)(原付:定期40台、一時43台) 中央大通り自転車駐車場(H24.11)(自転車:一時1,086台) 平成25年度 三鷹駅北口自転車駐車場(H25.4)リニューアルオープン 三鷹駅北口自転車駐車場(一時利用200台拡充) 【課題】借地による大規模な駐輪場を抱えており、安定的な駐輪場の運営が困難である。 ■運営形態の改善 ・入庫から2時間以内を無料とする短時間無料制度を導入した。現在5箇所に導入している。 ・総合満空表示盤を3箇所に導入した。</p>	<p>(2)中央地区 三鷹駅前の低・未利用地であった一部の街区が民間の開発によって高度利用されたものの、全体的には道路拡幅事業などが完了しておらず、未だ土地の高度利用が図られていない状況にある。また、駅周辺には中町第1・第2自転車駐車場をはじめ、低・未利用地である市有地、民有地が存在する。そこで、今後策定予定の「三鷹駅北口街づくりビジョン(仮称)」を踏まえ、その実現に向け、散在する低・未利用地を適切な土地利用へ誘導し、土地所有者や事業者、商業者等との連携・協力により駅周辺にふさわしい街並みへつなげる。また、補助幹線道路などの整備を進めながら、交通体系のあり方について検討を進めていく。 東京都景観計画景観軸に位置付けられている駅周辺の玉川上水等の緑と水を活かし、景観に配慮したまちづくりを進める。</p>	<p>緑豊かな駅前広場を中心とした商業・業務地と良質な住宅街が近接する三鷹駅北口地区の目指すべきまちづくりの方向性について、地域住民や商業者などの意見を踏まえ、玉川上水の水や緑などの地域資源の活用を含めて「三鷹駅北口街づくりビジョン(仮称)」を策定する。ビジョン策定後は、位置付けられた方向性の実現に向けて、地域住民や商業者などとの協働のもと事業を推進していく。</p>
<p>① 交通環境の整備</p>	<p>北口補助幹線道路整備の推進</p>	<p>地権者の生活再建等に合わせ、用地買収を進めている。市道第293号線(新設道路部)の用地買収が、平成25年度に完了したことから、平成26年度に電線共同設置、平成27年度に連系引込管設置、道路整備を行い、平成28年度に道路の早期交通開放を行う。 【今後の予定】 平成27年度:連系引込管設置、道路整備 西側の拡幅区間である市道第129号線については、引き続き用地交渉を進めていく。</p>		<p>駅前広場は暫定整備によって交通動線の交錯などが改善されているが、補助幹線道路の完成を見据えた駅周辺の交通体系のあり方について検討を進めていく。</p>
<p>② 土地利用</p>	<p>三鷹駅北口まちづくり構想の策定</p>	<p>散在する低・未利用地を適切な土地利用へ誘導し、駅周辺にふさわしい街並みへつなげるとともに、交通体系のあり方について検討し、補助幹線道路等の整備を進め、玉川上水等の緑と水を活かしたまちづくりを進める。 策定の準備段階として、平成24年3月庁内会議において、まちづくりイメージのまとめを行い、平成25年3月「三鷹駅北口のまちづくりを考える意見交換会」を開催し、出席した住民、商工業者等から出されたまちづくりにおける課題や将来イメージなどを意見集としてまとめた。 今後は、構想策定に向け具体的な検討を進める。</p>		<p>駅周辺の土地利用については、駅前地区にふさわしく、活気があり魅力的な街並み形成に向けた方策を検討し、地域住民や土地所有者、事業者、商業者などと連携・協力してまちづくりを推進していく。低・未利用の市有地については、「三鷹駅北口街づくりビジョン(仮称)」を踏まえ、有効活用を検討していく。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(3) 武蔵境地区</p> <p>① 交通環境の整備</p>	<p>武蔵野プレイスの完成や鉄道連続立体交差事業の進捗により、南北一体のまちづくりが着実に進められている。駅周辺の道路や駅前広場といった都市基盤整備を進めるとともに、地元各種団体による地域の交流や商店会の活性化等、今後も地域住民を中心に多様な主体が連携し南北一体となつたにぎわいづくりに取り組み、商業・産業等の発展を図る。</p>	<p>■駐輪場整備(武蔵境駅周辺) 目標10,400台 収容9,225台 88.7%(平成27年7月時点) <参考>駐輪場の再整備実績 平成24年度 武蔵境駅北口第3自転車駐輪場(H24.4) (自転車:定期116台) 武蔵境駅東自転車駐輪場(H24.4) (自転車:定期 自転車429台、原付36台) 平成25年度 武蔵境駅西高架下自転車駐輪場(H25.4) (自転車:定期 自転車651台、原付31台) 武蔵境駅西中央高架下自転車駐輪場(H25.4) (自転車:定期983台) 武蔵境駅みずき通り自転車駐輪場(H25.4) (自転車:自転車 定期400台、一時343台 原付 定期10台、一時9台) 武蔵境駅南第2自転車駐輪場(H25.7) (自転車:一時985台) 平成26年度 武蔵境駅東高架下自転車駐輪場(H26.8~開設) (自転車:710台、原付24台) 武蔵境駅五宿東自転車駐輪場(H26.8~開設) (自転車:一時 487台) 平成27年度 武蔵境駅北口第二駐輪場建替完了(H27.7~供用開始) 自転車1,051台⇒1,604台(553台増) 【課題】借地による大規模な駐輪場を抱えており、安定的な駐輪場の運営が困難である。 ■運営形態の改善 ・入庫から2時間以内を無料とする短時間無料制度を6箇所に導入した。(平成27年7月現在) ・北口周辺の4箇所に総合満空表示盤を導入した。</p>	<p>(3)武蔵境地区 鉄道連続立体交差事業が完成し、北口駅前広場や駅周辺の道路などの都市基盤の整備が概ね最終段階を迎えている。残された鉄道高架下の利活用については、鉄道事業者や地域との連携を図りながら取り組みを推進するとともに、駅周辺の市有地や区画道路の整備に取り組む。また、南北一体のまちづくりをさらに推進するために、地元各種団体による地域の交流や商店会の活性化等、今後も地域住民を中心に多様な主体が連携した南北一体となつたにぎわいづくりに取り組む。</p>	<p>鉄道連続立体交差事業が完了し、水と緑を活用した「うるおい」、人々の「ふれあい」、まちの活性化「にぎわい」をコンセプトに、武蔵境らしい駅前空間の創出に取り組んできた。北口駅前広場や駅周辺の道路などの都市基盤の整備が完了した後も、鉄道高架下の利活用の促進や区画道路の整備、南北一体のまちづくりをさらに推進していく。</p>
	<p>JR中央本線及び西武鉄道多摩川線連続立体交差事業により高架化が完了し、南北一体のまちづくりの実現に向け、駅前広場や都市計画道路等の整備を進める。あわせて、ムーバスの路線網について改めて検証するとともに、まちの回遊性や利便性を向上させるために案内機能を充実させ、まちのにぎわいを創出していく。</p>	<p>鉄道連続立体交差事業及び側道整備事業</p> <p>武蔵境駅舎周辺環境整備事業(北側駅舎連続施設)</p> <p>都道123号線拡幅整備事業</p> <p>都市計画道路3・3・23号線事業</p>	<p>踏切廃止による交通渋滞の解消や安全性の向上、街の一体化と地域の活性化を図るため、昭和55年から事業に向けた調査を開始し、平成6年に都市計画決定を行い、平成22年には、三鷹一立川間の全区間の高架化が完了した。平成25年度には武蔵境駅舎工事及び武蔵野市区間の側道整備が完了し、鉄道連続立体交差事業が完了した。平成26年度は、事業費の精算を行った。平成27年度に駅前広場、駅前広場東側の市道第261号線を整備する予定。</p> <p>武蔵境駅北口に、駅舎沿いに連続施設(アーケード)を設置した。平成24年12月に工事の契約を締結し、平成26年3月に完成した。</p> <p>東京都の「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」により道路の拡幅整備を行うと共に、電線類の地中化整備を行う。電線共同溝の本体工事は完了している。道路拡幅整備は平成27年度にスイング南側の歩道設置及び歩道インターブロック舗装工事を行い、平成27年度末に事業完了を予定している。</p> <p>武蔵境駅北口広場(約6,700㎡)を整備する。平成26年6月に現場着手し、平成27年度末の完了を目指し、工事を進めている。</p>	<p>北口駅前広場や周辺の幹線道路の整備は概ね完了している。今後も駅周辺の区画道路の整備を着実に進め、防災機能や利便性の向上を図る。</p>
	<p>今後も、市民、事業者、関係団体など多くの関係者が連携して、武蔵境らしい街並みの形成と南北一体の新しいまちづくりを推進していく。また、各地域商店街がにぎわいと活気に満ちるよう、道路整備や休憩スペースの設置等により、安心して買い物ができる空間づくりを進める。</p> <p>市民の利便性を考慮し、武蔵境市政センターを移転する。</p>	<p>武蔵境地区区画道路整備事業</p> <p>武蔵境市政センターの移転</p>	<p>すきっぷ通り東側地域の狭あい道路を4m~6mに拡幅整備する(8路線)。平成26年度に市道第262、263、266、268号線の道路用地の一部(約750㎡)を買収した。268号線の用地買収は完了した。</p> <p>武蔵境市政センターの移転については、中央線高架化整備完成に合わせて移転が計画されているが、JR側と交渉中のため時期等の詳細は未定である。</p>	<p>鉄道連続立体交差事業により生まれた高架下の空間の整備により、新たなにぎわいが創出されている。残された鉄道高架下や隣接する市有地については、さらなる駅周辺のにぎわいや魅力的な空間の創出に取り組んでいく。</p> <p>また、市民の利便性を考慮し、武蔵境市政センターを移転する。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容	
基本施策8 安全でおいしい水の安定供給					
<p>市単独の事業により安全でおいしい水の供給を行っている。水道は日常の市民生活と都市活動、災害時の「生命の水」として最も重要なライフラインであり、都市の状況変化や震災・事故等に対応した安全で確実な事業運営がなされなければならない。そのため、老朽化している浄水場施設や水源施設の適正な維持管理や、老朽化した配水管網の整備、耐震化向上を計画的に進めていく。また、貴重な自己水源である深井戸の維持・更新を計画的に進めていく。また、衛生面でも優れた直結給水方式の普及に努める。</p> <p>災害時や事故等においても水道水を安定供給するためには、都水道局との連絡管等のネットワークによるバックアップ機能を確立する必要があり、都営水道との一元化に向けた検討を進めていく。</p>			<p>本市は多摩26市の中で、単独で水道事業を行っている3市しかない自治体の1つである。水道は日常の市民生活と都市活動、災害時の「生命の水」として最も重要なライフラインであり、常に安全で確実な事業運営が求められている。</p> <p>水道事業を開始してから既に60年が経過しており、老朽化した施設は更新時期を迎えている。安全でおいしい水の安定供給を行うため、浄水場施設や水源施設の適正な維持管理や配水管網の更新、耐震性の向上を引き続き計画的に進めていく。</p> <p>また、将来にわたって、平時のみならず災害時や事故発生時においても水道水を安定して供給できるよう、早期に都営水道との一元化を図る。</p>		
の供給 （1） おいしい水	安全はもとより、おいしい水への市民ニーズも高いものがある。そのため、貯水槽水道の建物所有者には、衛生問題等も改善できる直結給水の普及を図る。	直結給水方式の普及	直結給水（直圧・増圧）方式実施可能区域の拡大や、貯水槽水道からの切替をPRし、直結給水を促進することで、安全でおいしい水の安定供給を図る。貯水槽水道の適正管理に向けて、積極的に指導・助言・勧告の関与を行っている。また、貯水槽水道の設置者に対し継続的に現況調査を行い利用者及び設置者に情報提供し、直結給水の普及拡大を促進する。	(1)水の安定供給 配水管網の設備については、平成26年3月に策定した「配水補助管更新計画」に基づき、耐震性の低いものから重点的に整備を進め耐震化率の向上を図る。また、円滑で効率的な水運用のため、「施設整備保全計画」に基づき経年劣化した水源・浄水場施設の整備及び更新を図るとともに、安定的な取水量を確保するため深井戸の更生工事を行い、安全でおいしい水の安定供給を図る。	また、円滑で効率的な水運用のため「施設整備保全計画」に基づき、経年劣化した浄水場及び水源施設の維持・更新を行うとともに、直結給水方式の普及により、安全でおいしい水の安定供給を図る。
化 （2） 経営の効率	日割計算・口座振替割引制度の導入や電子マネーでの支払サービス等の検討を行い利便性の向上を図る。また、調定・収納事務の包括的な委託を進める等、組織のスリム化を図り、経営の効率化に努める。	経営の効率化	平成24年度から料金収納業務を、平成25年度から料金調定業務を全て民間委託した。平成26年度からは車両管理及び一部帳票の発注を委託化し、平成27年度からはサービスの向上及び業務の効率化のため、武蔵野市水道お客様センターを開設した。		
水道施設の整備と災害時の安定供給 （3）	市民にとって最も重要なライフラインの一つである水道水の安定供給を図るため、配水管の新設や老朽管の更新等を行い、配水管路の耐震化を推進する。	配水管網整備の推進	災害時にも安全でおいしい水の安定供給ができるように、配水管の新設や老朽管の更新などを行い、水道管路の耐震化を推進する。平成26年度末の水道管路の耐震化率は44.6%である。平成27年度以降は、平成26年3月に策定した「配水補助管更新計画」に基づき、耐震性の低い硬質塩化ビニル管を重点的に整備する。これにより、年間約1%の耐震化率向上を進める。		配水管については、「配水補助管更新計画」に基づき、耐震性の低いものから重点的に更新している。今後も引き続き整備を進め、耐震化率の向上を図る。
	また、経年劣化した深井戸等の水源施設や浄水場施設のポンプ設備、電気設備、計装設備、ろ過設備等を計画的に維持・更新するとともに、災害等による停電時でも水の供給を確保できるよう、水源に自家発電装置を設置し非常災害用給水施設として整備していく。	水源施設の維持・更新	安定的な取水量を確保するため、揚水量調査に基づき経年劣化が認められた水源更生工事を行い、取水量80%を確保する。平成26年度は2カ所の水源更生工事を行った。また、26年度に水源27カ所に監視装置を設置しセキュリティの強化を図った。平成27年度以降は、平成26年3月に策定した「施設整備保全計画」に基づき効率的な施設の整備・更新を図る。		
		浄水場施設の維持・更新	円滑で効率的な水運用を図るため、経年劣化した浄水場施設を計画的に維持・更新する。平成26年度までに老朽化したポンプ設備、電気設備等の維持・更新を行った。平成27年度以降は、平成26年3月に策定した「施設整備保全計画」に基づき効率的な施設の整備・更新を図る。		また、円滑で効率的な水運用のため「施設整備保全計画」に基づき、経年劣化した浄水場・水源施設の維持・更新を行うとともに、直結給水方式の普及により、安全でおいしい水の安定供給を図る。（再掲）
	水源施設での非常災害用給水施設の整備	災害等における給水拠点及び取水量を確保するため、水源施設に自家発電装置を設置する。平成26年度までに17箇所設置した。平成27年度以降は、適切な維持管理に努める。			
検討 （4） 都営一元化に向けた	災害や事故等で浄水場施設・管路施設などの水道施設に被害を受けた場合を想定したバックアップ機能が確立されておらず、発災時には大規模な断水等が発生する恐れがある。都の水道管とつながることにより、水道水の安定供給は一層高まることになるため、都営水道との一元化に向けた検討を進めていく。	財務諸表の検証	<p>本部長ヒアリング提出資料 「既存事業における完了・縮小事業（平成28年～32年度）」</p> <p>水道部 事業番号10 廃止として提出済み 昨年5月報告時 平成25年度実績◎ として提出</p>	(2)都営一元化に向けた取り組み 本市の水道施設は、バックアップ機能が整備されておらず災害や事故で被害を受けた場合、大規模な断水の恐れがある。バックアップ機能を強化するとともに、将来にわたり水道水の安定供給を可能とするため、早期に都営水道との一元化を図る。	本市の水道施設は、バックアップ機能が十分に整備されておらず災害や事故で被害を受けた場合、大規模な断水の恐れがある。バックアップ機能を強化するとともに、将来にわたり水道水の安定供給を可能とするため、早期に都営水道との一元化を図る。

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容	
基本施策1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進					
<p>本計画をはじめとして、多くの市民、関係者や関係団体等の参加により計画や方針が策定され、事業が実施されている。これからも市民ニーズを的確に市政に反映していくため、市民参加の拡大を図っていく。時代とともに、社会や個人の価値観が変化しており、公共課題も変質していることから、画一的な対応では解決できなくなってきた。一方、このような課題に対応する主体の多様化も進んでおり、公共課題への取組み主体や手法を固定的に考えるのではなく、誰もが、様々な形態・体制等を介して、柔軟にアプローチしながら解決に取り組んでいく必要がある。行政には、公共課題の解決に中心となって取り組むとともに、市民や他の主体への必要な支援を推進する責務がある。個々の市民、NPOなどの多様な団体、各種の事業者と行政が、お互いを尊重し、補い合いながら、柔軟に連携と協働をすることで公共課題の解決に取り組んでいく。</p>					
<p>(1) 市政運営への市民参加の拡大</p>	<p>市政運営の基軸となっている各計画の策定や事業実施への市民参加は、市民自治の推進に不可欠である。そのため、市民のニーズや意向を組み入れながら、参加の手法、形態、場面等を検討し、市民参加の機会を拡大していく。</p>	<p>参加を拡大するための機会・場の設定</p> <p>無作為抽出型ワークショップなどの新たな手法の活用</p> <p>様々な世代や性別などに配慮した、市民公募等の推進</p>	<p>第五期長期計画策定に資するため、平成22～23年度に市が初めて実施した無作為抽出市民ワークショップで培ったノウハウを、その後他部課が実施するワークショップに生かせるように、庁内共有してきた。また、平成25年度に、公共施設再編について無作為抽出市民アンケート調査を実施し、3,000人中963人から回答を得て(32.1%)、公共施設再編に関する市民の声を聴くなどの取組みを行った。</p> <p>環境啓発事業であるむさしの環境フェスタでは、平成25年度から出展者全体で企画・運営する全体会方式に変更し、市民等のイベント運営への参加を拡大させた。</p> <p>第五期長期計画策定に資するため、平成22～23年度に市が初めて実施した無作為抽出市民ワークショップで培ったノウハウを、その後他部課が実施するワークショップに生かせるように、庁内共有してきた。また、平成26年度より開始した第五期長期計画・調整計画の策定過程においても、多様で広範な市民の参加を求め、公募市民会議や無作為抽出市民ワークショップ等の手法を、策定段階に応じて実施している。</p> <p>これまで環境基本計画策定時に行っていた市民アンケートに加えて、無作為抽出(1,000名)＋公募市民による市民ワークショップを平成26年10月に開催する予定。</p> <p>無作為抽出市民ワークショップなどの手法を導入し、これを改善していくことを通じて、利害関係者など特定の市民だけに偏らない、様々な世代や性別、考え方をもち多様な市民の参加を促進している。</p>	<p>(1)市民参加のあり方の追究 市民自治の推進には、市政運営の基軸となる各種計画の策定や事業実施への市民参加が不可欠である。これまでも武蔵野市方式による長期計画の策定をはじめ、市民の意見を的確に市政に反映していくため、多くの市民、関係者や関係団体等の参加がなされてきた。「市民参加」の手法が形骸化することがないよう、常に新しい時代の市民参加のあり方を追究する。</p>	<p>第五期長期計画に記載した基本的な考え方の1つである「市民自治の原則」は、地域について市民が自ら考え行動し責任を負うことであり、市民参加はその裏である。個人の価値観の多様化とともに公共課題も複雑化する中、行政だけで市民ニーズや地域ニーズに応えていくことは難しくなってきた。市と市民、事業者などがそれぞれ責任を負うべき領域や補い合う領域を明確にし、柔軟に連携と協働を推進することで、公共課題解決に取り組んでいく。</p> <p>(1) 市民参加のあり方の追究 市民自治の推進には、市政運営の基軸となる各種計画の策定や事業実施への市民参加が不可欠である。これまでも武蔵野市方式による長期計画の策定をはじめ、市民の意見を的確に市政に反映していくため、多くの市民、関係者や関係団体等の参加がなされてきた。「市民参加」の手法が形骸化することがないよう、意見を聴取するタイミングなどを工夫し、また一部の市民の参加に留まらないよう配慮するなど、常に新しい時代の市民参加のあり方を追究する。</p>
	<p>また、市政への参加の最も基本的な手段である選挙への参加を促し、投票率向上に努める。</p>	<p>積極的な投票参加の促進</p>	<p>平成25年市長・市議会議員補欠選挙並びに平成27年市議会議員選挙において、投票参加を呼びかける「啓発ちらし」を作成し全戸へ配布した。選挙公報の配布完了日を一日繰り上げるとともに、選挙公報・立候補者一覧を市ホームページに掲載する等、迅速で丁寧な情報提供の周知・啓発に努めた。選挙公式ツイッターによる投・開票等の情報発信を平成26年都知事選挙から開始した。平成27年市議会議員選挙において、西部期目前投票所を武蔵野プレイスに変更し、利便性向上及び啓発促進を図った。その他、新成人による投票立会い、学生アルバイトの投・開票事務従事、新成人へ送付する選挙啓発カードの内容・時期の見直し等、若年層の啓発に努めた。今後引き続き、投票環境の向上に努めるとともに、選挙権年齢引き下げに伴い、若年層の政治や選挙への参加意識の醸成を図る啓発について検討・実施していく。</p>	<p>また、民主主義の根幹となる選挙については、特に若い世代の投票率が低い状況である。今後の制度改正による選挙年齢の引き下げも視野に入れ、児童生徒への啓発を進める。</p>	<p>民主主義の根幹となる選挙については、積極的な投票参加を促すため、投票環境の向上に努めるとともに、選挙権年齢の引き下げに伴い、児童生徒への主権者教育を推進し、政治や選挙に対する意識の醸成を図る。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(2) 連携と協働の推進</p>	<p>柔軟なネットワークを構築するための基盤整備</p>	<p>「市の市民活動支援の拠点は武蔵野プレイスである」ということを全市的な共有事項としつつ、市民活動団体・ボランティア団体等の支援を行う関係機関の連携をはかる。市民活動団体等との連携と協働においては、職員の理解も不可欠であるため、職員向けの啓発を行う。</p> <p>平成24年度より、武蔵野プレイスの持つ4機能に関連する部署と生涯学習振興事業団(武蔵野プレイス)による連絡調整会議を定期的に実施している。また、平成25年度より、市民活動団体・ボランティア団体等の支援を担う、生涯学習振興事業団(武蔵野プレイス)・市民社会福祉協議会(ボランティアセンター武蔵野)・市民活動推進課の3者による連絡調整会議を実施している。なお、市民協働サロンは平成23年7月の武蔵野プレイス開館に伴い、規模・役割を縮小し、団体と市の協働のためのスペースとして残されているが、実質的にはそのような利用はほとんど確認できていない。職員に対する協働等の理解促進事業は、平成24・25年度と研修を実施した。</p> <p>今後も、関係機関の連携、職員への啓発、武蔵野プレイス等による団体同士の連携を促す事業等を行う予定である。</p>		
	<p>市民ボランティア、市民活動団体、NPOの積極的活動への支援</p>	<p>市民活動団体等に対する支援として、市内に事務所を置くNPO法人に対して事業費補助金を交付している(特定非営利活動法人補助金交付事業)。市の市民活動支援の拠点は武蔵野プレイスであるが、市役所西棟7階の市政資料コーナーに隣接する市民協働サロンの「チラシラック」「掲示板」を情報発信の支援のために提供するほか、自由な打ち合わせスペース(3テーブル12席)を設けている。</p> <p>特定非営利活動法人補助金交付事業は、1団体年1回、上限20万円、予算総額220万円で行っている。平成24年度は16団体、25年度は15団体、26年度は14団体に交付した。</p> <p>補助金交付の効果的な実施方法を検討する。</p>	<p>武蔵野プレイスを指定管理している公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団により、平成25年度市民活動支援事業として、NPOマネジメント事業7事業、啓発事業3事業、平成26年度市民活動支援事業として、市民活動マネジメント事業6事業、啓発事業3事業、市民活動団体活動成果地域還元事業3事業を実施した。</p>	<p>(2) 連携と協働の推進</p> <p>様々な事業主体による活動が盛んになることは、まちの活性化や公共課題の解決につながる。市民活動団体をはじめとする多様な事業主体間の連携及び協働を促進するために、情報の共有化を図り、ネットワークを構築する。</p> <p>また、生涯学習支援機能や市民活動支援機能を有する武蔵野プレイスは、多様な事業主体間の連携を充実させていく核となり得る施設である。来館者やイベント参加者が、参加する側から担い手側にも移行していけるよう働きかけを行うとともに、多様な事業主体間の連携が促進されるよう積極的な支援を行う。</p>
	<p>市民活動促進基本計画の推進(再掲)</p>	<p>平成24年3月に策定した同計画(平成24～33年度)の進捗管理を実施する。</p> <p>平成24・25年度分の進捗状況について集計を行った。</p> <p>同計画記載のとおり、計画期間の中間で見直しを行う。平成28年度に見直しを行い、平成29年度から改定計とする予定。</p> <p>なお、平成27年度には武蔵野市市民活動推進委員会を新たに設置し、同計画の見直しと本市にふさわしい市民活動促進・支援のあり方を協議する。</p>		

第五期長期計画の記載内容		実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
像(3)共有化 市政運営等に関する将来	地方自治法の抜本改正に関する検討が進められており、自治体の姿に変化が起こる可能性もあるため、市の基本構造等を検討していく。	今後の自治体運営のあり方の共有と基本構造の検討	市政運営に必要な制度や手続き等のルール化・体系化の検討を進めている。	(2)自治体運営のあり方 自治体運営の基本的なルールの体系化については、市民意識の醸成に努めるとともに、引き続き議会との意見交換を進め、本市が目指す自治体運営のあり方について、条例の果たす役割も含めて検討する。	(3)市政運営に関する基本的なルールの体系化 地方分権の推進により、地方自治体の判断と責任において、地域の実情に合った独自性のある市政運営を展開することがより重要となっている。 市民自治を原則とした市政運営を行っていくために、市民から信託された議会及び市長が果たす役割や責務についての基本的な考え方を整理し、市民参加の手法も体系的に整備していく必要がある。そのため、市民意識の醸成に努めるとともに、市議会とも協議を進めながら、市政運営の基本原則と根幹となるルールについて、条例化を含めて検討する。
	また、市民自治を原則とした市政運営を行っていくために必要な制度や手続き等のルール化を進めることで、自治体運営に関するルールの体系を構築し、本市が目指す自治のあり方を市民・市議会・行政で共有していく。	市政運営に必要な制度や手続き等のルール化・体系化	庁内に検討委員会及びワーキンググループを設置し、自治体運営における市民、議会及び市長の役割について検討を行った。ワーキンググループによる検討結果や先進自治体を視察した結果を報告書にまとめた。 今後は、条例の骨子案や条例制定における論点をまとめ、議会とともに武蔵野市にふさわしい条例の検討を進める。		
基本施策2 市民視点に立ったサービスの提供					
社会環境の変化や個々の市民のライフスタイルの多様化などにより、公共サービスも多様化するとともに、その提供範囲は拡大している。そのため、市民志向を軸としながら効率的で効果的に行政サービスの提供を行っていく。今日、様々な主体により多様な公共サービスが提供されており、公共サービスの量自体も増加しているが、市民にとっては各サービスの違いなども含めたサービスの全体像がつかみにくいことから、利用しにくい面がある。そのため庁内各部署間の連携とともに、公共サービスを提供している各主体との連携を強化していく。					社会経済状況の変化などにより、公共サービスは多様化し、同時にその提供範囲は拡大している。行政が直接行うサービスについては、行政の役割を見極め、効率的で効果的に提供していく必要がある。
(1)行政サービスの提供機会の拡大	必要な行政サービスの多くを市役所に出向くことなく受けられるよう、自動交付機などICTによるサービスの提供時間や範囲を拡大するとともに、休日開庁の拡大を検討する。	自動交付機の利用拡大	自動交付機について積極的なPRを行い、利用率は38.5%(平成25年度)となった。 今後も利用拡大に向けて引き続き検討を進めるとともに、近年導入が広がっているコンビニエンスストアでの証明書交付も含めて、社会保障・税番号制度の動向も踏まえながら、今後の証明書交付サービスのあり方の観点から調査・研究を進める。		(3)行政サービスの提供機会の拡大 多様化する市民の要望に対応するため、コンビニエンスストアでの各種証明書の発行など、市民の利便性を高める方策を検討する。
		ICTを利用したサービスの拡大	電子申請については、東京都と市区町村の共同運営による電子申請サービスを利用し、健診やイベント・講座の申込を中心に平成24年度18手続、1,545件、平成25年度26手続、1,983件の申請を受けた。平成26年度は新たに粗大ごみ回収申込を開始するなどし、22手続、2,418件の申請を受けた。また、共同運営の電子申請システムの入替が完了し、新システムでの運用を開始した。 個人番号カードを利用した証明書のコンビニ交付について、28年度実施を見据え、検討を開始した。		
		休日開庁の拡大の検討	中央市政センターで実施している休日開庁の年間業務取扱総件数については、平成22年度5,526件、23年度4,603件、24年度5,505件、25年度6,680件と推移している。 休日開庁の拡大の取組については、3、4月の繁忙期や大型マンションの竣工など届出のニーズが予想される時期に臨時開庁日を設けた。平成25年度については大型マンション竣工に合わせ、平成25年4月7日(日)に武蔵境・中央市政センターにて、平成26年3月30日(日)に中央市政センター・市民課にて実施した。 休日開庁の拡大はコスト増になるため、利用状況の推移を検証するとともに自動交付機の利用拡大やICT化の進展などの動きに注視し、引き続き検討していく。		
	税金納付の多チャンネル化の推進	平成20年度から実施している軽自動車税のコンビニエンスストア納付の税目拡大及びクレジットカードによる納付を平成24年度から実施し、納付の多チャンネル化を推進してきた。 今後については、より多くの金融機関で納付可能なマルチペイメントネットワークによるPay-easy(ペイジー)納付を具体的に検討する。システム再構築に伴い、振票がPay-easy仕様となり、関係課と導入計画を立てH28年度内導入に向け準備を進めていく。	マルチペイメントネットワーク(多様な支払手段を可能とする回路網)を活用したペイジー(Pay-easy)納付を導入するなど、納税者の利便性を向上させる仕組みを構築していく。		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容	
<p>(2) 効率的・効果的な行政サービスの提供</p>	<p>市民が必要とする行政サービスを確実に提供していくため、組織間の連携と運動を図っていく。</p>	<p>分野を越えた行政サービスの連携・運動</p>	<p>市政課題の解決のため組織を横断したプロジェクトチームを編成して取組み、組織間の連携と運動が図れるよう柔軟な組織運営を行っている。</p> <p>各部署や各職員が持っている知識や知恵を全庁で蓄積・共有するため、平成26年1月より、職員ホール内に「むさしの知恵袋」を試行設置した。今後、リスクマネジメントの視点も取り入れた全庁での情報・知識・ノウハウなどの共有・継承の仕組みを構築していく。</p>	<p>(1)効率的・効果的なサービスの提供 様々な主体により多様な公共サービスが提供されているが、行政だけでなく、それぞれの主体の役割を明確にし、近隣自治体も含めた地域全体において、効率的・効果的に必要なサービスを提供できる仕組みを構築する。</p>	<p>(1)効率的、効果的な公共サービスの提供 様々な主体により多様な公共サービスが提供されている中、行政に求められる役割は、地域社会の活力が最大限に発揮されるよう、それぞれのサービスの担い手や受け手を支えるとともに、各主体をつなぎ、その活動を支援することである。</p>
	<p>また、質の維持向上に留意しながら効率的にサービスを提供できるよう業務の内容を精査するとともに、外部化についても検討を進める。</p>	<p>業務の外部化に関する検討</p>	<p>市職員が担うべき業務についてさらに整理を進め、外部化の対象とする事業や外部化の検討手順、留意点等を示す外部化に関するガイドラインの策定について検討を進めている。</p> <p>業務内容を精査し、全庁的に業務マニュアルを整備していくことで、外部化の可能性を追求するとともに、リスクマネジメント力の向上につなげる。 平成26年度に、災害時でも継続して実施する業務から、業務マニュアル作成を開始した。</p> <p>納税通知書、課税明細書の外部作成委託について平成25年度のシステム提供会社の変更に伴って委託化を研究してきた。平成26年度課税分より委託化が完了した。</p>	<p>また、業務遂行能力を組織内部に蓄積していくことに留意しつつ、効率的・効果的なサービス提供の実現のため、業務の外部化を進めていく。</p>	<p>本市がやるべきことを見極めながら、業務の標準化や外部化等により行政組織のスリム化に取り組みつつ、社会全体での公共サービスの量的拡大と質的向上を図る。また、事業実施後は、その効果を検証し、必要に応じて事業の見直しを行うなど効率的・効果的に必要なサービスを提供できる取り組みを推進する。</p>
	<p>近隣自治体との事務や事業の統合も視野に入れたサービスの提供のあり方についての検討を進める。</p>	<p>近隣自治体との広域連携の検討</p>	<p>近隣自治体と連携・協力して、主に図書館サービスをテーマに自治体クラウドによる広域連携について調査研究を行った。その結果、公共図書館業務は各市の地域性が反映された領域であり、これらの地域特性を踏まえ、ICTの側面から標準化できる範囲を定めることが円滑な導入につながるものと考え、各市の図書館業務に関する調査分析の結果、自治体クラウド広域連携による電子書籍、電子資料アーカイブ市民サービスの可能性を探った。しかし、共同運用の実現にあたっては、共同運用を実施する自治体間で、費用負担配分など、共同で構築・運用を行っていくための共通ルールが必要となるなど課題もあり、費用対効果も含めながら引き続き調査研究を進める。</p>	<p>今後の公共施設の更新等を見据えて、市政センターなど周辺自治体と相互利用できる施設を拡大させ、広域的な施設配置を検討する。</p>	<p>(2)近隣自治体との広域連携の検討 これまでも周辺自治体との防災協定や公共施設の相互利用等を行っているが、今後の公共施設の建替え等を見据えて、広域的に施設配置を考える必要がある。窓口サービスの相互利用など、近隣自治体も含めた地域全体で連携できる仕組みを検討する。</p>
<p>(3) 公共サービスの連続性の向上</p>	<p>分野を越えた行政サービスの連携・運動(再掲)</p>	<p>各部署や各職員が持っている知識や知恵を全庁で蓄積・共有するため、平成26年1月より、職員ホール内に「むさしの知恵袋」を試行設置した。今後、リスクマネジメントの視点も取り入れた全庁での情報・知識・ノウハウなどの共有・継承の仕組みを構築していく。</p>			
	<p>本市では、様々なサービスをなるべく包括的に行うことにも取り組んできたが、今日、各サービスに関する制度等は細分化・深化するとともに、専門知識が求められる。そのため、公共サービスの一覧性を高めるとともに、個人情報保護に配慮しながら、各部署での情報の共有化を検討する。あわせて、サービスを必要とする人が、ライフステージごとに途切れることなく必要な時に選択できるよう、公共サービスを提供している各主体との連携も進めていく。</p>	<p>適切な個人情報保護と必要な情報の共有化の検討</p>	<p>これまで紙等で情報共有していた情報についても、武蔵野市個人情報保護条例等に基づき、可能な限りデータによる情報連携を行うとともに、個人情報の保護には最大限配慮した形で住民情報システムの再構築を行った。特にDVI情報等のセンシティブ情報について、従来の紙媒体での連携から、より安全なデータ連携に切り替えを行うとともに、基幹システムと連携する他の業務システムに対しても新しい連携を開始し、個人情報保護のための庁内情報共有を進めた。これまで、市民から課税証明の提供を受けていた業務についても、データ連携により税情報をオンラインで参照できるようになり、市民サービスの向上につながった。情報にアクセスする権限については、参照を可能とする根拠に基づき厳密に設定し、必要以上の情報参照を行うことができないシステムを構築した。再構築後2年目となる住民情報システムは、紙等の情報を新たにデータ連携することで、業務が効率化されるとともに、紙の紛失や情報流出のリスクが減少した。また、住民情報システムを利用する全職員を対象にセキュリティ研修を行い、個人情報保護と情報セキュリティについて正しい知識を持って運用していくよう啓発した。また、本格実施している住民情報システムに関するアクセスログのセルフチェックや個人情報保護取扱スタンダードセルフチェックについては、引き続き27年度も行う。さらに、マイナンバー制度を見据えて、マイナンバーを利用する全事務の特定個人情報保護評価を行うとともに、「特定個人情報保護条例(仮称)」の制定、マイナンバー取扱規程(仮称)の策定、以上を踏まえた全職員を対象とした説明会、実務者研修を通じて、特定個人情報保護の徹底を図っていく。</p>	<p>(2)社会保障・税番号制度への対応 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)については、法律に基づき制度実施を図る。なお、市独自の番号利用については、個人情報の十分な安全性を確保したうえで、市民サービス向上のための制度利用という観点で検討していく。</p>	<p>(4) 社会保障・税番号制度への対応 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)については、個人情報の十分な安全性を確保し、法律に基づき制度実施を図る。なお、市独自の番号利用については、マイナンバー制度の安定化が図られた後、市民サービス向上のための制度利用という観点で検討していく。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
		<p>災害時における施策が効果的に行われるよう個人情報保護と災害弱者救済の両立が求められているが、災害時対策法の改正により避難行動要支援者の避難行動支援体制の検討を行い、新たに避難行動要支援者名簿を作成することとなった。このため、この中で個人情報保護についても検討を行う。</p> <p>住民情報システム再構築に伴い税関係証明の発行業務でも取扱注意者(DV被害者等)情報を参照できるようになったが、地方税法等の規定等に照らせば、申請の適格性を有する者に対して証明書の発行を制限するためには改めて対象者本人の意思確認が必要となる。このため、他課が取扱注意者情報を新規登録する際に、証明書の発行制限に関する当該への意思表示の必要性を当事者本人へ案内してもらう仕組みづくりについて検討を行う。</p>		
<p>基本施策3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり</p> <p>適切な情報を適切な時に市民に届けるとともに、市民の声に真摯に対応することが、市政への信頼を高めることにつながる。市政に関する様々な情報は、より手軽で迅速に入手することができる環境が整ってきた一方で、生活様式の多様化、地域コミュニケーションの希薄化等により、情報が、地域内や市民の間で伝わりにくくなっており、有益な情報であっても市民に広く行きわたらないといった状況になっている。市政における透明性をさらに高めていくためにも、現在市が行っている情報公開・情報発信の方法を見直し、包括的、総合的に展開していく必要がある。今後も、広聴機能を充実し、市民と行政のコミュニケーションを一層活性化させるとともに、広報活動と広聴活動との連携を深めていく。</p>				<p>市民一人ひとりに必要な市政情報を迅速にわかりやすく届けていくこと、市民ニーズを的確に把握し、真摯に対応することは、市民と行政との相互理解を深め、市政への信頼につながる。多様な広報媒体の活用による情報発信を進めるとともに、市民やマスコミなど外部の力も活用し、積極的かつ戦略的に広報活動を推進していくとともに、様々な機会を捉えて広く市民からの情報をつかんでいく。また、そのための体制整備も行う。</p>
<p>(1) 積極的な情報発信と説明責任の向上</p> <p>誰もが必要な情報を容易に入手できるよう、速報性と公平性に配慮しながら、各広報媒体の特徴を活かした市政情報の提供を行っていく。</p> <p>予算や財務状況は市政運営の根幹をなすものであるため、市民にわかりやすい内容及び方法による公表を進めていく。</p> <p>また、公正で、合理的かつ効率的な事務処理を確保し、適正な市政の運営を図るとともに、市民への説明責任を果たしていくために、監査の独立性・専門性を高めるとともに、監査機能を充実させる。</p>	<p>情報公開・情報発信機能の強化</p> <p>総合的な市政情報提供の推進</p> <p>市民にわかりやすい予算の公表</p> <p>監査機能の充実・強化</p>	<p>市報のカラー化、市勢要覧の発行、季刊むさしのリニューアル、ホームページのアクセシビリティの向上(災害時を含む)、ソーシャルメディアの活用、ケーブルテレビのデジタル対応、職員へのパブリシティ研修など、各広報媒体の特徴を生かして幅広い市政情報の提供を図ってきた。今後も、ホームページの検索性の向上、民間の媒体との連携、時代に即した新たなメディアへの対応などを進め、より分かりやすく伝わりやすい市政情報の提供を行っていく。</p> <p>市ホームページ上に市政資料のページをつくり、市政資料コーナーへの行政計画や事業概要等の資料の受入時に、各課のページで公開している資料については、市政資料のページとリンクさせ、市民がインターネットにより市政資料に手軽にアクセスできるように努めてきた。市ホームページ上での市政資料の公開について、さらに拡大できるよう検討を行う。</p> <p>市報のカラー化、市勢要覧の発行、季刊むさしのリニューアル、ホームページのアクセシビリティの向上(災害時を含む)、ソーシャルメディアの活用、ケーブルテレビのデジタル対応など、各広報媒体の特徴を生かして幅広い市政情報の提供を図ってきた。今後もホームページの掲載項目の検討・見直しや民間の媒体との連携、時代に即した新たなメディアへの対応などを進め、より分かりやすく伝わりやすい市政情報の提供を行っていく。</p> <p>環境啓発事業などの市政情報を総合的に提供するため、希望者に対して、市が主催・共催・後援する環境啓発イベントの情報をメールにて周知する「むさしの環境イベントメールマガジン」の配信を平成26年7月から試行している。</p> <p>毎年度の予算や財政状況について、市報やホームページにて公表を行っている。 8月：前年度決算状況及び下半期財政状況 9～10月：年次財務報告書及び財政健全化法に定める健全化比率等 11～12月：当年度上半期財政事情 3月：翌年度予算</p> <p>全国都市監査委員会その他の団体等が実施する研修等に積極的に参加し、監査委員及び事務局職員の専門性の向上を図ってきた。今後は、専門家(公認会計士、税理士等)とも連携した専門研修の実施を検討し、監査委員及び事務局職員の専門性の一層の向上を図る。また、第31次地方制度調査会が設置され、監査制度が調査審議の対象となっていることから、その審議の状況を注視し、今後予想される地方自治法の改正等に適切に対応した監査機能の充実強化のための方策を検討する。</p>	<p>市民と行政との相互理解と信頼関係を深め、様々な形で市政参加を促進するために、多様な媒体の特性を活用した広聴広報活動を展開する。また、市民による新しい視点の提案がされるよう市政情報を分析・活用しやすい形で提供する。</p>	<p>(1) 総合的な市政情報提供の推進</p> <p>市民の生活様式が多様化し、市の発信する情報量も増加する中、様々なニーズを持つ市民の求める市政情報を整理し、提供していく必要がある。特に、災害時等緊急時においては、速報性と公平性も配慮しつつ、適切な情報提供を図る必要がある。</p> <p>既存の情報提供手法も含め、インターネット環境や情報伝達媒体の変化を見据え、多様な情報提供媒体を活用するとともに、災害時等に備えた情報発信体制も構築する。また、様々な情報を整理し、必要とする層に求める情報を届ける仕組みづくりについて検討を進め、市政情報を適時的確に発信する体制を整える。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(2) 広聴の充実</p>	<p>広聴の機会と手段の充実</p>	<p>適切な行政サービスを実施するためには、的確な市民ニーズの把握が重要である。 これまで、市長への手紙や市民と市長のタウンミーティング、市政アンケートなど様々な手法を用いて市民の意見を伺ってきた。特にタウンミーティングでは年配の方から大学生まで幅広い年齢層の市民との意見交換を実施してきた。 今後も引き続き、市民意見への傾聴を重視し、市民との対話の窓口の充実をより一層図っていくとともに、相談窓口の連携を推進していく。</p>	<p>(2) 積極的な情報発信と市民ニーズの把握 市政に関する情報は、様々な媒体を活用して発信しているが、市民による新しい視点の提案が活発に行われるよう市政情報をわかりやすく、分析・活用しやすい形で積極的に提供する。特に予算や財務状況は市政運営の根幹をなすものであることから、新しい地方公会計制度による財務諸表等を活用するなど、市民によりわかりやすい内容や方法で公表を行う。 また、市民ニーズを的確に把握し、市政に反映させるため、タウンミーティングや市政アンケートなど様々な手段の充実を図るとともに、共有すべき市民意見や課題については、市民と市が共有し、ともに協力しながら課題を解決していく。</p>	<p>(2) 積極的な情報発信と市民ニーズの把握 市政に関する情報は、様々な媒体を活用して発信しているが、市民による新しい視点の提案が活発に行われるよう市政情報をわかりやすく、分析・活用しやすい形で積極的に提供する。特に予算や財務状況は市政運営の根幹をなすものであることから、新しい地方公会計制度による財務諸表等を活用するなど、市民によりわかりやすい内容や方法で公表を行う。 また、市民ニーズを的確に把握し、市政に反映させるため、タウンミーティングや市政アンケートなど様々な手段の充実を図るとともに、共有すべき市民意見や課題については、市民と市が共有し、ともに協力しながら課題を解決していく。</p>
	<p>広報と広聴のサイクルの確立</p>	<p>市ホームページでの問い合わせフォームやよくある質問ページ等を引き続き活用したほか、市民と市の双方向のコミュニケーションが可能となるソーシャルメディアでの情報発信を開始した。また、広報・広聴部門の連携を進めるため、定例協議会を開催し情報共有を図っている。 これまで、広報担当と広聴担当の情報共有を図るため、定期的に情報交換の場を設け、連携を図ってきた。今後も引き続き、広報と広聴がそれぞれ一方通行にならないように連携の推進を図っていく。</p>		
<p>基本施策4 公共施設の再配置・市有財産の有効活用</p>				
<p>公共施設は、老朽化が進んでおり、保全整備による耐用年数の延伸や、現有資産をできる限り有効に活用しながら、30～40年先を見据えた公共施設の配置を行うとともに、計画的な建替えを行っていく必要がある。このため、「公共施設配置の基本的な方針」(第4章-3、本計画期間における基本課題「課題C」参照)に基づきながら再配置等を実施していく。一方、都市基盤のリニューアルも必要があり、これらとともに、公共施設の配置や整備を推進していくためには、大規模な投資が必要となる。そのため、これまで備えてきた基金の活用や、活用の見込みのない市有地等の売却による歳入確保を図り、他の施策への影響を最小限にしておく。しかし、財政環境が厳しくなることは不可避であり、「選択と集中」の観点から施策の最適化を図っていく必要がある。</p>				
<p>(1) 公共施設の再配置と計画的整備の推進</p>	<p>「公共施設配置の基本的な方針」に基づき、市民・市議会・行政が情報を共有しながら、公共施設の適正な配置を推進する。</p>	<p>平成25年3月に作成・公表した「武蔵野市公共施設再編に関する基本的な考え方」に対する幅広い市民の意見を把握するため、無作為抽出によるアンケートを実施するとともに、シンポジウムを開催して市民への周知を深め、有識者の意見等も参考にしながら再編案の検討を進めてきた。 現在は、学校施設や地域コミュニティのあり方など、各分野における考え方や課題整理と整合を図るとともに、引き続き市民の理解を得られるような取組を重ねながら、都市インフラも含む「公共施設等総合管理計画」として、策定を進めている。</p>	<p>(1)公共施設の再編 「公共施設再編に関する基本的な考え方」(平成25年3月)に基づき、老朽化が進む公共施設の再編を検討してきたが、これに上下水道や道路など都市基盤も加え、市民生活を支える施設サービスを安定して提供していくための「質・量の見直し」等を含めた「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の統合や複合化、総量縮減、既存施設の有効活用などを推進する。</p>	<p>(1) 総合的・計画的な公共施設等マネジメントの推進 将来にわたり健全な財政運営を維持するとともに、安全で時代のニーズに合った公共施設等を整備・提供していくために、公共施設等総合管理計画を策定する。この計画で長寿命化や総量縮減、整備水準の見直しなど公共施設等の全体のマネジメントに係る「基本方針」、学校や道路など施設類型ごとの維持・更新に関する考え方を定めた「類型別整備方針」及び中長期的に期待される維持・更新費用の削減額を「目標」として示し、個々の施設の維持・更新に取り組む。</p>
	<p>一定の広さを持つ未利用地については、公共施設の建替え用地として活用する。</p>	<p>公共施設建替え用地の確保(旧中央図書館跡地、市営西久保住宅跡地)</p> <p>今後建替えを控える公共施設を含む公共施設再編案の検討において、二つの跡地を建替えの際に必要な重要な用地として確保しているところである。</p>		
	<p>継続して活用していく施設については、計画的な保全・修繕を行っていく。その際は、「安全」「福祉」「環境」などに配慮した施設整備を行う。</p>	<p>公共施設の総合的・計画的整備(ファシリティマネジメント)の推進</p> <p>平成17年度より「武蔵野市公共施設保全整備の方針」に基づき劣化保全整備を行ってきた。また、耐震性能、安全性能、既存不適格整備等についても順次実施している。今後も平成27年度に作成予定の「公共施設等総合管理計画」や「武蔵野市公共施設再編に関する基本的な考え方」に基づく施設整備に連動して将来も使用していく施設については、引き続き有効な整備を実施していく。</p> <p>平成25年、国により作成された「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、市町村に対してインフラ・建物を対象とした「公共施設等総合管理計画」を作成することが要請された。これまで建物のみを公共施設と捉えて資産管理計画を検討してきたが、今後は平成27年度に作成予定の「公共施設等総合管理計画」の中でインフラも含め全庁的に作成していく。</p>		
	<p>施設利用者満足度調査の実施</p>	<p>これまで公共施設については「利用者満足度」を基に整備を推進している事例が多かったが、国土交通省で公衆の利便性を図ることを目的として調査を始めている。今後はこの動向を注視しつつ、「公共施設等の総合的・計画的整備の推進」の事業の一環として、本市の施設にも取り入れられるか検討していく。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(2) 市有財産の有効活用</p> <p>公的不動産(PRE)の活用を戦略的にを行い、市が所有する土地・建物を有効に活用しながら公共施設の建替え等を進めるほか、利用計画の定まっていない物件については、売却や賃付などを行い、管理コストの削減に努めるとともに歳入の増加を図る。</p>	<p>未利用・低利用財産の有効活用</p>	<p>方向性が明確に示されていない未・低利用財産について、これまでのところ具体的な有効活用ができておらず、検討段階にある。</p> <p>未利用地・低利用地の有効活用に関する方針において「売却」に分類された土地については、平成26年度、27年度で境界確定を行い、売却及び有効活用の方法については引き続き検討する。売却以外に分類された物件については、暫定利用として、時間貸駐車場等、臨時的な賃付けを行った。</p>	<p>(2)市有財産の有効活用 「未利用地・低利用地の有効活用に関する基本方針」(平成21年5月)を基に、市有財産を有効に活用し、売却や臨時的な賃付による管理コストの削減や歳入の増加を図る。</p>	<p>(2)市有財産の有効活用 「未利用地・低利用地の有効活用に関する基本方針」を基に、市有財産を有効に活用し、将来的にも利活用が難しい市有地の売却や臨時的な賃付により、管理コストの削減や歳入の増加を図る。 また、高齢者・障害者支援や子育て支援、健康・スポーツ等における民間等による施設サービス提供が期待できる分野において、市が保有する土地に民間サービスを誘致するなどPPP(官民連携)も視野に入れて活用の手法を検討し、市民サービスの拡充を図る。</p>
<p>基本施策5 社会の変化に対応していく財政運営</p> <p>世界や国内の経済状況の先行きは不透明であり、今後財政環境は一層厳しさを増していくことが予想されている。健全財政を維持しつつ引き続き質の高い行政運営を行うとともに、経営感覚を重視しながら社会の変化に柔軟に対応するため、行政改革を推進していく。自然災害や新たな感染症の脅威、情報セキュリティに関するリスク等、市政運営には様々なリスクが想定される。危機の発生を防止するための日頃の取組みはもちろん、危機が発生した場合には、的確な行動とともに正確な情報の伝達が求められることから、リスク管理も含めた組織マネジメント力を強化していく。公共サービスの一部を担っている財政援助出資団体では、新公益法人制度への移行が進められている。一方、公共の概念は変化しており、設立目的や役割等を考慮しながら、整理・統廃合を含めた将来のあり方について検討する必要がある。これらのことを踏まえながら、自治体総体としての経営力を高めていく。</p>				
<p>経営力強化からの時代を乗り切るための</p> <p>今後も、最小の経費で最大の効果を発揮する、効率的な市政運営を推進していく。そのため、民間経営の考え方や手法も取り入れながら、財源確保、各種政策資源の有効活用、選択と集中の徹底などを推進するとともに、的確な経営判断や判断結果の迅速な具体化を推進するため、経営力を高めていく。</p>	<p>トップマネジメント及び各マネジメントの強化</p>	<p>市長、副市長、教育長、各部長が出席する会議において、各部長による各部分針及び課題・目標のプレゼンテーションを実施し、市役所経営者層全員でこれを共有するなど、組織マネジメントシステムを着実に推進した。 また、市長をトップとする待機児童対策本部会議や部長をトップとする市債権対策会議の設置など、課題の大きさやその影響する範囲に応じて、部課を超えた横断的なチームを組織し、解決に向け取組みを推進してきた。 それと同時に、会議の生産性向上を図るための部課横断的なチームを作り、既存会議の意義や効率性の検証を進めているところである。</p>	<p>(1)持続可能な財政運営 大型マンションの建設等により、短期的には納税義務者の増等を要因とする歳入増の要素はあるものの、生産年齢人口は平成41年をピークに減少に転じることが推計されている。 少子高齢化に伴う扶助費の増加や老朽化する都市基盤や公共施設の更新に係る費用の増大などが想定され、財政運営の見通しは楽観視できない。 歳入においては、市税等の徴収率の向上、基金と市債の活用、行政サービスにおける受益者負担の適正化を図る。また、市公共施設やパンフレットなどに広告を掲出して広告収入を拡大する。一方、歳出においては経常経費抑制、事務事業・補助金の縮小・廃止も含めた見直しを進めるとともに、それにより創出された財源をより必要と有効性が高いサービスに振り向け、持続可能な財政運営を図る。</p>	<p>(1) これからの時代を乗り切るための経営力の強化 今後も社会環境や市民の意識、価値観などの変化に対応しながら、適切な公共サービスを提供していくことが必要である。財源を確保し、人材も含めた様々な政策資源を多面的に有効活用する。経営的視点を持って的確な政策判断をし、迅速に具体化を進めながら施策の選択と集中を徹底していく。</p>
<p>(2) 健全な財政運営の維持</p> <p>財政運営ガイドラインの作成など、中長期の視点に立った計画的な財政運営を実施していく。</p> <p>また、「行政改革を推進するための基本方針」を見直すとともに、事務事業及び補助金の見直し等を推進する。</p> <p>また、新たな事業を行う際には、常にスクラップ・アンド・ビルドの視点で既存事業の見直しを行っている。</p> <p>入札・契約制度改革を継続するとともに、複式簿記会計のシステム化などについても研究を進める。</p>	<p>財政運営のガイドラインの設定の検討と策定</p> <p>「行政改革を推進するための基本方針」の改定と推進</p> <p>事務事業及び補助金等の見直しの実施</p> <p>新たな複式簿記会計の導入の検討</p> <p>入札及び契約制度改革の更なる推進</p>	<p>財政運営ガイドラインと財政計画のあり方等について検討を行った。 今後、公共施設等総合管理計画の財政見直しとの整合を図りながら、平成27年度に策定する長期計画調整計画の財政計画の中で示している。</p> <p>「第四次武蔵野市行政改革を推進するための基本方針及び武蔵野市行政改革アクションプラン」を平成24年度に策定し、これに基づき平成25年度より各種取り組みを推進している。</p> <p>新規事業を含む複数の事業を一つの政策パッケージとしてとらえ、ビルドアップによる政策効果の最大化を図る政策再編を推進するとともに、「個人に対する補助金」「団体に対する補助金」「扶助費」などの現金給付事業の網羅的評価と評価に基づく見直しを進めている。 武蔵野市補助金評価委員会報告書(平成21年3月)に示された補助金の見直し方針に沿って評価を行なっている。</p> <p>総務省の研究会の検討状況を注視しつつ、当市の資産台帳等の整備状況、新会計システムの導入費用や効果、利用方法等について検討を行う。</p> <p>工事請負契約における総合評価方式を試行している。平成26年度は3件の総合評価方式による入札を行った。平成27年度も引き続き試行を継続する。 プロポーザル方式実施基準作成について、本市のこれまでの実施状況や他市のガイドライン等を参考に平成27年度中に作成する。</p>	<p>(2)健全な財政運営の維持 歳入においては、市税等の徴収率の向上、基金と市債の活用、市有財産の有効活用、行政サービスにおける受益者負担の適正化を図るなど、より一層の歳入確保に努める。一方、歳出においては個々の事業・施策を総合的に考え、その有効性とサービス水準を見直し、新たな事業を生み出す政策再編を進め、資源配分の全体最適を図り、持続可能な財政運営を進める。</p>	<p>また、入札・契約制度改革を継続し、透明性・公平性の確保に留意しつつ、工事請負契約においては、技術力と価格の双方を総合的に評価する総合評価方式(市町村向け簡易型)を導入する。</p>

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(3) ICT化による業務の効率化の推進</p>	<p>情報システムのあり方の検討</p>	<p>「武蔵野市情報システム調達ガイドライン」に基づき、住民情報システムや内部統合情報システムの再構築をはじめ、各課システムの導入・構築・運用等にかかる経費の抑制と業務の標準化を支援した。さらに、サーバ仮想化技術による庁内仮想化基盤の構築(住民情報系と内部統合系)を行い、住民情報は介護保険・障害者福祉・保育の各システムを仮想化基盤に統合した。平成26年度は、庁内ネットワーク統合(住民情報系と内部統合系)の実施や、住民情報の仮想化基盤に健康情報システムと公営住宅管理システムを統合し、内部統合の仮想化基盤にGIS、CAD、人給・庶務事務システム等の統合などを進めた。27年度は、人給庶務事務システム、職員ポータル、文書管理、生活保護の各システムが仮想化基盤に搭載される予定である。</p>	<p>(2)ICT化による業務の効率化 行政運営においては、ICTの利活用等により庁内の事務をより効率化し、それぞれの業務において最適な仕組みを確立することで、行政サービスのさらなる充実を図る。</p>	<p>各部門の業務については、市民の利便性の向上や個人情報保護の保護に留意しつつ、ICTの利活用を推進するとともに、職員が働きやすい仕事環境の整備について検討する。また、災害時や繁忙期の機動的職員配置に備え、仕事の手順の標準化、見える化などを進め、効率性や生産性の向上につなげていく。</p>
	<p>また、昨今自治体クラウドの導入を進める自治体も出てきているが、その機能を十分に発揮するためには、他の自治体との事務の標準化等について検討すべきである。このような観点も踏まえながらICT化による業務の効率化を推進する。</p>	<p>本市では、免費構築である本庁舎西棟6階に可用性の高いサーバーラームを有していることから、クラウドへの取組みにあたっては、仮想化基盤の活用を前提とし、プライベート・クラウド方式(設置場所は本市だが、システム資産を本市で保有せず事業者資産とする方式)にてクラウド化に取組むこととする。 また、社会保障・税番号制度について各市町村が利用する自治体中間サーバーのハードウェア整備について、地方公共団体情報システム機構が提供するプラットフォームをクラウド利用することとした。</p>		
<p>(4) リスク管理能力・危機対応力の強化</p>	<p>組織のリスク管理能力と危機発生時の対応力の強化</p>	<p>平成22年7月に設置した危機管理検討委員会において、全庁的なリスクマネジメント対策について検討し、平成24年8月に同委員会報告書として、武蔵野市のリスクマネジメントの現状及び対応の方針についてまとめた。リスクに対する職員の知識・意識を向上させるための取り組みとして、リスク事例(発生原因・対策等)を継続して収集し、組織として整理・情報共有・継承していく。</p>	<p>(3)組織のリスク管理能力向上 市政運営において想定される様々なリスクを未然に防ぐだけでなく、自然災害等のリスクに備え、日頃から職員の危機管理意識向上に努めるとともに、危機発生時の対応力を強化するため、各種マニュアル等の整備を行い、組織としてのリスク管理能力を向上させる。</p>	<p>(3)リスク管理能力・危機対応力の強化 市政運営において想定される様々なリスクを未然に防ぐだけでなく、自然災害等のリスクに備え、日頃から職員のリスク管理に対する意識向上に努める。また、危機発生時の対応力を強化するため、日頃よりリスク事例を共有するとともに、各種マニュアル等の整備を行う。</p>
	<p>業務上発生するあらゆるリスクを抽出、体系化するとともに、事例を共有することで、組織全体のリスク管理能力を高めていく。</p>	<p>市民の権利・利益を守り、行政の安定的・継続的な運営のためには、市民の個人情報等の重要な情報を様々な脅威から防御するとともに、日々の業務の中で適正な管理をしていく必要がある。具体的には、情報セキュリティポリシーの周知徹底と定期的な見直し、情報セキュリティ内部監査の実施(全部署を3年間で監査)、情報セキュリティ自己点検(全課対象)、情報セキュリティ研修の実施を通じて実現していく。さらに平成26年度は、システム入替に伴う住民情報システムに特化したセキュリティ研修を悉皆で行うとともに、個人情報取扱事務手順の見直し、職員の危機管理意識の向上、アクセスログ監視、庁外からの照会等への対応基準検討などの取り組みを行い、全庁における個人情報保護体制の強化を図った。平成27年度には、マイナンバー制度開始と総務省のセキュリティポリシーガイドライン改定を踏まえ、既存のポリシーの改定と、マイナンバーの取扱を定めた「マイナンバー取扱規程(仮称)」の作成を行う。また、インターネット経由の標的型攻撃に備え、庁内システムデータの保存場所について、現状把握と再点検を行い、可能なところから見直しを実施した。今後、現状のネットワーク環境における管理運用の強化も実施していく。</p>		
	<p>また、自然災害などに備えて策定している業務継続計画(BCP)を更新していくとともに、各種の情報システムに関するBCP策定の取組みを全庁的に行う。</p>	<p>平成24年2月に策定した業務継続計画(BCP)震災編<素案>を、平成25年4月に策定した地域防災計画の下位計画とし、「震災対応型BCP」として更新していく。 毎年実施している組織概要調査に危機発生時の各課における業務マネジメントの視点を取り入れ、各課業務を危機管理の視点から把握し、継続的に業務継続計画を見直す機会とする。</p>		
<p>そして、BCPを有効に運用するためにPDCAサイクルに基づく業務継続マネジメント(BCM)を強化し、訓練や点検作業等を常に行っていく。</p>	<p>平成25年2月に策定したICT業務継続計画について、平成26年3月に実施した教育訓練に基づいた課題の洗い出しを行った。また、平成26年10月には住民情報システム保守事業者との連携訓練を実施した。27年度は、運用手順書に記載している「継続的な見直し作業」の一環として、定期的な訓練の実施及び訓練に伴う改善点の洗い出し、手順書等の各書類の修正作業を実施する。</p>			
<p>け(5) 適正な受取負担にお</p>	<p>適正な受取と負担の検討</p>	<p>4年ごとに全面的な見直しを行っており、平成24年度に見直しを行った。見直しにあたっては、受益者負担の原則、公平性の確保、財政運営面からの適正収入の確保並びに他の自治体との均衡などを考慮して、総合的に判断を行った。 使用料・負担金等は11件、手数料は2件、減免は8件、あわせて21件の見直しを行った。</p>	<p>歳入においては、市税等の徴収率の向上、基金と市債の活用、行政サービスにおける受益者負担の適正化を図る。(再掲)</p>	<p>歳入においては、市税等の徴収率の向上、基金と市債の活用、行政サービスにおける受益者負担の適正化を図るなど、より一層の歳入確保に努める。(再掲)</p>
	<p>また、一方で行政サービスを活用した広告収入の拡大も検討していく。</p>	<p>広告収入等の拡大に関する検討</p>	<p>市施設における広告収入やその他広告を活用した歳入増の確保策を検討する。</p>	

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(6) 財政援助出資団体に関する将来像の検討</p> <p>今日、公共の概念は広がり、公共サービスの提供主体は市民活動団体から企業まで多様化していること等から、行政や財政援助出資団体が担うべき役割を精査する時期がきている。</p> <p>そのため、財政援助出資団体でも経営改革を推進していくとともに、社会状況の変化も踏まえ、整理・統廃合を含めたあり方の検討が必要である。</p> <p>また、民間等との競合関係を念頭に、指定管理者制度のあり方についても検討していく。</p>	<p>財政援助出資団体に対する指導の強化</p>	<p>財政援助出資団体の指導監督手法の検討にあたり、庁内検討委員会を設置した。 その中で、経営懇談会や副市長によるヒヤリング等がより有効に活用され、PDCAサイクルが十分機能するよう改善案を検討した。 検討結果については報告書にまとめ、財政援助出資団体や所管課に提示した。 今後は、より具体的な手法について検討する。</p>	<p>(4)財政援助出資団体の統合と自立化 財政援助出資団体については、社会状況の変化に対応し、より効率的・効果的なサービス提供を実現するため、(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の統合、(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合、(社福)武蔵野及び武蔵野交流センターの自立化を目指す。</p>	<p>(4)財政援助出資団体の統合と自立化 公共サービスの提供主体が多様化しており、これまで財政援助出資団体が担うべき役割について検討をしてきた。社会状況の変化に対応し、より効率的・効果的なサービス提供を実現するため、(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会及び(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合の準備を進め、(社福)武蔵野及び(有)武蔵野交流センターの自立化を目指す。</p>
	<p>各団体における経営改革等の支援</p>	<p>財政援助出資団体の経営改革等の推進に向け、専門業者の支援も得て課題を整理し見直しの方向性について検討を進めた。 財政援助出資団体の見直しを進める中で、指導監督手法についても見直しを行い、報告書にまとめた。 今後は、より具体的な手法を検討する。</p>		
	<p>統廃合を含めたあり方の検討</p>	<p>財政援助出資団体の見直しにあたり、庁内検討委員会において「財政援助出資団体の見直しに関する基本方針」を制定した。 この基本方針に基づき、各財政援助出資団体が行う全事業の棚卸しを行い、公益性、サービス水準、担い手の観点から事業の必要性・妥当性について専門業者のノウハウも活用し検証した。 事業の棚卸しの結果より、財政援助出資団体の統廃合について検討を進め、具体的な見直し原案を作成した。 今後は、第五期長期計画・調整計画の中で、見直しを検討する。</p>		
	<p>指定管理者制度等における基本方針の改定</p>	<p>指定管理者の指定替えを検討するにあたり、現行の「指定管理者制度導入に係る基本方針」の改定を進め、特に定型的な管理業務が主な公の施設について指定管理者の公募を行った場合の効果や問題点を検証した。 改定後の「基本方針」に沿って、現に指定管理者制度を導入している公の施設ごとに、より効率的・効果的な主体への指定管理者の指定替えを行う。</p>	<p>また、財政援助出資団体への指導監督や経営改革等の支援、指定管理者制度のあり方については、引き続き研究を続ける。</p>	
<p>基本施策6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営</p>				
<p>市を取り巻く社会環境は刻々と変化しており、これからは魅力あるまちであり続けるために、市の職員は常に公共課題の本質を見極めながら、新しい課題に対して誠実かつ果敢に取り組み続けなければならない。そのため、これまで培ってきた知識や技術を継承するとともに、職員一人ひとりの能力の向上と、その能力を活かせる組織・人事制度の構築及び組織風土の醸成に取り組む。</p>				
<p>(7) 目的意識を持ち自らチャレンジする人材の育成</p> <p>日常業務を通じ、上司から部下へ、先輩から後輩へと、技術・経験や仕事に対する姿勢・価値観を伝えていくとともに、自ら意欲的に学習し、自律して行動する人材を育成する。</p> <p>常に社会の変化を感じ大局的な視点から業務の目的を認識するとともに、経営感覚をもって変革と創造にチャレンジする人材を育成する。</p>	<p>職員行動指針の定着</p>	<p>全庁周知し、所属の目標を定める際などに職員行動指針に基づいて検討するよう促している。また、職員証裏面と職員ポータルシステムのトップページといった日常的に職員が目にするところに掲載することで、常に職員行動指針に基づいた行動を意識するよう呼びかけている。</p>	<p>(1)チャレンジする組織風土の醸成 市の職員には、常に公共課題の本質を見極めながら、新しい課題に対して誠実かつ果敢にチャレンジし続ける、高い意欲と能力が求められている。先人たちの築いた市政の歴史と伝統を踏まえ、様々な仕組みや資源等を最も効果的に活用して、新しい課題を解決することができる地域経営感覚を身に付けたい。</p>	<p>(1)個の能力を活かし組織力を高める人事制度と人材育成 より多くの市民の満足の向上には、それぞれの立場、考えなどを尊重し、前例踏襲や既存制度の枠組みにとらわれない適切な政策・施策をチームとして実現していく力が求められる。</p>
	<p>仕事を通じた人材育成の仕組みづくり</p>	<p>各部の業務改善・政策立案等に活かすために政策研究制度を引き続き実施し、関係部署間で共有すべき課題についての専門家による講義や資格取得のための合同研修の実施について、10部30課193名の旅費や負担金の支援を行った。平成26年度からは、「チャレンジする組織風土への変革プロジェクト」を試行で実施し、自発的な職員へと参加者の意識変革を促すと共に、チャレンジを応援する職場風土の醸成に向けて、コーチングの手法を活用した取組みを行った。</p>		
	<p>業務改善へ向けた提案・工夫に対する奨励の仕組みづくり</p>	<p>業務改善提案制度を人事課所管の表彰制度と一体化する形で、「よい仕事表彰」としてリニューアルした。(平成25年度以降は人事課)</p> <p>よい仕事表彰制度開始から1年余が経つことを契機に、制度に関する課題等の調査と見直しを検討し、部長ヒヤリングも行った。その結果①部長賞の選定基準、②人事評価との差異、③部長賞選出の頻度が主な課題として挙がり、この3点に基づき、制度の目的(ねらい)を整理・明確化し、再度全庁に周知することで、より活発に制度が使用され、職員に浸透していくことを目指した。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
<p>(2) 個の能力を活かし組織力を高める人事制度の確立</p>	<p>職員の主体性と自律を引き出す人事配置のあり方の検討</p>	<p>職務に関する高度かつ専門的な知識及び経験を有する職員をエキスパート職員として認定するエキスパート職員配置制度を開始した。26年4月1日施行の要綱で福祉、税務、債権管理の3分野を専任分野として定め、26年度は福祉、税務の各分野1名のエキスパートを認定し、障害者福祉課、資産税課に配置した。今後は専任分野の拡大について検討する。</p>		<p>そのため、チャレンジが評価につながるような組織・人事制度を実現し、また職員採用時から、評価とフィードバックや研修、自己研鑽などを通じた体系的な人材育成を行っていく。</p>
<p>行政需要や環境の変化に柔軟に対応し、複雑な課題にもチャレンジする活力ある組織であり続けるため、職員一人ひとりの強みが活かせる人事制度を確立する。</p>	<p>人事評価制度の改善</p>	<p>人事評価制度と査定昇給制度の納得性を高める仕組みづくりに向けた取組みの前段として、現行の制度が適切に運用され、機能しているかを検証するため、外部の専門機関による客観的評価(アセスメント)を平成26年度に実施した。その一環として実施した職員アンケート及びヒアリングの調査結果も踏まえ、課題及び改善提案について実施機関より報告を受けた。その報告内容を基に、現行制度の運用上の課題と見直しの方向性について検討した。平成27年度に制度運用の見直しの内容を確定し、今後はこれに基づき順次見直しを図っていく。また、評価者の能力向上を目的とした、「目標設定研修」と「面接研修」を新たに実施した。</p>		
<p>職務・職責に応じた給与制度の改善</p>	<p>職務・職責に応じた給与制度の改善</p>	<p>平成26年10月から都表に移行した(経過措置あり)、都人事委員会勧告に基づき平成27年4月より給料表を引き下げ、平成28年4月より地球手当を15%から16%に引き上げることとした。また同勧告で課長補佐職、係長職の統合が示され、給料表が6級制から5級制となったため、今後、本市においても課長補佐、係長のあり方を検討する。</p>		
<p>(3) 職員構成や就労環境の多様化を見据えた組織のあり方の検討</p>	<p>職員一人ひとりの異なる属性、価値観や生活状況を認め、個性を活かして最大限に能力を発揮できる風土を醸成していく。</p>	<p>平成27年3月に策定した武蔵野市第二次特定事業主行動計画の中で、女性職員のキャリア形成支援について記載した。女性職員のキャリア形成支援については、キャリア形成をイメージできるよう、女性管理職や仕事と生活の調和をとりながらメリハリをつけて働いている女性職員のワークライフバランスの取り方について、実用的なノウハウを共有する。また、管理職になるにあたっての不安や課題を把握し、それらを取り除く支援を行う。</p>	<p>(2)柔軟な組織運営 それぞれの職員の強みを活かし、働き方の多様化に対応できる人事・組織運営を実現するために、すべての職員の仕事と生活の両立を実現するワーク・ライフ・マネジメント30を組織的に推進する。 そのための環境づくりの一つとして、ICTのさらなる活用による会議や事務の効率化のほかフリーアドレスオフィス制31、フレックスタイム制の導入など、生産性を上げる柔軟な働き方を推進する取り組みについて検討するとともに職員のタイムマネジメント意識向上に努める。 各課の業務については、災害時や繁忙期の機動的職員配置に備えて、手順の標準化、見える化を進め、仕事の効率・生産性向上につなげていく。</p>	<p>(2) 効率良く働き成果をあげるための仕事環境の整備 職場のコミュニケーションの活性化と職員一人ひとりの強みが活かせる仕事環境を整備するため、従来型の勤務スタイルにとらわれない、仕事の仕方を検討する。 国全体の労働政策や民間の動向も踏まえ、長時間労働は必ずしも大きな成果をもたらさないという観点を持って、ワーク・ライフ・マネジメントを組織的に推進していく。そのため、タイムマネジメント意識の向上を通じ、多様な働き方、キャリア形成ができる環境を整えていく。 各部門の業務については、市民の利便性の向上や個人情報保護に留意しつつ、ICTの利活用を推進するとともに、職員が働きやすい仕事環境の整備について検討する。また、災害時や繁忙期の機動的職員配置に備え、仕事の手順の標準化、見える化などを進め、効率性や生産性の向上につなげていく。</p>
<p>また、女性管理職の登用など男女共同参画を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や柔軟な働き方についても検討する。</p>	<p>女性管理職登用など女性の能力発揮の機会の拡大</p>	<p>平成26年度特定事業主行動計画の改定の中で、下記の事項についての検討及び取組みを行う予定である。 職員が高い意欲を持って心身ともに充実した状態で働き、十分に仕事の成果をあげられるようにしていくため、育児短時間勤務、時差出勤制度、フレックスタイム制度等、職員が仕事と生活のバランスを取りやすい制度を検討する。 仕事と育児・介護にかかる時間の調整に苦労している職員も少なくないことから、超過勤務削減や休暇の取得促進をはかり、働く者の多様性を考慮した仕事の生産性向上への取組みを行う。</p>		
<p>柔軟かつ多様な働き方を支援する制度の検討</p>	<p>柔軟かつ多様な働き方を支援する制度の検討</p>	<p>平成26年度特定事業主行動計画の改定の中で、下記の事項についての検討及び取組みを行う予定である。 職員が高い意欲を持って心身ともに充実した状態で働き、十分に仕事の成果をあげられるようにしていくため、育児短時間勤務、時差出勤制度、フレックスタイム制度等、職員が仕事と生活のバランスを取りやすい制度を検討する。 仕事と育児・介護にかかる時間の調整に苦労している職員も少なくないことから、超過勤務削減や休暇の取得促進をはかり、働く者の多様性を考慮した仕事の生産性向上への取組みを行う。</p>		
<p>嘱託職員や臨時職員のマネジメントを適切に実施していくため、事務支援や任用・服務に関するガイドラインの策定を行う。</p>				
<p>また、これらの任用事務の標準化・集約化を推進したうえで、外部化を含めたあり方を検討する。</p>				
<p>定年延長に対応した多様な働き方を含む任用のあり方の検討</p>	<p>定年延長に対応した多様な働き方を含む任用のあり方の検討</p>	<p>「地方公務員の雇用と年金の接続について」の国からの要請を受け、平成25年度にフルタイム勤務を含めた再任用制度についての検討を行い、平成26年度より、新たなフルタイムの再任用の実施、及び、年金支給開始年齢に達する年度までの間は、基本的に希望者を再任用する方針とした。今後も、平成28年度を目途に国から新たな方針が示される見込みであり、動向を注視していく。</p>		

第五期長期計画の記載内容	実行計画事業	事業実施状況(H27.7月現在)	討議要綱の記載内容	調整計画案の記載内容
	職員の心身の健康維持・向上の推進	<p>健康診断については平成24年度に項目を拡充。今後も有所見者の減に向け、法改正等も踏まえながら内容について検討・実施する。平成25年度より新人に対する保健師面談を実施したほか2年目の職員に対してメンタルタフネス研修を実施。新任係長向け研修も研修に参加しやすい環境を整備した。今後も効果的な研修ができるよう、方法、対象者等を研究していく。平成26年度より産業カウンセラーを月2回に増やし、より細かい対応がとれるようにした。</p> <p>復職訓練に関しては、平成25年度より復職訓練期間の延長を可能にしたほか、訓練に際して所長と情報共有する仕組みを構築した。今後とも効果的な訓練方法等について検討する。</p>		
化（4）今後の自治体のあり方の検討と職員定数の適正	次期職員定数適正化計画の策定	<p>平成25年度から28年度までの4か年で140人の職員定数削減及び49人の職員数の純減を目標とする第6次定数適正化計画を24年度に策定した。この定数適正化については、より効果的・効率的な行政課題解決に向けた体制づくりのため、定数削減とともに集中的な職員配置を図った結果、平成24年度末に比べ、平成26年4月1日現在で職員数は12人の純減となった。</p>		(3)今後の自治体のあり方の検討と職員定数の適正化 多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、組織や機構を見直し、増減を含めた適正な職員定数の管理を行う。財政援助出資団体への職員派遣のあり方については、団体の自立性やガバナンスを高めるため、各団体の人員体制に配慮のうえ、人的支援は必要最小限にする。
	市民の雇用創出の推進	<p>平成24年度は嘱託職員等の管理事務の集約や外部化の検討をしたうえで、臨時・非常勤職員の役割と任用事務に関するルールを整理した任用主管課担当者向けのガイドラインを作成した。</p> <p>平成25年度はガイドラインに関する庁内説明会を行い、定めたマニュアル及びルール等の周知を行い、関連する事務の一律化を図った。また、障害者雇用においては知的障害者1名を嘱託職員として任用した。</p> <p>平成26年度は従来の任用方法を続けながら、年齢要件の見直しを検討し若年層の未就労者に対する就労促進を図る。また、障害者の庁内実習とその後の任用とをつなげる仕組みを検討し、さらなる市民の雇用創出の充実を図る。</p>		